

【 目 次 】

1. 北海道〔所有者不明の猫対策〕	1
2. 岐阜県〔所有者不明の猫対策（地域猫活動の推進）〕	8
3. 静岡県〔所有者不明の猫対策（TNR 活動）〕	14
4. 山口県〔所有者不明の犬対策〕	17
5. 鹿児島県〔所有者不明の犬猫対策〕	22
6. 福岡市〔地域猫対策の推進〕	27
7. 長野市〔所有者不明の犬猫対策と教育活動の推進〕	30
8. 神奈川県〔マイクロチップ等所有明示の推進〕	38
9. 徳島県〔マイクロチップ等所有明示の推進〕	41
10. 香川県〔マイクロチップ等所有明示の推進〕	45
11. 岡崎市〔(猫の)マイクロチップ等所有明示の推進〕	51
12. 鹿児島市〔マイクロチップ等所有明示の推進〕	54
13. 北海道〔広域譲渡の推進〕	58
14. 茨城県〔広域譲渡の推進〕	62
15. 静岡県〔広域譲渡の推進〕	67
16. 徳島県〔広域譲渡の推進〕	71
17. 東京都（台東区）〔保護犬の譲渡の推進〕	73
18. 愛知県〔保護された幼齢犬猫対策（ミルクボランティア）〕	77
19. 福岡市〔保護された幼齢猫対策（ミルクボランティア）〕	81
20. 千葉市〔普及啓発(適正飼養)の推進〕	84
21. 川崎市〔普及啓発(適正飼養)の推進〕	87
22. 長野市〔適正飼養(普及啓発)の推進〕	92
23. 千葉県〔教育活動の推進〕	101
24. 八王子市〔教育活動の推進〕	105

1. モデル事業全体の内容

絶滅危惧種であるウミガラスなど海鳥の繁殖地として知られる北海道羽幌町の天売島では、飼い主のいない猫（野良猫）の増加により、海鳥を含む生態系や住民の生活環境が大きく影響を受けているほか、天売島の厳しい自然環境は野良猫にとっても過酷な環境であることから、行政機関や獣医師会、動物愛護団体などの協働を通じて、殺処分することなく島内に生息する野良猫をいなくすることにより生態系を維持しつつ人と猫と海鳥との共生を目指している。

具体的には天売猫方式（野良猫の捕獲 → 島外搬出 → 医療行為を実施 → 北海道内のシェルターや一時預かりボランティアなどによる馴化 → 譲渡会などでの譲渡）による野良猫対策を行うとともに、島内の飼い猫の適正飼養の普及啓発や、天売猫（天売猫方式により捕獲等された猫）に係る取組をきっかけに構築された協働体制（行政、獣医師会、動物愛護団体などとの連携）を活用し、天売島の野良猫対策のみでなく、北海道全体の動物愛護管理・適正飼養の推進にも取り組んでいる。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

（実施主体）

○「人と猫と海鳥が共生する天売島」連絡協議会

行政機関（羽幌町、北海道、環境省羽幌自然保護官事務所）、公益社団法人北海道獣医師会、北海道D0ぶつnet（道内の動物愛護団体のネットワーク組織）などで構成。

（平成27年度実施内容）

（1）天売猫証明書等の作成

天売猫やその飼い主や一時預かりボランティアであることの証明書などを作成・配布。

（2）天売島の猫問題を啓発するWebページの作成

天売島の猫問題の経緯、「人と海鳥と猫が共生する天売島」連絡協議会の紹介、取組内容、馴化中や譲渡対象の天売猫の紹介、イベント告知及び報告、里親及び預かりボランティア募集等を掲載するWeb ページを作成。 (<http://teuri-neko.net/>)

（3）譲渡会周知のためのリーフレット等の作成

天売猫の譲渡会の開催（計4回）を周知するためのリーフレット・ポスターを作成・配布。

（4）天売島の猫問題を啓発するための映像の作成

天売島の猫問題に関する普及啓発映像（大人用と子供用の2種類）を作成し、譲渡会などでの上映を通じて啓発を実施。

(平成 28 年度実施内容)

(1) 島内の飼い猫の適正飼養を目的としたハンドブックの作成

島内における飼い猫（現在約 40 匹が飼い猫として登録）の適正飼養を促進するために、猫の習性や病気などの基礎知識のほか、適正な飼い方や外飼いの危険性などについて記載した「しあわせ天売猫ハンドブック」を作成。

(2) 野良猫のより良い譲渡のための講習会の開催

北海道全体における野良猫のより良い譲渡を促進するため、「シェルターメディスン講習会（講師：田中亜紀氏）」を開催し、主にシェルター（保護収容施設）における獣医療について、道内の行政関係者や動物愛護団体、獣医師、学生などを対象とした講習会を開催。

(平成 29 年度実施内容)

(1) 島内における飼い猫の適正飼養促進のための獣医師による健康診断や講演会の実施

天売猫に係る取組や飼い猫の適正な飼い方などについて島民により深く理解してもらうことを目的に、「天売猫まつり」を 7 月に開催し、獣医師による島内の飼い猫（飼い犬を含む）の健康診断や血液検査、ワクチン接種の実施、適正な飼い方についての講演会を実施。

(2) 北海道内の飼い猫の適正飼養の促進を目的としたハンドブックの作成

昨年度のモデル事業で実施した「しあわせ天売猫ハンドブック」をベースに、北海道全体における飼い猫の適正飼養の促進を目的として、猫の習性や適正な飼い方、猫がかかりやすい病気などの基礎知識について記載した「猫の健康飼育ハンドブック」を作成。

(3) 野良猫のより良い馴化などを目指した講習会の開催

天売猫に関わる関係者からの様々な報告を通じて、天売猫の取組を広く周知するとともに北海道全体における動物愛護管理・適正飼養を推進することなどを目的とした「天売猫ミーティング & 猫の譲渡会」を実施。

【成果及び評価】

平成27年度

普及啓発素材や譲渡会のリーフレット等により多くの人達が天売猫の問題に関心を持ってもらう事ができた。結果、冬期に行った 4 回の譲渡会で約 20 匹の天売猫が飼い主に譲渡された他（事業全体では、約 80 匹の天売猫が約 1 年半で、譲渡されている）、馴化に協力する預かりボランティアに約 40 名の方が登録した。また天売猫の譲渡会には、天売猫以外にも動物愛護団体の保護猫が参加しており、これらの多くの保護猫が飼い主に譲渡されており、相乗効果が高い。

また譲渡会をホームセンターなどで実施することで、以下の点で協働関係が図られた。

協議会側→ホームセンターでも PR してもらうことで、多くの来訪者が期待できるほか、譲渡会目的の人以外の人にも関心を持ってもらう事ができる。譲渡が決まった人に飼養に必要なグッズをその場でアドバイスすることができるなど。

ホームセンター側→譲渡会目的の人が来店してすることで、利用増につながる・譲渡が決まった人が飼養に必要なグッズを購入してくれるなど。

平成 28 年度

(1) 島内の飼い猫の適正飼養を目的とした「しあわせ天売猫ハンドブック」の作成

島内を含め羽幌町内に動物病院がないことも一因として島内における猫の飼養に関する情報が少ない状況であったが、ハンドブックの配布を行うことで島内における猫の適正飼養の一助となった。なお、ハンドブックを読んだ飼い主からは高い評価を得た。

(2) 野良猫のより良い譲渡のための講習会の開催

2月21日に開催した「シェルターメディスン講習会」には約150名の参加者があり、同分野における関心の高さが伺えたほか、アンケート結果では講習内容の評価が高く、またこのような講習会の継続を望む声も多かった。天売島の野良猫問題の解決を目的として設立された協議会であるが、取組を通じて協議会メンバーの連携が深まることでスピノフ的に取組が拡大しており良い形での協働が図られている。

平成 29 年度

(1) 島内の飼い猫の適正飼養促進のための獣医師による飼い猫の健康診断や講演会の実施

島内には約40匹の飼い猫が登録されているが、島内を含め羽幌町内には動物病院がないことから、今後同様の野良猫問題を生じさせないためにも、定期的に獣医師や動物愛護団体が天売島を訪問し飼い猫の健康診断や講演会などを通じて適正飼養の促進を継続的に実施していくことが重要である。なお、7月に実施した際には多くの島民が参加し、また島民からは継続して欲しい旨の要望もあった。

(2) 北海道内の飼い猫の適正飼養の促進を目的としたハンドブックの作成

天売島における野良猫対策が一つのモデルとなり、飼い猫の適正飼養や病気などの基礎知識について多くの飼い主に周知することで、北海道全体における動物愛護管理・適正飼養の底上げにつながると考える。今後獣医師会や動物愛護団体などと連携し、多くの飼い主に本ハンドブックが届くように努めたい。

(3) 野良猫のより良い馴化などを目指した講習会の開催

2月17日に開催した「天売猫ミーティング&譲渡会」には約100名の参加者があり、天売猫に係る取組について多くの人に周知することができたほか、酪農学園大学の郡山准教授による「天売猫の効率的な馴化の研究」の報告では、今後北海道内の保健所などでの保護猫の馴化に活用することで殺処分数の減少につながる可能性も示唆された。

【成果から明らかになった課題】

生態系保全と動物愛護の観点を複合させることで、多くの方が天売猫に係る取組に関心を持ち、結果として天売猫の譲渡が促進され島内の野良猫の減少につながったと考えられるが、一方で島内では飼い猫の外飼いが多く、猫エイズや猫白血病などの感染症が確認されているなど飼い猫の適正飼養は十分とは言えない状況であり、依然として生態系保全への不安も残っている。野良猫問題の再発防止のためには、野良猫の対策を継続するのみでなく、獣医師会や動物愛護団体などを連携し、島内における飼い猫の適正飼養を推進する必要がある。

【課題解決の方向性】

- 島内の野良猫の状況を定期的にモニタリングしながら、継続的な捕獲作業を行う。
- 野良猫問題の再発防止や島内の飼い猫の適正飼養推進のため、定期的に獣医師や動物愛護団体が天売島を訪れ、飼い猫の健康診断や診察、適性飼養についての講習会などを実施できる体制をつくる。
- 天売猫に係る取組を一つのモデルとして、この取組で構築した行政と民間との協働体制を基に、北海道全体の動物愛護管理・適正飼養の推進に取り組む。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

○しあわせ天売猫ハンドブック



<表4>

<表1>

ごあいさつ

人と猫が共生する
天売島連絡協会
代表 高橋 徹
(北海道獣医師会 会長)

猫の健康飼育ハンドブック発行にあたって

天売島は世界でも貴重な島海鳥繁殖地です。近年、島で猫が増え、一部のノラ猫が島海鳥繁殖地に島鳥の卵や雛を捕食したり、巣を壊して島鳥の繁殖が失敗する事例もあり、飼主にもマイクロチップを入れた2匹の飼い猫として島民の方々に登録して頂きノラ猫管理活動の始まりです。

ノラ猫を捕獲し、島外に出して動物病院での健康チェック・ワクチン接種、寄生虫の駆除・不妊去勢手術・マイクロチップの装着を完了した後、島の保護団体やボランティアと一緒に幸せに暮らすように譲渡したり、里親に譲渡会で新しい飼い主さんを探す活動のなかから多謝です。平成30年2月までには保護した数(43匹、島から出した数130匹、譲渡した数100匹)です。

この活動をして分かったことは、新しいノラ猫として入る飼主の衛生病や、皮膚病など寄生虫も多く、これは健康の中で生活している猫の衛生病や、皮膚病などから比べると多いです。

この猫の健康飼育ハンドブックは、猫の特性や病気の症状の特徴を簡単に記載してあります。皆さんが猫の話をより理解して頂き、猫の暮らしを楽しんで頂きたいと思います。

天売島

『人と海鳥と猫が共生する天売島』連絡協会の取り組み

約100万羽の島鳥の繁殖地で「島鳥の繁殖」によって知られる天売島(国語訳音読み)ではノラ猫が増加したことによる島鳥の減少や生活環境への影響が問題となっていました。

そこで行政や獣医師会、動物愛護団体と連携し、「天売島方式(ノラ猫を捕獲し、島外へ搬送させる方法)」で天売島から島外動物愛護団体に送る活動を行っています。最近では島のノラ猫は減少し、島海鳥の繁殖にも支障の恐れがなくなっています。

引き続き天売島の発展を求めると、天売島をきっかけに観光された後援を活用し、里親の募集や動物愛護の活動に取り組んでいます。

猫の健康飼育ハンドブック

【天売島と猫が共生する天売島】連絡協会

【編集担当】

● 行政・保健 町長課

● 北海道 保健生活部保健課

● 天売島連絡協会 代表理事 高橋徹

● 環境省 自然環境保護官事務所

● 公設社団法人 北海道獣医師会

● 獣医師会

● 北海道12市町村

【執筆担当】天売島(国語訳音読み)大学(ノー・ドッグ)

【写真協力】高橋徹(天売島) 猫にもできる100の質問

天売島と猫が共生する天売島連絡協会

ホームページ <http://tenryu-island.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/tenryu-island/>

QRコード

Facebook

猫の健康飼育 ハンドブック

飼い主さん必見!

猫のかりやすい病気や飼育方法について
獣医さんが分かりやすく説明します

発行 / 『人と海鳥と猫が共生する天売島』連絡協会
平成30年3月発行

<表 1>

[illegible]

○猫の健康飼育ハンドブック Web 版（トップページ）

Cat's health care handbook



北海道獣医師会監修

猫の健康飼育

ハンドブック WEB版



飼い主さん必見！
猫のかかりやすい病気や飼育方法について
獣医さんが分かりやすく説明します



サムネイルをクリックすると各ページのPDFが開きます

























▶全体版（PDF：7.0MB）をダウンロード

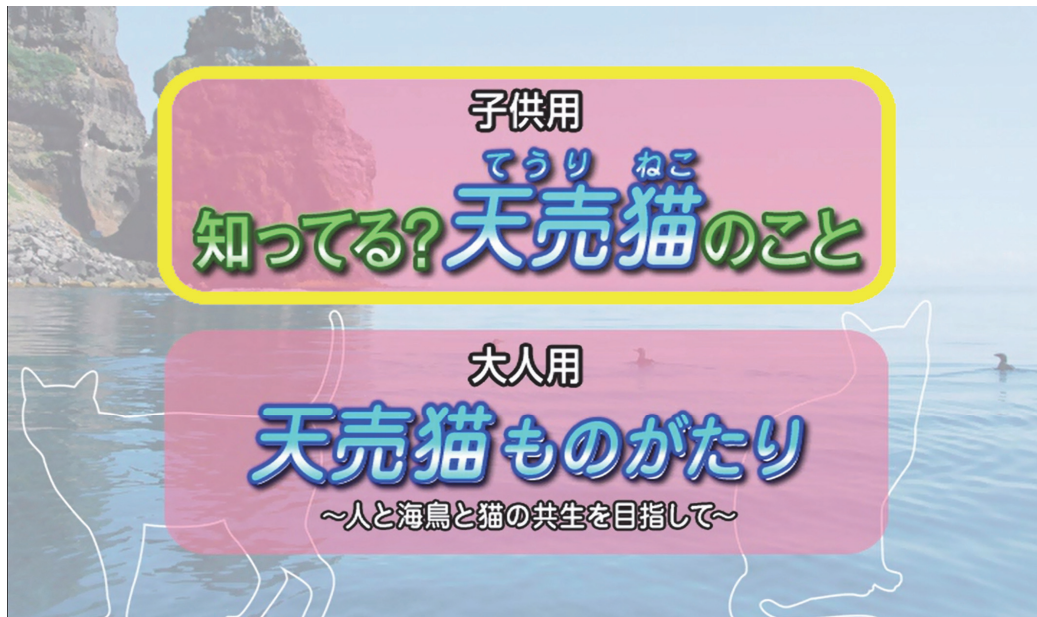
症状別猫の病気検索

[吐く](#)
[下痢](#)
[おしっこが出ない、少ない](#)
[咳、くしゃみ](#)
[よだれが多い](#)
[呼吸が荒い](#)
[水をたくさん飲む、おしっこが多い](#)
[元気、食欲がない](#)

フリーワード検索

Copyright © 2018 北海道獣医師会 All Rights Reserved. 発行／「人と海鳥と猫が共生する天売島」連絡協議会

○天売島の猫問題を啓発するための映像
(メニュー画面)



(オープニング)



(医療シーン)



(譲渡会シーン)



1. モデル事業全体の内容

所有者不明の猫対策（地域猫活動の推進）のため、先進的な取り組みを行っている自治体等の講師による県民を対象とした講習会を実施することで、地域猫活動に興味を持つ地域を増やし、関係する各主体（行政、ボランティア、地域住民）の知識向上を図った。また、地域猫活動を紹介するリーフレットを作成し、講習会等に使用した。

さらに各主体の知識向上だけでなく、地域住民等による地域猫活動が実施されるよう、岐阜県動物愛護センター（以下「センター」）による地域猫活動支援事業を立ち上げ、必要な機材等をセンターに順次配備して、県内各地域での地域猫活動の支援を行った。

2. 平成 27～28 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

○講習会の実施

（１）平成 27 年度に実施した講習会

ア 地域住民向け講習会 2 回（同一内容で異なる 2 ヶ所で実施）

対 象	野良猫に困っている方、野良猫の苦情に困っている自治会の方向け	
日 に ち	①平成 27 年 12 月 12 日（土）	②平成 27 年 12 月 13 日（日）
場 所	羽島市民会館（羽島市）	バロー文化ホール（多治見市）
講 師	高木 優治 氏（新宿区人と猫の調和のとれたまちづくり連絡協議会 顧問）	

イ ボランティア向け講習会 2 回（異なる内容で 2 回実施）

対 象	地域猫活動を行っている（行いたい）ボランティアの方、動物ボランティアに興味のある方向け	
日 に ち	①平成 27 年 11 月 29 日（日）	②平成 27 年 12 月 19 日（土）
場 所	ワークプラザ岐阜（岐阜市）	
講 師	①黒澤 泰 氏 （横浜市神奈川福祉保健センター）	②庄司 直子 氏 （すみだ地域ねこの会代表） （NPO 法人ねこだすけ理事）

(2) 平成28年度に実施した講習会

ア 市町村担当者向け地域猫講習会

対 象	市町村動物愛護・狂犬病予防等担当課職員
日 に ち	平成28年12月14日(水)
場 所	ふれあい福寿会館(岐阜市)
講 師	高木 優治 氏(新宿区人と猫の調和のとれたまちづくり連絡協議会 顧問)

○地域猫活動紹介リーフレットの作成(平成27年度)

地域猫の概要や岐阜県動物愛護センター地域猫支援事業のことを解説した県の実情に合わせたリーフレットを50,000部作成した。

○岐阜県動物愛護センター地域猫活動支援事業(以下「支援事業」)の実施

〈支援事業の概要〉

(目的) 地域住民の理解と同意を得たうえで、飼い主のいない猫の繁殖制限、給餌、糞尿の処理等を行う活動を通じ、飼い主のいない猫に起因する地域のトラブルの軽減及び動物愛護行政の推進に資する。

(方法) 地域猫活動を行いたい自治会等が地域住民の理解と同意を得たうえで活動内容についてセンターと事前に協議し、活動地域を所管する保健所及び市町村と連携を密にとりながら進める。

(届出) 地域猫活動を行う自治会等が、センターの手術支援(無料の不妊去勢手術)を受ける場合、地域猫活動計画書等をセンターへ提出する。

(貸出) 地域猫活動計画書をセンターに提出し、センターに認められた自治会等により猫保護器をセンターから貸し出す。(平成28年度から貸出開始)

(手術) 自治会等はセンターが指定した日時に手術を受けさせる猫をセンターに搬入し、手術終了後には猫を引き取る。

(管理) 自治会等は手術を受けた猫を元の場所に戻し、以降当該猫の管理を行う。

(調査) 不妊去勢手術実施1年後をめぐりに地域猫活動実施地域の住民に対し、アンケート調査を実施する。

【成果及び評価】

○講習会の実施

〈平成27年度実施講習会出席者数〉

講習会		一般県民	市町村職員	県職員	合計
第1回	11/29 ボランティア向け	16	4	8	28
第2回	12/12 地域住民向け	37	6	9	52
第3回	12/13 地域住民向け	20	4	3	27
第4回	12/19 ボランティア向け	25	1	9	35
合計		98	15	29	142

＜講習会後のアンケート結果（４回合計）＞

申込形式の講習会のため、興味のある人や地域猫活動をすでに知っている人のみが出席者になることも想定されたが、２７％は地域猫活動を知らない人が受講しており、今回の講習会によって、地域猫活動に興味を持つ地域を増やすことができたと思われる。また、すでに知っている人が７３％を占める状況においても全員が「参考になった」「少し参考になった」と回答しており、関係する各主体の知識向上を図ることができたと思われた。

地域猫活動をやってみたいかという質問に対して４０％が「やりたい」と思っており、活動を広げていく素地があると思われた。また、２３％が「やりたいが、できない」としており、その理由は「地域の同意が得られるかわからない」「猫のトラブルを抱える地域はあるが、活動に取り組みたいという申し出はない」「捕獲器の貸出がない」であった。

＜平成２８年度実施講習会出席者数＞

講習会	一般県民	市町村職員	県職員	合計
12/14 市町村担当者向け	－	24	8	32

＜講習会後のアンケート結果＞

無回答の８％を除く出席者の９２％が「参考になった」「少し参考になった」と回答しており、市町村担当者の今後の業務に役立つ内容であったと思われた。

市町村担当者が猫に関する住民から受ける相談の大半が「排泄物による被害」「庭・畑が荒らされる」であった。これらの被害については地域猫活動による猫用トイレの設置や定時定点のエサやりにより軽減される可能性があり、今回の講習会で改めてそれらの解決方法の１つとして地域猫活動を周知することができたと思われた。

飼い主のいない猫によるトラブル解決の方法として４２％が地域猫活動を勧めたい、８０％がセンターの支援事業に協力したいと回答しており、今後、市町村窓口に寄せられた住民からの相談が地域猫活動につながっていく可能性があると思われた。

＜センターで受けた地域猫活動に関する問合せ件数＞

年度	最初の相談者				合計
	住 民	ボランティア	市町村職員	保 健 所	
平成２６年度	１件	２件	０件	２件	５件
平成２７年度	９件	２件	１件	１件	１３件
平成２８年度	１８件	４件	１件	２件	２５件

センターに寄せられる地域猫活動に関する問合せは年々増加傾向にあり、講習会の実施による地域猫活動の周知が一定の効果を示していると思われた。

○地域猫活動紹介リーフレットの作成と活用

平成２７年度に岐阜県で作成したリーフレットを講習会の受講者や市町村へ配布した。また、地域猫活動に興味を持った自治会等関係者へ地域猫活動の概要を説明する際にも活用した。

○支援事業の実施

＜支援事業実施状況（不妊去勢手術を行ったものを抜粋）＞

No.	最初の相談者	相談日 (第1報)	計画書等 提出	不妊去勢 手術頭数
1	保健所	H27.01.26	H27.03	1 0
2	ボランティア	H27.03.30	H27.05	3 1
3	住民	H27.08.25	H27.10	5
4	ボランティア	H27.08.31	H27.10	1 4
5	保健所	H27.10.13	H28.03	4
6	住民	H28.01.05	H28.01	9
7	ボランティア	H28.04.08	H28.06	2 2
8	住民	H28.05.09	H28.06	9
9	住民	H28.06 上旬	H28.06	3 1
1 0	住民	H28.09.28	H28.10	1 5
1 1	市役所職員	H29.01.25	H29.02	9
1 2	住民	H29.02.01	H29.02	1

H27.11～12月

「ボランティア向け講習会」

「地域住民向け講習会」

H28.12.14

「市町村担当者向け講習会」

平成27年11～12月の講習会実施後、地域住民から地域猫活動を実施したい旨の相談があり、不妊去勢手術の実施をした事例（No. 6）があった。講習会で地域猫活動及び支援モデル事業を周知したことが実際の活動につながったと思われた。

平成28年度の市町村担当者向け講習会後にボランティアから相談を受けた市役所職員が、センターへ相談し、不妊去勢手術を実施した事例（No. 11）があった。講習会で地域猫活動及び支援事業を周知したことが実際の活動につながった事例と思われた。本事例では市役所職員が猫の保護、ボランティアが猫をセンターへ搬入、自治会との連絡調整を地域の事情をよく理解している市役所職員が行うことで円滑に実施することができた。

＜支援事業実施後のアンケート調査＞

平成27年度にセンターで支援を行った3地域の住民に、不妊去勢手術実施1年後をめぐりにアンケートを実施し、133人から回答を得た。

地域猫活動によって猫による被害が減ったと45%が感じており、一方増えたと感じているのは9%であった。81%が地域猫活動を良いと思っており、今後も当該地域で地域猫活動を進めていくことについて80%が賛成であった。支援活動による一定の効果があったと思われる。

【成果から明らかになった課題】

○平成27年度実施事業の成果から明らかになった課題

（1）支援事業に必要な機材について

県で猫の保護器を所有していないため、保護器を所有するボランティアに頼らざるを得ない状況であり、円滑に地域猫活動を行う際の障害となっていた。

また、不妊去勢手術を実施した猫をセンター車庫内のケージで飼養しているが、冬季は気温が低くなるため、改善が必要であると思われた。

(2) 講習会のアンケートの回答「やりたいが、できない」から得た課題

「地域猫活動をやってみたいですか」という設問に対し、「やりたいが、できない」との回答があり、その理由は「地域の同意が得られるかわからない」「猫のトラブルを抱える地域はあるが、活動に取り組みたいという申し出はない」等であった。地域猫活動を広げるためにこれらを解決すること必要であると思われた。

○平成28年度実施事業の成果から明らかになった課題

(1) 地域猫活動実施地域内での情報共有が十分に行われていない

不妊去勢手術実施1年後のアンケートの設問で「地域猫活動をどう思うか?」「今後もこの地域で地域猫活動を進めていくことに賛成ですか?」という質問に対して「わからない」との回答があった。この理由として「地域猫活動とは具体的に何をするのかわからない」ということであった。このことから、地域猫活動に関する地域内での情報共有が十分に行われていないと思われた。地域として取り組んでいるという意識や活動状況の確認のためにも、地域内での活動状況の報告等情報共有の支援やフォローをしていく必要があると思われた。

【課題解決の方向性】

○平成27年度実施事業の成果から明らかになった課題の解決の方向性

(1) 支援事業に必要な機材の購入

平成28年度に猫保護器を購入し、支援事業に基づく保護に限り、保護器を貸し出した。また、ホットマットを購入したことで不妊去勢手術を実施した猫の適切な温度・術後管理が可能となった。

(2) 市町村担当者向け講習会の開催

平成28年度に市町村担当者の地域猫活動への理解を深めることを目的として市町村担当者向け講習会を開催した。この講習会で地域猫に関する理解を深めた市町村担当者が、自治会内の住民同士の話し合いの場に参加することにより、地域住民全ての同意を得ることや実際の活動が円滑に進むことが期待された。

平成28年度の研修会後、市町村に寄せられた相談から地域猫活動に結び付いた事例があったことから、今後も市町村との研修会等を継続的に実施し、地域猫活動への理解を深め、県と市町村の強い協力体制の構築を目指す必要があると思われた。

○平成28年度実施事業の成果から明らかになった課題の解決の方向性

(1) 活動実施地域内での情報共有

地域猫活動に関する地域内での情報共有や、回覧等に使用しやすい広報資料のひな形

等を作成し、地域へ提供する。

(2) 支援事業後のアンケート調査の継続実施

アンケート調査を実施することでデータの蓄積を行い、改善ニーズの高い点を検討するため、今後もアンケート調査を継続実施する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

地域猫活動紹介リーフレット

5. その後の管理

- 自治会で決めたルールに基づき、目標に向けて餌やりやトイレの管理などを行います
- 長期にわたる活動になるため、随時、役割分担やローテーションなどのルールの見直しをしながら活動を継続することが重要です

解説

- 地域猫活動を知った人がその地域に暮らしていくことがあるので、捨て猫の防止を徹底します
- 飼育板や地域の掲示板などを利用して、活動状況を周辺住民に周知します
- 地域猫を飼育板として飼養する飼い主の方を探すことも重要ですが

動物ボランティアとの協力

地域猫活動を自治会のみで実施するのは難しいこともありますが、経験のある動物ボランティアに協力を依頼しながら、活動を展開していく方法もあります

連絡先

機関名	所在地	電話番号
動物愛護センター	奥州市片北503	0575-34-0050
獣医保健所	奥州市常盤不動丘1-1	058-380-3001
本荘・山鹿センター	奥州市山鹿南5-14-53	058-213-7260
常陸保健所	大田市江崎町422-3	0684-73-1111
常陸センター	常陸市常盤川町上郷方1-1	0585-33-1111
常陸保健所	奥州市常盤1612-2	0575-33-4011
常陸センター	奥州市八幡町1727-2	0575-67-1111
常陸保健所	奥州市古井町下古井大田2610-1	0574-26-3111
常陸保健所	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
常陸保健所	奥州市常盤町正家後田1067-71	0573-26-1111
常陸保健所	奥州市上野町7-468	0577-33-1111
下谷センター	下谷市新田町2605-1	0576-52-3111
生活衛生課	奥州市山鹿南2-1-1	058-272-1986

猫の飼い主の方へ

飼い主を明示しましょう
飼い猫に首輪、名札などをつけ、飼い主を明らかにしてください
飼い猫が暮ってこなかった時などに発見が容易になります

室内で飼いましょ
交通事故や感染症など屋外の危険から守るために、室内飼育をしましょう
猫は快適な環境を整え、飼い主がよいコミュニケーションをとることで室内でも幸せに暮らせます
不妊去勢手術による繁殖制限をしましょう
手術をすることで病気の予防やストレスの軽減、スプレー行動（オスの場合）の予防になります

総事業費 9,427,911円
助成金 1,000,000円（奥州市社会福祉課プロジェクト）

知っていますか？ 地域猫活動

飼い主のいない猫（野良猫）に困っている・・・

- 家の軒下で子猫が生まれている
- ゴミや糞が散らかる
- 糞や尿をされて困る
- 鳴き声がうるさい など
- お庭を空かした猫や子猫を助けない
- 鳴やさないように不妊去勢手術をしたいけど自分一人ではできない など

解決するために、地域猫活動をしてみませんか？

1. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う
お庭に子猫が生まれるのを防ぐ、猫の数が減ります
発情による雄同士のケンカや、鳴き声が少なくなります
2. 猫用トイレを設置し、糞尿の始末と管理をする
トイレの場所を定めることで、猫などに糞尿をすることが少なくなります
3. 給餌場所を決め、清掃・管理をする
お腹をすかせて、ゴミなどをあさることが少なくなります

地域で協力し、1～3などの活動を継続して実施していく、困っていることの解決を目指す方法を「地域猫活動」といいます

なぜ飼い主のいない猫が増える？

もともと飼われていた猫が、捨てられたり迷子したりして、野外生活を送るようになったのが飼い主のいない猫です
猫が繁殖したり、無責任な餌やり行為の結果、地域では猫が増えています
また、不妊去勢手術をしていない飼い猫が外を自由に歩いていることも、猫が増える原因の一つになっています

地域猫活動の進め方

モデルケース：猫による被害で困っている自治会

1. 情報収集

- 猫による被害は？（糞尿、鳴き声、子猫が増えるなど）
- 飼い主のいない猫に餌を与えている人はいるのか？
- 猫の数は？その性別は？
- 飼い猫が飼い主がいない猫か判別は可能か？（首輪、名札など）

解説

上記の情報がわかると問題点が把握でき対策（目標）が立てやすくなります

問題	対策
糞尿が困っている	猫用トイレの設置と管理
鳴き声、子猫	不妊去勢手術
餌やり	給餌場所を決め、清掃と管理
不妊去勢手術をしていない飼い猫が外を自由に歩いている	不妊去勢手術の推奨
	室内飼育の推奨

2. 地域猫活動を行うか自治会主体で決定（会議の開催）

- 猫による被害で困っている人や猫の管理に反対な人も参加した話し合いで自治会として地域猫活動を行うかどうか決めます
- 実施が決まったら、飼育、掲示板などを利用して、自治会内での活動を深めます

解説

- 会議には必要に応じて行政担当者も出席して行います（地域猫活動の解説など）
- 合意形成後は会議の際に活動有志を募ることもできます
- 活動の継続には複数の協力者が必要です

3. 活動のルール作り

- 役割分担やローテーションを決め、自治会の実情に応じた継続可能な無理のないルールを作ります
- 目標（目的）を決める
- トイレの設置（場所、清掃、担当など）
- 餌やり（場所、時間、担当など）

4. 不妊去勢手術

- 飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術をし、元の場所に戻します

解説

- 地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です
- 不妊去勢手術をせず、外を自由に歩いている飼い猫は飼い主のいない猫が増える原因となりますので、飼い主の方の協力も重要です
- 地域のすべての飼い主のいない猫に手術を行えばだんだんと数が減っていくことになります

結果（奥州市常盤川）

地域猫活動を行う自治会で飼い主のいない猫であることを確認した猫のみ、動物愛護センターにおいて無料で不妊去勢手術を行います
猫の保護、動物愛護センターへの搬入、元の場所に戻すのは、原則自治会で行います
不妊去勢手術後の猫は、手術を実施したことを証明するため耳をV字カットします

1. モデル事業全体の内容

所有者不明の猫対策（平成 28 年度実施）

ボランティア、市町、地域自治会、県との協働により、避妊去勢手術への助成金、ボランティアの自己資金等の限られた費用の枠の中で、最大限に効果を出すための効率的な T N R の実施方法を検討する。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

T N R 活動を普及するに当たり、避妊去勢手術の費用確保は最も大きな課題のひとつであることを鑑み、市町等による手術費用の助成状況を踏まえ、効果的な T N R の実施方法を検討するため①費用の捻出②人手の確保③優先順位の設定等について、動物愛護ボランティアとの意見交換及びモデル 3 市における検討会を実施した。

なお、作成した地域猫啓発資料はモデル市の地域住民に配布した。

（県衛生課）動物愛護ボランティアとの意見交換（平成 28 年 10 月～11 月）

県内 5 箇所（熱海市、沼津市、富士市、藤枝市、磐田市）において、県衛生課、保健所、市町、動物愛護ボランティアによる効果的な T N R の実施方法について意見交換を行った。

（保健所）モデル 3 市における検討会（平成 28 年 11 月～12 月）

T N R 活動を実施した（している）3 市（裾野市、御殿場市、袋井市）をモデルとし、保健所、市、ボランティア、地域住民による効果的な T N R の実施方法についての意見交換及び参考事例とするため、実施した（している）T N R のポイントをまとめ、それぞれの立場からの意見を聴取した。

（衛生課）意見交換及び検討会で聴取した意見等のまとめ（平成 29 年 1 月～2 月）

意見等を集約し、他地域で活用可能な方法等をまとめる。

【成果及び評価】

（1）費用の捻出（市町の助成金増額を除く）

①意見

- ・募金を募る（地域住民や餌やり等）
- ・ボランティア等が運用しやすい助成金制度とする
- ・安価な動物病院に集中すると、当該病院の負担が大きくなるため好ましくない
- ・手術実施頭数の考え方（全ての猫に実施する必要はなく、70%で良い等）

②評価

助成金の増額のほか、助成金の申請が煩雑であり、利用不可（利用しない）など、市町の助成金に係る意見が多数であった。ほか、費用削減のため、TNRの実施頭数を抑えるべく、行政が科学的な知見を情報収集し、それを還元してほしい意見があった。

（２）人手の確保

①意見

- ・餌やりをしていた人に餌やり等を協力してもらう（人手の節約）
- ・ボランティア確保の支援（県や市町による広報の強化）
- ・安価の動物病院は近隣ではなく、遠方に搬送するため、時間と労力がかかる
- ・人手は量も大切かもしれないが、それ以上に質が大事である

②評価

地域住民の協力を得られないと、人手不足は必ず生じうることが示唆された。しかし、地域住民の合意を得ることは容易ではなく、その成功には、地域住民の人柄やボランティアの依頼方法が大きく左右することが考えられた。

ボランティアを登録制とし、必要な時に協力依頼できるようにとの意見もあったが、ひとつのボランティアに依頼が集中し、破綻する可能性が懸念される。ボランティアの母数を増やす必要があるが、助成金が限られていることも鑑み、質の高いボランティアを育成することが求められる。

（３）優先順位の設定（複数の地域で対応が必要な場合、優先する地域の考え方）

①意見

- ・優先順位を判断する仕切り役の選定（市町、獣医師会からなる協議会など）
- ・優先する地域の考え方は立場により様々である（子猫が多い地域、苦情が多い地域、地域住民の合意が得られた地域）

②評価

優先順位の設定は、助成金に限りがあることから、その判断をする市町を主とした仕切り役が必要であるが、知識や技術の蓄積が乏しく、即効性のある方法とは考えられなかった。また、優先順位の設定の実施は、ボランティアの不公平感も生むと思われることから、慎重に判断する必要があるため、まず、問題地区の情報収集を実施すべきと考えられた。

（４）自由意見

①意見

- ・助成金の交付先の選定（ボランティアの活動実績を加味する）
- ・ボランティア同士のネットワークの向上
- ・行政から、猫の飼い方（室内飼い等）、TNRの成功事例等について積極的に広報や情報提供をしてほしい

②評価

ボランティア同士の繋がり場の提供することや猫の飼い主に向けた広報など、行政が主体となって実施してほしい意見が寄せられた。

【成果から明らかになった課題】

TNR及び地域猫活動は、問題地域の状況のほか、ボランティアや市町の姿勢に差異があり、統一的な方法を定めることや、安易に成功事例を当てはめることは困難であると思われた。

しかし、多くの意見として行政に実施してほしい事項は以下のとおりであり、今後の課題と考える。

- ・ TNRや地域猫活動の広報強化（猫の飼い方指導も含む）
- ・ 市町の助成金制度の運用簡素化
- ・ 他地域の事例や、科学的な知見の情報提供

【課題解決の方向性】

- ・ 県として、TNRや地域猫活動についての広報を引き続き実施する
- ・ 市町の助成金制度や他地域の成功事例については、会議等の場で市町に周知し、困っている地域の参考にしてもらう
- ・ ボランティアに対しては、引き続き、意見交換会等の場で科学的な知見等を情報提供する

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

特になし。

1. モデル事業全体の内容

山口県では、飼い主への終生飼育の徹底の啓発などにより、県全体の所有者不明犬の保護数は年々減少している一方で、一部の地域において所有者不明犬が多く生息しており、地域を管轄する保健所の犬の保護数は年間 700 頭前後で推移している。

この地域では、藪や茂みなどの多い広さ約 80 ヘクタールの大型公園を有しており、公園内に遺棄された所有者不明犬が生息している。特に近年、全国から寄附を募り、むやみに餌を与える集団が現れたことにより、犬の繁殖により増加した所有者不明犬が問題となっており、地域住民の生活に深刻な影響を与えるようになった。

そこで、行政、関係団体、地域住民等が連携して、懸案地域における所有者不明犬対策を講じることで、「公園等での犬の繁殖による負の連鎖」を解消し、また、保護した犬については民間ボランティア等とも連携して譲渡の拡大を図り、県内における犬の殺処分数の削減を目指した。

2. 平成 28～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

(関係する各主体の役割と事業内容等を、なるべく具体的に記載してください)

【内容・実施体制】

■所有者不明犬対策検討会

- ・懸案地域における対策を円滑に進めるため、行政機関や学識経験者等専門家、住民組織等からなる「所有者不明犬対策検討会」を設置した。
- ・検討会において「住民の安全確保を最優先とし、地域住民と一体となって所有者不明犬の削減対策に取り組む」こととし、以下の 2 点について重点的に取組を行った。

① 所有者不明犬増加防止

② 保護犬適正譲渡

① 所有者不明犬増加防止対策

①機運の醸成

●周辺住民へのアンケート調査

行政による犬の保護を妨害する者がある一方、犬を保護し、生活環境の保全を求める声が行政機関に寄せられており、地域住民の意見を確認するため、住民アンケートを実施した。

無作為に抽出した 1,600 人にアンケート用紙を送付し、436 人 (27.2%) から回答があった。

回答者の 9 割以上が何らかの対応が必要と考えており、「公園での対策」や「むやみな餌やりの中止」、「犬の遺棄防止への対応」を行うべきとの回答が約半数を占めていた。

●市民向け講演会、啓発キャンペーン

地元が一丸となって取り組みを進めるため、国内外で活躍されている専門家から、感染症対策及び動物福祉の観点から所有者不明犬対策の必要性について、住民向けに講演会を開催した。

また、講演会終了後に、市内各地で、犬の遺棄・虐待や餌やり禁止を呼びかけるキャンペーンを実施した。

●正しい情報発信

一部の者が事実と異なる又は事実を歪曲した内容をネット上で拡散していることから、所有者不明犬対策への理解を求めるため、行政機関のホームページ等を活用して正しい情報を発信した。

②公園環境の整備

●むやみな餌やり、遺棄の防止

公園管理者の市役所が主体となって、公園内に動物の遺棄、虐待やむやみな餌やりの禁止を呼びかける看板、ポスターを設置した。

また、市役所による公園内の巡回パトロールを強化し、むやみな餌やりを発見した場合は、市条例に基づき指導を行った。

③保護活動の強化

市や住民と連携して県保健所が、公園内や公園周辺の施設に檻を設置し、犬を保護・収容した。機運醸成を図った結果、地域住民から犬の生息状況等の情報提供が増加し、効率的な保護活動が可能となった。

2 保護犬適正譲渡

①保護した犬の譲渡

●保健所における譲渡の拡充

保健所の収容期間を1週間に延長し、この間保護した犬の情報をホームページに掲載し、個人や二次譲渡を行う団体への譲渡を開始した。

団体は事前登録制とし、平成29年度は、県事業として、県内団体を対象にページの購入費や譲渡会の開催費等の補助を行った。

②譲渡した犬の適正飼育の徹底

●譲渡犬へのマイクロチップの装着

所有者明示の徹底による適正飼育の推進とマイクロチップの普及促進を目的として、保健所が譲渡する犬にマイクロチップを装着した。

●譲渡先へのアンケート調査

保健所が譲渡した犬の現状等を把握するため、保健所が直接又は団体を経由して犬を譲渡した者にアンケート調査を実施した。

里親672人にアンケート用紙を送付し、235人（回収率：35.0%）から回答があった。

成犬を譲渡した者からの回答が少なく、成犬の現在の飼育状況の把握が困難で

あった。

【成果及び評価】

■保護数の増加

地域住民の所有者不明犬の保護への理解や生息状況に関する情報提供等の協力が増えたことにより、行政が行う保護の効率化が図られ、犬の保護数が増加した。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度※
成犬	1 4 9	⇒	1 6 0	⇒	2 6 7
子犬	5 3 6		6 9 8		6 1 6
計	6 8 5		8 5 8		8 8 3

※平成 29 年度は 4 月－1 月までの 10 か月間の実績

■譲渡数の増加

希望に応じて、終生飼育を約束する個人又は二次譲渡を行う県の登録団体に譲渡しており、保健所に収容された犬の大部分が譲渡されている。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度※
譲渡数	1 3 2	⇒	7 3 7	⇒	7 6 3
譲渡率	1 9 . 5 %		8 4 . 2 %		8 9 . 2 %

※平成 29 年度は 4 月－1 月までの 10 か月間の実績であり、譲渡率は 1 月末時点のもの

【成果から明らかになった課題】

■保護した犬の譲渡

保護した犬の命を救うことを優先した譲渡を進めたことにより、犬の殺処分数は大幅に減少した。一方、人に懐きにくいなど飼育管理が困難な性格の犬も多く、一部の里親に引き取られた後に逸走したなどの情報が寄せられている。

■むやみな餌やり

所有者不明犬の削減に向けた機運の醸成を図った結果、人目につく場所や時間に行うむやみな餌やり行為は少なくなったが、依然として、夜間や早朝に組織的な餌やりが行われている。

【課題解決の方向性】

野外で繁殖した犬は、一般に飼育管理が困難であり、譲渡の際には、譲渡を希望する者の飼育環境やスキル等を見極めた上で譲渡し、行政によるアフターフォローが必要である。

このため、このような飼育管理が困難な犬の保護・収容がなくなるよう、引き続き保護体制を強化し、野外で繁殖する犬を減らしていくとともに、犬の増加の主な要因となっているむやみな餌やりや遺棄防止を呼びかけていきたいと考えている。

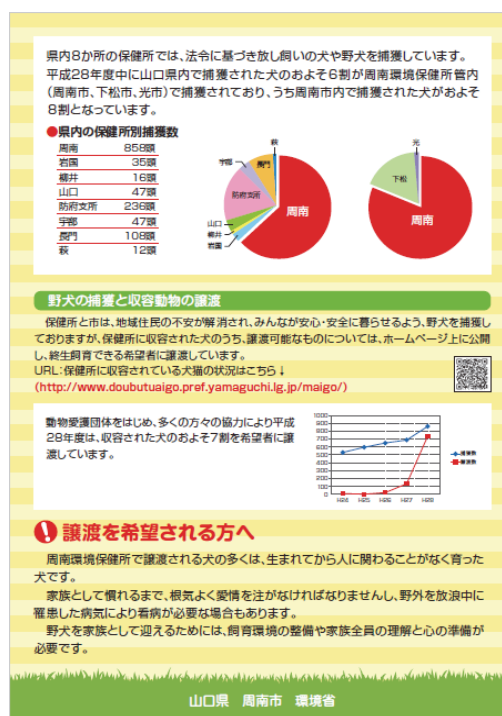
3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

■啓発資材「野犬が増えて困っています」

<チラシ>



(表)



(裏)

<ポスター>



<うちわ・ポケットティッシュ>



<ビブス>



<ペーパースコップ>



■看板「遺棄・虐待の禁止」「むやみな餌やりの禁止」



1. モデル事業全体の内容

鹿児島県が有する離島地域のうち、特に所有者不明犬猫の収容数が多い地域について対策を行う。平成 28 年度において犬猫の適正飼養に関するアンケート調査を行い、課題を検討するとともに、平成 28～29 年度において啓発資材の作成・配布、有識者による啓発イベント等を開催し、当該地域での意識向上を図る。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

●現状

当県は、保護犬（狂犬病予防法に基づく抑留犬、動愛法第 35 条第 3 項に基づく引取犬及び同 36 条第 2 項に基づく負傷犬の計）の頭数が多い自治体の一つであるが、離島地域における保護犬の割合は、県本土に比べ、犬登録原簿比で約 3 倍、人口比で約 4 倍高く、徳之島保健所管内においては、県本土より原簿比で約 6 倍、人口比で約 8 倍高くなっている。

保護犬の飼い主への返還率は、全国の 32.8%に対し、当県は約 30.9%とやや低い状況であるが、離島地域、特に徳之島保健所管内の返還率は県本土に比べ低い状況である。（表 1）

（表 1）保護犬の状況（平成 27 年度 鹿児島市を除く）

（単位：頭）

	保護犬 (負傷含む)	犬保護／ 原簿比	犬保護／ 人口比	返還犬	犬 返還率
県全体	1,181	1.8%	0.11%	365	30.9%
県本土	767	1.4%	0.08%	313	40.8%
離島地域	414	4.0%	0.30%	52	12.6%
（うち徳之島 HC）	286	8.9%	0.69%	27	9.4%
全国	41,161	0.6%	0.03%	13,509	32.8%

また、猫については、平成 27 年度の猫の引取数（動愛法第 35 条第 1 項及び第 3 項に基づく引取猫及び同法第 36 条第 2 項に基づく負傷猫の計）を 10 年前と比較すると、全国では平成 18 年度比で 42%と約半減しているが、当県は平成 18 年度比で 94%であり、ほぼ横ばいで推移している。当県の猫の引取数は、県本土でも多い地域があるが、離島地域においては名瀬保健所管内で引取数の割合が高くなっている。（表 2）

(表 2) 引取猫の状況（鹿児島市を除く）

	H18 年度 (頭)	H27 年度 (頭)	H27／ H18 比	H27／ 人口比
県全体	1,615	1,521	94%	0.15%
県本土	1,341	1,290	96%	0.14%
離島地域	274	231	84%	0.17%
(うち名瀬 HC)	109	149	137%	0.22%
全国	242,011	102,462	42%	0.08%

●モデル事業の内容

(1) アンケート調査

- ・調査数：県内 1,000 戸（県本土 500 戸，離島地域 500 戸）
- ・調査時期：平成 29 年 2 月
- ・実施方法：県がアンケートを作成，市町村自治会等を通じ依頼し，郵送により回収
- ・回答数（率）：677 戸（67.7%）（県本土 402 戸（80.4%），離島地域 275 戸（55.0%））

○回答者の概要（N=677）

性別：男性 62%，女性 37%

年齢：10 代 0.4%，20 代 12%，30 代 17%，40 代 25%，50 代 25%，60 代 15%，70 代 5%

犬猫の飼養状況：犬のみ飼養 23%（N=153），猫のみ飼養 10%（N=70），犬猫とも飼養 4%（N=30），犬猫飼養なし 62%（N=422），未回答 0.3%（N=2）

○アンケート結果

	「はい」と答えた割合		
	本土区	離島区	県計
月に 1 回以上犬が放れているのを見るか？（N=677）	14.4%	35.2%	22.9%
犬猫がいなくなった時の対応は？（N=253 複数回答）			
思い当たる場所を探す	87.7%	88.8%	88.1%
迷い犬猫情報をみる	16.4%	12.1%	14.6%
保健所等へ問い合わせる	61.0%	48.6%	55.7%
何もしない（帰りを待つ）	9.7%	10.3%	9.9%
犬猫に所有者明示をしているか？			
犬（N=183）	42.6%	49.3%	45.4%
猫（N=100）	21.4%	45.5%	32.0%
犬猫に所有者明示は必要か？（N=253）	74.0%	79.4%	76.3%

	「はい」と答えた割合		
	本土区	離島区	県計
犬猫に不妊・去勢手術をしているか？			
オス犬 (N=111)	38.2%	32.6%	36.0%
メス犬 (N=83)	58.1%	65.0%	61.4%
オス猫 (N=57)	69.7%	83.3%	75.4%
メス猫 (N=70)	81.6%	84.3%	82.9%
以下について知っているか？ (N=677)			
動物の遺棄は犯罪	76.1%	81.1%	78.1%
犬猫の繁殖制限の努力義務	66.9%	82.2%	73.1%
所有者明示の努力義務	57.7%	70.5%	62.9%
猫の室内飼養の努力義務	32.1%	46.2%	37.8%

○アンケート結果（まとめ）

離島地域は県本土に比べ、

- ・係留されていない犬が多い。
- ・犬猫がいなくなった時に保健所等へ確認する人が少ない。
- ・犬猫の所有者明示の実施率は高いが、50%に満たない。
- ・犬猫の不妊・去勢の実施率は高く、飼い猫では80%を超える。
- ・犬猫の適正飼養に関する認知度は高いが、猫の屋内飼養の認知度は50%に満たない。

（2）啓発資材の作成・配布

- ・リーフレット（2種類） 平成28年度5,000部、平成29年度2,000部
- ・缶マグネット（4種類） 平成29年度2,000個
- ・クリアファイル（1種類） 平成29年度2,000枚

（3）啓発イベントの開催

○平成28年度

犬猫の飼い主を主対象とする講演会を開催



(H29.2.26 奄美新聞電子版)



(H29.3.5 南海日日新聞電子版)

- ・平成 29 年 2 月 25 日 徳之島町

内容：講演会・犬しつけデモ「飼い犬と楽しく暮らすために」

講師：持永陽子氏（福岡県動物愛護センター・JAHA 認定家庭犬しつけインストラクター）

- ・平成 29 年 3 月 4 日 奄美市

内容：講演会「飼い猫・犬との暮らしを楽しむ方法」

講師：水越美奈氏（日本獣医生命科学大学准教授・獣医行動診療科認定医）

○平成 29 年度

幼少期からの教育，子どもを通じた親への啓発を考慮し，子ども向けの啓発資材を作成し街頭キャンペーンで配布するとともに，子どもを含む一般向けの講演会を開催

- ・平成 30 年 3 月 13 日 奄美市及び瀬戸内町

内容：街頭キャンペーン

- ・平成 30 年 3 月 18 日 徳之島町

内容：講演会「車いす犬ラッキーと徳之島」

講師：小林照幸氏（ノンフィクション作家）

【成果及び評価】

今回のモデル事業で以下の成果が得られた。

- ・アンケートにより，離島地域の犬猫の飼養状況等の把握ができ，今後の対策の一助となった。
- ・有識者による講演会等により，犬猫の適正飼養の意識向上の推進を図ることができた。

【成果から明らかになった課題】

アンケート結果では，犬猫の不妊・去勢等の実施率，適正飼養に対する認知度ともに離島地域の方が高く，離島地域で保護犬や引取猫が多いという現状と一致しなかった。

これには，離島地域で希少野生生物保護の観点から学校を中心に行われている犬猫の適正飼養啓発等の取り組みの効果等も考えられ，保護犬や引取猫が多いことについては，別の要因があると思われた。

【課題解決の方向性】

所有者不明の犬猫対策は継続的な取り組みが必要であるが，今回の成果から以下に留意して今後の対策を行いたい。

- ・保護犬対策

放し飼いの防止に力点を置いた啓発を行う。

- ・犬の返還率向上対策

所有者明示の啓発に併せ，犬がいなくなった時の対応について具体例を示して周知する。

- ・引取猫対策

室内飼養の周知に力を入れるとともに，市町村の飼い猫条例も併せて周知する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

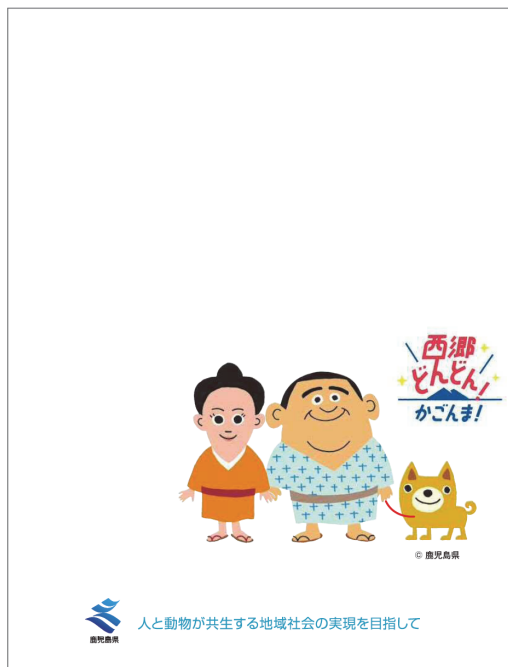
【リーフレット】



【缶マグネット】



【クリアファイル】



【講演会チラシ】



1. モデル事業全体の内容

平成 21 年度に地域猫活動の支援を開始したが、開始から 5 年が経過したことを受け、より効果的な地域猫活動の支援を行うため、検証を実施したもの。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

(1) 地域猫活動に関するアンケート調査

- ・対象：福岡市が支援を実施した地域のうち、手術支援期間が終了した 27 地域
※手術支援期間 … 原則 1 年間
- ・期間：平成 27 年 7 月～12 月
- ・方法：活動者への聞き取り調査

(2) 苦情の分析

地域猫活動に対する苦情内容の分析

【成果及び評価】

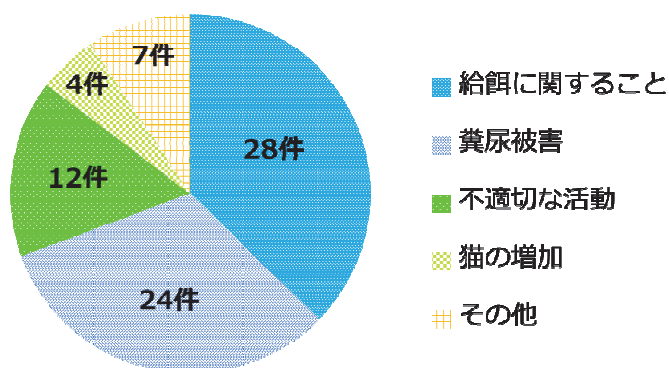
(1) 地域猫活動に関するアンケート調査

項 目	回 答	%
活動	継続中	77.8
地域内の猫の頭数	把握していない	51.9
置きエサ	あり	40.1
トイレの数	減った	44.8
活動者数	減った	70.3
地域への報告	なし・中断	66.7
猫の数	減った	85.2
活動に対する所感	活動して良かった	100

- ・適切な活動ができていない地域が存在するものの、活動者の満足度は高い傾向
⇒活動者に問題意識がない 又は 活動者が問題を把握していない

(2) 苦情の分析

- ・ 苦情が発生した地域数：22 地域／70 地域
- ・ 主な苦情内容



(その他の意見)

- ・ 活動しているとは知らなかった
- ・ 猫好きの方が勝手に活動している
- ・ 活動ルールがわからない など

【成果から明らかになった課題】

(1) 活動目的の認識不足

- ①活動の目的を誤認している
 - ・ 「猫の世話をすること」が目的となっている
 - ・ 「猫に起因する問題」を把握していない
- ②活動のルールが守られていない
 - ・ 置きエサ，トイレの管理が不適切
 - ・ 不適切な活動による苦情が発生

(2) 地域の合意形成不足

- ③地域住民の理解不足・無関心
 - ・ 活動のルールが認知されていない
 - ⇒ (1) ②に繋がる … ルールを守らなくても問題視されない
 - ・ 個人・グループ活動として認識されている

【課題解決の方向性】

(1) 活動目的の認識不足

～27 年度	① 相談者とセンターの二者で事前協議 ② 相談者から，自治会役員への説明を行う。
	
28 年度～	① 相談者，自治会役員，センターの <u>三者で事前協議</u> ② <u>情報収集による問題点の把握</u> ・ 苦情箇所を三者で調査するなど，近隣住民の意見を調査 ・ 回覧板等によるアンケート調査

(2) 地域の合意形成不足

～27 年度	回覧板等により，地域住民の了承を得る。
	
28 年度～	① <u>説明会の開催等により活動のルールづくりを行い</u> ， 地域住民の了承を得る。 ② 地域住民からの苦情が継続し，地域指定が適正でないと 判断した場合には， <u>地域指定の取消しを行う</u> 。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

特になし。

1. モデル事業全体の内容

所有者不明の犬・猫対策により、処分対象になる犬・猫の削減を図った。また、教育活動の推進により、動物愛護管理と動物福祉を普及し、生命を尊重する精神の高揚を図った。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

28 年度

(1) 所有者不明の猫対策

野良猫へエサを与えるのみで、繁殖制限手術（以下「手術」という。）等の管理を実施しない市民（以下「給餌者」という。）及び自ら所有する手術未実施の猫を屋外で飼養している市民に向け、猫の適正管理を推進するため、ポスター・POP の作成及び動画を制作した。

【内容・実施体制】

内容：給餌者がエサを与えている野良猫へ手術実施を啓発するためのポスター・POP の作成及び、野良猫の増加等による生活被害を防止するため、専門家が Q&A 方式で解説する動画「野良猫を増やさないために」を制作した。

実施体制：

ポスター・POP

当市で作成した原案をもとに、モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）が製品を作成した。また、当市ではキャットフードを販売するホームセンター、動物病院、ペットショップ等にポスター・POP の掲示を依頼した。また、ポスター・POP は当市ホームページにアップロードした。

動画「野良猫を増やさないために」

当市でシナリオ、原稿を作成し、モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）が撮影に係る業者に依頼した。動画は当市動画サイトにアップロードした。

【成果及び評価】

成果（成果物）：ポスター・POP 及び動画

評価：ホームセンター等でのキャットフード購入者に対して、野良猫管理に関するノウハウを普及啓発した。動画「野良猫を増やさないために」は猫の屋外飼養者の屋内飼育への変更と野良猫への給餌者による TNR の実施及び地域住民等による地域猫活動を普及啓発した。

【成果から明らかになった課題】

野良猫への給餌者がポスター・POP をキャットフード購入時や近隣の掲示板などで目にして、野良猫への管理の必要性を認識し、野良猫への管理を実施することを目的として作成した。給餌者がエサ代の増加により経済的に困窮している場合は、飼養の方針として役立てることはできるが、野良猫へ給餌すること自体に意義を感じていて、近隣での排泄、定期的な子猫の出産などを野良猫の自然の営みと考えている給餌者に対しては、野良猫への手術を促す効果は低いものと考えられる。また、動画についてはその存在自体の認知度が低いので、広く周知を図る必要がある。

【課題解決の方向性】

給餌者による野良猫への手術実施の普及啓発を強化する。その方法として、ポスター・POP は掲示場所を増やす。動画については、視聴を促すため、QR コードを表示したポスターを作成・掲示する。また、効果的に普及啓発をするため、それぞれのポスター等の掲示場所はキャットフード販売店の他、多くの市民の目に留まる場所（コンビニエンスストア、スーパー等）に掲示を依頼する。以上の取組を通じて、給餌者が給餌している野良猫へ手術を実施することを普及し、野良猫に手術を実施しない給餌者を近隣住民からの相談・苦情により把握し、個別に対応していく。

（２）所有者不明の犬対策

犬の飼い主に向け、犬の逸走防止等の適正管理に係る普及啓発動画を作成した。

【内容・実施体制】

内容：ふん尿の未処理、逸走等、不適正な飼い犬の管理により生じる問題防止を普及啓発する動画「犬の飼い主マナーアップ！」を制作した。

実施体制：当市でシナリオ、原稿を作成し、講師に出演依頼した。モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）が撮影に係る業者に依頼した。動画は当市動画サイトにアップロードした。

【成果及び評価】

成果：動画「犬の飼い主マナーアップ！」を制作し、当市ホームページにアップロードした。この動画は当市ボランティアと共催している「愛犬の正しい飼い方しつけ方教室（年 12 回開催）」の初回参加者に放映し、犬の飼育マナー向上を普及啓発している。

評価： 動画「犬の飼い主マナーアップ」は犬の飼育管理における、モラルやマナーの啓発を目的に製作している。専門家による Q&A 方式で講話を主体に進行するものであり、映像の時間も 5 分程度であり、当市で実施する出前講座や地区の会議等で視聴しやすいものになった。

【成果から明らかになった課題】

放し飼いなど、近隣から問題視されることを認識していながらも、その管理を変えない者が視聴することは考えにくい。

【課題解決の方向性】

報道機関に協力を依頼し、作成した動画を広く周知するとともに、多くの市民に視聴を促すため、QRコードを表示したポスターを作成・掲示をする。作成したポスターは効果的に普及啓発をするため、多くの市民が目にとまる場所（コンビニエンスストア、スーパー等）に掲示を依頼する。以上の取組を通じて、広く適正な飼養管理を普及啓発していくことにより、不適正な飼養管理をしている者を近隣住民からの相談・苦情により把握し、個別に対応していく。

29 年度

（１）所有者不明の犬・猫対策

【内容・実施体制】

内容：27、28 年度に制作した４動画（「犬をこれから飼う人のために」、「猫をこれから飼う人のために」、「犬の飼い主マナーアップ！」「野良猫を増やさないために」）の視聴を促し、適正な飼養管理を普及啓発するため、それぞれの動画の QR コードを表示したポスターを作成した。

実施体制：当市ではポスター原案の作成とペットショップ、動物病院及び飲食店にポスターの掲示依頼をした。モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）では当市原案をもとに、ポスターを作成した。

【成果及び評価】

ペットショップや動物病院にポスターを掲示するだけでなく、飲食店など待機時間が生じる場所で掲示し、適正飼養について興味がある人だけでなく、暇つぶし程度に多くの人に視聴いただく機会をつくることができた。

【成果から明らかになった課題】

動画の視聴を促すポスターなので、動物病院の待合スペースなど、待機時間が生じる場所が妥当だと考えたが、その他の掲示場所の選定に苦慮した。

【課題解決の方向性】

動物に係わる施設だけでなく、病院、銀行などでポスター掲示を依頼する。

【その他】

（２）教育活動の推進

【内容・実施体制】

内容：道徳授業で放映されることを視野に入れ、小学校３年生以上を対象にした動画を制作した。構成はペットに関するケーススタディ（「クラスで金魚を飼うときに必要なものは？」「捨て猫を拾ったら・・・」「保健所で犬をもらおう！」）と産業動物の生産者及び実験動物の研究者へのインタビューを収録した。ケーススタディでは、視聴している児童がペットの命への考察を深め、自らがその命を大切に扱おうとしていることに気づく機会を提供する。また、産業動物及び実験動物の飼育者は、動物福祉の概念に則り、できる限り苦痛を与えないよう飼育していることを知る機会を提供する。これらの内容を整理し、動物と人の生命尊重についてまとめた。

実施体制

- ①当課→動画シナリオ・台本等の作成、教育委員会への協力依頼、役者・小学校教諭・児童・牧場経営者・動物実験センター長・エキストラへの出演依頼と趣旨説明、撮影場所の選定、動画編集、パッケージデザインの原案作成。
- ②モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）→進行キャラクターのデザイン、DVD パッケージデザイン、撮影業者の選定、スケジュール調整等
- ③撮影業者→撮影、編集、ナレーターの選別
- ④教育委員会→動画構成への助言、撮影協力小学校の選定

【成果及び評価】

事業提案当初のとおり、動物愛護管理、動物福祉には人の動物に対する思いやりが存在し、この配慮は自他への生命尊重につながる主旨の動画を制作した。この動画は当市動画サイトにアップロードし、市内全小学校に DVD を配布した。

【成果から明らかになった課題】

道徳の授業で DVD を視聴した児童には解説が必要になることが想定されるため、担当教諭が主旨を理解する必要がある。

【課題解決の方向性】

指導書を添付し、担当教諭に理解を促す。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

※いずれも当市HPで公開しています。（検索 長野市 人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト）

28 年度



ホームセンター等のキャットフードコーナーに掲示している
野良猫への繁殖制限手術実施普及啓発ポスター・POP



当市動画サイトにアップロードしている地区自治会向けのTNR・地域猫活動に向けた動画



当市動画サイトにアップロードしている犬の飼い方マナーに係る動画

29 年度

犬の飼い主になるための準備は万全ですか？

「犬をこれから飼う人のために」

動画



飼う前に…「命を預かる責任」と「社会に対する責任」を確認してください！

- 必要な道具はなに？
- お金はどのくらいかかるの？
- 老犬になったらどうするの？
- 周りの人へ配慮することは？
- 迷子になってしまったら？
- 基本的なしつけの方法は？

内容はこちら▶
http://www.pr-nagano-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&contentunit_id=347

お問い合わせ先：長野市保健所 動物愛護センター (026-262-1212) 掲載者「人と動物が暮らす社会の実現プロジェクト」

猫の飼い主になるための準備は万全ですか？

「猫をこれから飼う人のために」

動画



飼う前に…「命を預かる責任」と「社会に対する責任」を確認してください！

- 不妊手術・去勢手術を受けさせる？
- 室内で飼った方がいいの？
- 飼うときの注意点は？
- 迷子になってしまったら？
- 必要なしつけはあるの？
- どうやって遊べばいいの？

内容はこちら▶
http://www.pr-nagano-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&contentunit_id=348

お問い合わせ先：長野市保健所 動物愛護センター (026-262-1212) 掲載者「人と動物が暮らす社会の実現プロジェクト」

27年度に製作した動画の視聴を促進するためのポスター

近所の猫問題

猫のせい？人のせい？

問題の解決には
**野良猫に餌を与えている人、猫を外で飼っている人が
 不妊・去勢手術などの管理をすることが必要です。**

その方法は…動画「**野良猫を増やさないために**」
http://www.pr-nagano-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&contentunit_id=110
 をご覧ください

お問い合わせ先：長野市保健所 動物愛護センター (026-262-1212) 掲載者「人と動物が暮らす社会の実現プロジェクト」

犬の飼い主マナーアップ!!

飼い主がマナーを守り、
犬と幸せに暮らせる社会を実現しましょう!

- ☐ 愛犬の体格・体力に合った首輪・リードを使用していますか？
- ☐ 首輪・リードは点検し、劣化したら交換していますか？
- ☐ 首輪などに鑑札・済票をつけていますか？
- ☐ まず、自宅で愛犬に排便・排尿をさせてから、散歩に連れていきますか？

あなたの「まあいっか」が
 他の人にとっての「迷惑」になることがあります。
ご自身の飼い方マナーを見直してみましょう。

その方法は…動画「**犬の飼い主マナーアップ**」
http://www.pr-nagano-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&contentunit_id=109
 をご覧ください

お問い合わせ先：長野市保健所 動物愛護センター (026-262-1212) 掲載者「人と動物が暮らす社会の実現プロジェクト」

28年度に製作した動画の視聴を促進するためのポスター

あ〜にまる先生の動物愛護教室 〜人と動物 みんなの命を大切に〜

指導資料添付

あ〜にまる先生の 動物愛護教室

〜人と動物 みんなの命を大切に〜

対象：小学校3年生以上
全放映時間：〇分〇秒

このDVDは次の2つを目標として製作しました。

「学習指導要領」
第3章 特別の教科 道徳
以下の内容項目について考えを深め、道徳的な判断力、心情と態度を育てる。
[生命の尊さ][親切、思いやり][友情、信頼]
[相互理解・寛容][家族愛、家庭生活]

目標

「動物の愛護及び管理に関する法律」
第1条
〜動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する〜
※一部抜粋

目標

長野市保健所動物愛護センター
環境省「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

小学校3年生以上を対象とした動物愛護管理に係る道徳の教科向けDVDパッケージ

「かわいい!」だけで飼い始めると、
犬も飼い主も
「かわいそう」な結果になることがあります。
犬を飼い始める前に、
本当に飼えるか検討してみましょう!

収録内容

- 必要な道具はなに?
- お金はどのくらいかかるの?
- 老犬になったらどうするの?
- 周りの人へ配慮することとは?
- 誰子になってしまったら?
- 離れ別なしつけの方法は?

収録時間 12分47秒

犬の飼い主になるための準備は万全ですか?

「犬をこれから飼う人のために」



飼う前に「命を預かる責任」と「社会に対する責任」
を確認してください!

「犬をこれから飼う人のために」

DVD ジャケット

「かわいい!」だけで飼い始めると、
猫も飼い主も
「かわいそう」な結果になることがあります。
猫を飼い始める前に、
本当に飼えるか検討してみましょう!

収録内容

- 不妊手術・去勢手術を
受けさせる?
- 室内で飼った方がいいの?
- 飼うときの注意点は?
- 誰子になってしまったら?
- 必要にしつけはあるの?
- どうやって遊ばせるの?

収録時間 15分29秒

猫の飼い主になるための準備は万全ですか?

「猫をこれから飼う人のために」



飼う前に「命を預かる責任」と「社会に対する責任」
を確認してください!

「猫をこれから飼う人のために」

DVD ジャケット

1. モデル事業全体の内容

所有明示の啓発の一つとして、マイクロチップの装着、登録を推進するためには、まずは県民のマイクロチップに対する意識を把握することが必要であると考え、平成 26 年度に、アンケート調査を実施した。

また、マイクロチップ普及に大きな役割を果たすペットショップや獣医師に対するアンケート調査も行った。

これらのアンケート調査により明らかになった課題に取り組み、マイクロチップの装着及び登録を推進している。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

平成 26 年度に県民、ペットショップ、動物病院を対象に、アンケート調査を実施した。

(県民 619 件 (全て回答)、ペットショップ 350 件 (うち 80 件が回答)、動物病院 255 件 (うち 124 件が回答))

アンケート調査の結果概要は次のとおりだった。

- 1 マイクロチップの周知を行っているペットショップは 16.3%だった。
- 2 マイクロチップ装着済だが、登録していない又は登録しているかどうか不明の飼い主が 50.9%だった。
- 3 マイクロチップを勧めている動物病院は 43.5%だった
- 4 マイクロチップリーダー設置施設が分からないという意見があった。
- 5 装着の費用が高いという意見があった。

アンケートで明らかになった各課題について、平成 27 年度以降、次のとおり対応し、マイクロチップの装着及び登録を推進した。

1、2 について

- ・ペットショップで周知するためのリーフレット作成（登録の重要性を強調）
- ・リーフレットの配布

3 について

- ・動物病院の待合室で放映するための普及啓発DVD作成、動物病院への配布
- ・希望する自治体へDVDを配布

4 について

- ・マイクロチップリーダー設置施設の公表

5について

- ・動物保護センター収容犬猫について、マイクロチップ装着後に譲渡

○実施主体：神奈川県

○関係主体：環境省、県内市町村、(公社)神奈川県獣医師会、ペットショップ

- ・神奈川県：獣医師会・ペットショップとの連携体制の構築、普及啓発イベント実施
- ・環境省：獣医師会・ペットショップとの連携体制の構築、普及啓発イベント実施
- ・県内市町村：リーフレットによる普及啓発（狂犬病予防集合注射時等）
- ・(公社)神奈川県獣医師会：普及啓発の協力
- ・ペットショップ：普及啓発の協力

【成果及び評価】

1， 2について

次のとおり普及啓発リーフレット配布した。

- ・県民：4,184部（28年度）
- ・動物病院：28,550部（28年度）
- ・市町村：13,330部（28年度 6,700部、29年度 6,630部）
- ・ペットショップ：8,000部（28年度）

3について

DVDを次のとおり配布した。

- ・71自治体（118枚）

4について

マイクロチップリーダー設置施設について、次のとおり公表した。

- ・行政機関：15か所、動物病院：178か所、ペットショップ：9か所

5について

次のとおり県動物保護センター譲渡犬猫についてマイクロチップを装着した。

- ・H27年度：犬 133頭、猫 52頭に装着
- ・H28年度：犬 201頭、猫 169頭に装着

犬のマイクロチップ装着率と返還率について

- ・装着率：H25:9.1%、H26:11.7%、H27:14.2%、H28:16.1%
- ・返還率：H25:53.0%、H26:60.2%、H27:54.2%、H28:60.5%

【成果から明らかになった課題】

効果的な周知方法について工夫が必要である。

装着するだけでなく、登録することの重要性の普及啓発も必要である。

【課題解決の方向性】

狂犬病予防集合注射の際にリーフレットを配布することで効率よく周知することができる。

動画についてはDVDだけでなく、インターネット上においても閲覧することでより多くの方に周知できる。

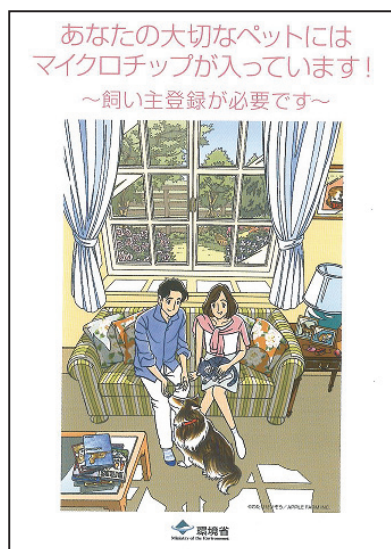
3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）



DVD ジャケット「マイクロチップ装着のすすめ」



DVD 盤面



ペットショップで周知するためのリーフレット

1. モデル事業全体の内容（マイクロチップ装着の推進）

動物取扱業者、県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等ボランティアと協力して、①迷子ペットの防止、②終生飼育、③犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、④飼い主モラルの向上のため、動物取扱業者が販売する犬・猫及び動物病院におけるマイクロチップ装着による所有者明示の推進と適正飼育の啓発を行う。

協力事業者を掲載した啓発兼飼い主特典付きクーポン冊子を作成し、マイクロチップ装着のメリットを高め、また飼い主と動物取扱事業者の意識、資質向上を図る。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

（県）

協賛事業者の募集、関係機関との調整、普及啓発冊子の作成及び配布(3000 部)

県獣医師会への MC 配布(500 個)

動物取扱責任者研修にて、有識者（日本獣医師会）によるマイクロチップに関する講習を実施

（県獣医師会）

協賛動物病院の募集、事業協力要領の作成、MC、啓発冊子の配布

（協賛動物病院）

飼い主への MC 説明と犬・猫への装着、AIPO 登録手続きの代行、施術費割引協力、冊子配布
（動物取扱業者）

販売犬・猫への MC 装着（協賛 7 事業所）、

MC 推進と適正飼育の啓発のためのリーフレット配布、MC 装着に係る飼い主特典の付与（協賛 20 事業所）

（市町村）

冊子の配布、MC 推進

（一般飼い主）

犬及び猫のマイクロチップ装着に関するアンケート意識調査

【成果及び評価】

- ・事業者の協力が得られたことで、MC 装着に係る飼い主特典が追加されたことにより、飼い主への動機付けの一助となった。
- ・動物病院の協力により、飼い主に対してより説得力のある MC 装着の推進が図られた。
- ・施術費割引により、一層の推進が図られた。
- ・啓発冊子により、飼い主の適正飼育への意識向上が期待できる。
- ・県獣医師会が AIPO への登録手続きを代行することにより、確実な登録が行われている。
- ・動物取扱責任者研修にて、日本獣医師会から講師を招き、マイクロチップについての講習を

実施していただくことで、飼い主の窓口となる動物取扱業者の意識向上が期待される。

・県内マイクロチップ登録頭数

○平成27年3月末（モデル事業開始年度）

3, 241頭（犬2, 680、猫548、他13）

○平成29年度末

7, 019頭（犬5, 270、猫1, 735、他1）

【成果から明らかになった課題】

- ・飼い主のMC装着メリットに関する正しい知識の普及が必要である。飼い主からは「痛そう」「かわいそう」との意見がある。
- ・販売業者からは、MCを装着した犬・猫が売れ残った場合に装着費が回収できないことや、販売価格にMC代を上乗せすることによる販売数低下等を心配する声が聞かれた。
- ・MC登録にメリットを感じない飼い主、事業者、動物病院も多い。
- ・犬の飼い主にとっては、狂犬病予防法に基づく登録制度との併用で、MC装着にかかる経費を負担に感じるようだ。
- ・MCは装着しているが、AIPOへ登録していない事業者もあり、登録窓口の一元化が望まれている。

【課題解決の方向性】

- ・飼い主へのMC装着メリット説明などは、動物病院や飼い主の身近な相談窓口となる事業所からの情報発信が効果的であることから、事業者との連携によりMCの普及を進める。
- ・動物病院や動物取扱業者がMCにメリットを感じていないことが推進できない一因となっている。
- ・MC装着に係る費用等の飼い主負担の軽減と、メリットを実感できるシステム若しくは施策を展開することが必要である。（登録の一元化、検診や保険割引などの飼い主特典の付与等）
- ・MC登録窓口の一元化を図るため、県獣医師会及び事業所の協力を得、飼い主への周知・徹底を行う。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

<MC 推進のリーフレット（一般向け）>



<適正飼育啓発のためのリーフレット>



<表 4>

<表 1>

<クーポン冊子>



表紙



啓発記事

広告掲載例

1. モデル事業全体の内容

＜テーマ＞ マイクロチップ（MC）等所有明示の推進

県内にモデル地域を選定し、飼い主等を対象としたアンケート調査を行い、MCの装着状況等について実態把握を行った。次に、関係機関による検討会を開催し、MCの普及における課題や、課題解決の方向性について整理した上で、MCの普及啓発活動として、講演会の開催や、関係各主体（保健所・ペット販売業者・動物病院）が飼い主に対して説明しやすい啓発ツールの作成に取り組んだ。また、これら普及啓発活動の効果を検証するため、再度、飼い主を対象としたアンケート調査を実施した。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

- ・実施期間：平成 26 年 11 月～平成 28 年 3 月（1 年 5 か月）
- ・モデル地域：香川県三豊市高瀬町（人口：16,000 人、世帯数：5,850 世帯）

①MC等所有明示に関する実態調査

犬猫への所有者明示措置の実施状況や、飼い主等のMCに対する意識等を把握するため、以下のとおりアンケート調査（1 回目）を行った。

時 期	平成 27 年 2 月
方 法	調査票を郵送
対 象 者	・一般世帯 4,000 世帯（モデル地域 5,850 世帯から無作為に抽出） ・ペット販売業者 161 件（中核市を除く県域） ・動物病院 66 件（公益社団法人香川県獣医師会の所属病院）
備 考	・アンケート回答時の参考になるよう、調査票とともに、既存のMC啓発リーフレット（環境省作成）を送付した。 ・回答率を高めるため、三豊市が事前にモデル地域内の全自治会（530 地区）に説明チラシを配布し、回覧を依頼した。また、ローカル放送とケーブルテレビによる周知も行った。

②検討会の開催

上記①の調査結果を踏まえ、関係機関による協議を行った。

日 時	平成 27 年 3 月 27 日（金）14 時～16 時
場 所	香川県獣医畜産会館
出 席 者	環境省動物愛護管理室、香川県生活衛生課、香川県西讃保健所、三豊市環境衛生課、公益社団法人香川県獣医師会
議 題	アンケート調査結果等に関する情報共有 次年度の事業内容に関する意見交換 等

③MCの普及啓発活動

上記②の協議を踏まえ、約1年間にわたって以下のような普及啓発活動を展開した。

(1) 講演会の開催

飼い主等に対し、MCのメリットや必要性、具体的な装着方法を周知するため、モデル地域近隣の会場で講演会を開催した。講演会の広報として、本県は、報道機関への資料提供やチラシの作成・配布等を行った。また、講演会を香川県動物愛護推進員研修会（本県では基本的に年1回開催することとしている。）として位置付け、動物愛護推進員の参加を促した。

日 時	平成28年1月30日（土）13時30分～15時30分
場 所	三豊市市民交流センター 多目的ホール
演題・講師	①人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトについて （環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐 今西 保 氏） ②マイクロチップ推進の課題と展望について （公益社団法人香川県獣医師会 副会長 保田 英彰 氏） ③犬との上手な暮らし方・しつけ方について （JAHA 認定インストラクター 矢崎 潤 氏）
出席者数	約80名

(2) 啓発リーフレットの作成

環境省及び本県と同時期にモデル事業に取り組んでいた他自治体と協力のうえ、各主体（保健所、ペット販売業者、動物病院）が説明しやすい啓発資材の作成に取り組んだ（本県は動物病院用を担当）。

④啓発効果の検証

啓発効果を検証するため、2回目のアンケート調査を実施した。

時 期	平成28年2～3月
方 法	調査票を郵送
対 象 者	モデル地域内の4,000世帯
備 考	モデル事業において作成した啓発リーフレット（一般飼い主向け）を調査票に同封した。

【成果及び評価】

< 1回目のアンケート調査の結果（概要） >

▼世帯（回答率 1,400/4,000世帯＝35%）

○所有者明示の実施状況及びMCの装着状況

	犬	猫
犬猫を飼育している	454/1,400（飼育率 32.5%）	257/1,400（飼育率 18.4%）
うち所有者明示あり	98/454（実施率 21.6%）	22/257（実施率 8.6%）
うちMC装着あり	16/454（装着率 3.5%）	3/257（装着率 1.2%）

- ・所有者明示…鑑札・狂犬病予防注射済票の装着（犬）、首輪に飼い主の情報を記載、MCの装着、迷子札の装着
- ・2頭以上飼育している場合、1頭でも所有者明示を実施していれば、「実施」に計上した。

○所有者明示を実施していない理由（複数回答の上位5つ）

犬	選択肢	回答割合
1位	存在自体を知らない	46.2%
2位	室内飼育で迷子になることがない	16.9%
3位	痛そうでかわいそう	15.7%
4位	費用が高い	15.3%
5位	特に理由はない	14.6%

猫	選択肢	回答割合
1位	存在自体を知らない	44.7%
2位	室内飼育で迷子になることがない	23.6%
3位	痛そうでかわいそう	17.3%
3位	特に理由はない	17.3%
5位	費用が高い	14.3%

▼ペット販売業者（回答率 47/161=29%）

○MC装着の問題点（複数回答の上位5つ）

	選択肢	回答割合
1位	異物を埋め込むことに対して理解が得られにくい	51.1%
1位	費用が高い	51.1%
3位	装着されているか外見からは分からない	48.9%
4位	飼い主情報の管理が一元化されていない	46.8%
5位	読み取りにリーダーが必要	40.4%

○MC装着を推進する上で行政に求められる支援（複数回答の上位3つ）

	選択肢	回答割合
1位	施術等に対する費用を補助する	80.9%
2位	利点についての普及啓発を行う	46.8%
3位	装着をしている店を行政がPRする	19.1%

▼動物病院（回答率 43／66 件＝65％）

○MC 装着の問題点は何だと思うか？（複数回答の上位 5 つ）

	選択肢	回答割合
1 位	飼い主情報の管理が一元化されていない	51.2%
2 位	読み取りにリーダーが必要	32.6%
3 位	装着されているか外見からは分からない	27.9%
3 位	異物を埋め込むことに対して理解が得られにくい	27.9%
5 位	費用が高い	25.6%

○飼い主が装着を希望しない又は迷っている理由（複数回答の上位 3 つ）

	選択肢	回答割合
1 位	費用が高い	53.5%
2 位	メリットがない	37.2%
3 位	動物がかawaiiそう	34.9%

< 2 回目のアンケート調査結果（概要） >

▼世帯（回答率 1,112／4,000 世帯＝28％）

○所有者明示の実施状況及びMC の装着状況

	犬	猫
犬猫を飼育している	314／1,112（飼育率 26.6％）	160／1,112（飼育率 13.6％）
うち所有者明示あり	47／314（実施率 15.0％） ↓	16／160（実施率 10.0％） ↑
うちMC 装着あり	11／314（装着率 3.5％） →	1／160（装着率 0.6％） ↓

実施率及び装着率の欄の矢印は、1 回目の調査時からの増減を示す。

○今回のモデル事業を通じて MC のことを理解できたか？

選択肢	回答割合
理解できた	62.4%
理解できなかった	3.9%
モデル事業は知っていたが、興味がない	3.5%
モデル事業を知らなかった	29.9%

啓発効果が最も高かったのは、今回作成したリーフレット（回答者の 8 割以上が「啓発効果が高い」と回答）。

< 成果 >

○所有者明示の実施状況やMC に対する関係者（飼い主・ペット販売業者・動物病院獣医師）の考え方を把握することができた。

○アンケート調査自体が啓発になり、MC の認知度向上につながった。

【成果から明らかになった課題】

- MCの存在を知らない飼い主が多い。
- 「室内飼育だから迷子にならない」、「迷子になっても自力で帰ってくる」と考えている飼い主も多い。
- 動物病院及びペット販売業者を対象とした調査からは、MCの普及において費用面がネックになっていることが示唆された。

【課題解決の方向性】

- モデル事業で制作した啓発リーフレットを活用しつつ、具体例を交え、MCのメリットがより分かりやすい説明を行う。また、説明の方法やタイミングについても十分に検討する。
- MC装着の金銭的な負担感を軽減するため、本県の単独事業として以下の事業に取り組む。
(ただし、対象動物は香川県から譲渡する犬猫に限定)
平成29年度 MC装着費用の補助(5,000円分のクーポン券を交付)
平成30年度 譲渡犬猫へのMCの無料装着
- 迷子札は、脱落、劣化等の欠点があるものの、MCよりも飼い主の金銭的・心理的ハードルが低いと考えられるので、本県が主催する譲渡会等において来場者に無料で配布する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

啓発リーフレット（動物病院用）

ひとりぼっちにさせないために 災害時など、もしもの時のために あなたとペットの絆のために  環境省 Ministry of the Environment	登録したペットの情報 個体識別番号: _____ 施術年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 名前: _____ 誕生日: _____ 性別: _____ オス _____ メス _____ 動物種: 犬 ・ 猫 ・ その他(_____) 品種: _____ 毛色: _____ 飼い主情報 氏名: _____ 住所: _____ 連絡先: _____ 施術動物病院 病院名: _____ 連絡先: _____ 飼い主が変わった時・連絡先が変わった時・ペットが亡くなった時は、必ず登録データの変更を行いましょう! (無料) マイクロチップについてのお問合せ先 公益社団法人日本獣医師会(AIPO(アイポ)事務局) TEL 03-3476-1695 メールアドレス mc@nichiju.or.jp http://nichiju.lin.gr.jp/eigo/
--	---

最後に…



この写真の動物たちは、マイクロチップ装着や他の飼い主証明がされておらず、飼い主がわからないまま、動物愛護センターに収容された犬や猫たちです。

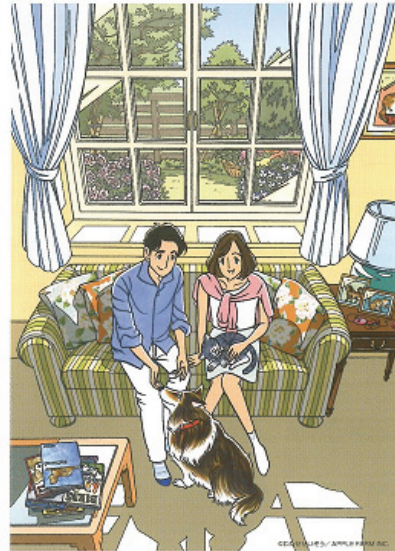


マイクロチップ装着は、ペットへの愛の証です！話すことができないペットにとって、マイクロチップは、飼い主さんとのかけがえのない絆となります。また、自分が飼い主であることをはっきりとさせ、そのペットに責任を持つという宣言をすることにもなります。家に帰りたいくても帰れない子たちをなくすために、また災害時対策のためにも、飼っているペットとの絆をつくるマイクロチップを装着しましょう！



環境省 環境省自然環境局動物愛護課環境保護課 www.env.go.jp/nature/odokutsu/saigo/
人と動物が暮らす社会の実現プロジェクト www.env.go.jp/nature/odokutsu/saigo/odokutsu/saigo/
平成28年1月発行

マイクロチップ装着について ～ペットとの絆づくりのために～



環境省
Ministry of the Environment

マイクロチップを装着しよう！

マイクロチップとは……

犬や猫など動物の
「個体識別」をするためのものです。

マイクロチップ



マイクロチップ(MC)は、直径約2mm・長さ約8～12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具です。

「個体識別」はなぜ必要か？

自治体の保健所や動物愛護センターには、たくさんの飼い主の分からない犬や猫が収容され、その多くが家に帰ることができません。殺処分されている現状があります。また、「飼っている犬、猫がいなくなった」との相談も毎日のように寄せられています。もし、「室内で飼っているから大丈夫」「今まで逃げたことがないから」と考えていたら要注意です！雷や花火の音でパニックを起こして逃げ出したり、ちょっとした油断で放れてしまったら、日常生活でも迷子になってしまう可能性があります。このような時に役に立つのが、ペットの「個体識別」＝飼い主証明(マイクロチップ装着等)です。つまり、マイクロチップの装着は、話すことができないペットにとって、飼い主さんとのかけがえのない絆となります。



首輪があってもマイクロチップ装着時の飼い主さん情報はありません。



自分の住所や氏名を知らせることができないため、飼い主さんの迎えを待って待っています。



首輪と首だけでは、飼い主さんが探し回ることができません。

マイクロチップを入れるメリットは？

- 「迷子」になっても、保護された時に身元がすぐに確認できます！
- 「盗難」にあった場合も、確実な身元証明に！
- 「地震」などの災害ではくたしたとしても、飼い主のもとに戻る可能性が高くなります！
- 「猫」の場合は狂犬病予防法で注射や登録が義務づけられていないため、飼い主さんがしてあげられる、数少ない「飼い主証明」です！

あなたのペットに「マイクロチップ」をリーダーで読み取り、身元を確認します。



主に、自治体の保健所や動物愛護センター、動物病院に置いてあります。



マイクロチップはどのように入れる？

- ① 専用のインジェクター(チップ注入器)で皮下に埋め込みます。
- ② 装着場所は、犬や猫の場合は、首の後ろが一般的です。
- ③ 犬は生後2週齢、猫は生後4週齢頃から装着できます。
- ④ 装着は、獣医療行為となり、必ず獣医師が行います。
- ⑤ 費用(手術費)など、詳しくは、お近くの動物病院にご相談を。



マイクロチップ以外の飼い主証明も忘れずに！
インジェクター
犬の「盗難」や「狂犬病予防注射済票」の放棄は、法律で定められた飼い主の義務です！

データ登録を忘れずに！

- マイクロチップを装着したら、【日本獣医師会(AIPO事務局)】へのデータ登録が必要です。
 - データ登録用紙に飼い主さんの氏名や住所、電話番号などを記入し、【日本獣医師会(AIPO事務局)】に郵送します。
- 問い合わせ先：TEL 03-3475-1695 【日本獣医師会(AIPO事務局)】

1. モデル事業全体の内容

猫は、犬のような登録制度や係留義務がないため、犬と比較し、所有者意識が低い傾向にあり、センターへの持込み及び処分頭数や路上で死亡している頭数が大変多い。そこで、飼い猫へのマイクロチップ装着（所有者明示）及び繁殖制限の推進をすることで、猫の適正飼育の普及啓発を図り、所有者責任を明確にするとともに、行方不明・事故・災害時における猫の対応を容易にし、不幸な子猫の誕生を抑制することを目的とし、本事業を実施するに至りました。

また、行政と動物病院が連携したマイクロチップ装着事業を実証し、その成果を評価するとともに、更なる取り組みの方法や体制等の検討を行ないます。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

本モデル事業へは平成 26～27 年度に参加していたが、その後も継続して本事業を実施しているため、平成 29 年度までの実施報告とします。

【内容・実施体制】

本事業は、飼い猫を避妊去勢手術する際に、マイクロチップを無料で装着するものです。

・対象となる猫

これから避妊去勢を行う、市内で飼養されている飼い猫。

・申請条件

マイクロチップ装着後、A I P O への登録を実費にて必ず行うこと

本市へ猫の飼養届出書を提出すること

・実施体制

マイクロチップを本市が一括にて購入し、協力動物病院へ預託し、装着・申請手続き等は全て協力動物病院にて実施しています。平成 29 年度から事務処理についてのみ委託料を支払うこととしました。

また、協力動物病院とは、岡崎市獣医師会及び市内動物病院へ呼びかけ、事業に協力いただいている動物病院のことです。

【成果及び評価】

○協力動物病院数・マイクロチップ装着数・未登録者割合

	平成 26 年度 (6 月～3 月)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (H29.12 月末現在)
協力動物病院数 () 内は対象となる 動物病院数	24 (26)	27 (27)	27 (27)	26 (26)
マイクロチップ 装着数	486	473	554	318
未登録者割合 (%) H30.1.31 現在	8.4	8.2	7.0	

平成 26 年度を除き対象となる全ての動物病院の協力が得られました。

マイクロチップ装着数は、年間 500 頭前後で、当初想定していた数よりも少ない実績です。しかしながら、事業実施前はマイクロチップの装着はほとんどなかったと聞いておりますので、そこを考慮すると非常に多くの猫に装着できたと考えています。

申請条件としての A I P O への登録については、未登録者が年 8 % 前後存在し、年 1 回文書にて登録の督促を行っています。

○動物病院へのアンケート

事業を効果的に実施するため、毎年動物病院へアンケートを行っています。

そのアンケートからわかったことは下記のとおりです。

- ・猫の飼い主へはマイクロチップ以前に、所有者明示そのものが浸透していない。
- ・マイクロチップを装着し、飼い主が判明することで、責任になってしまうから装着をしないという飼い主が一定数いること。
- ・マイクロチップの普及には条例を含む法の整備が必要と考えている獣医師が多い。
- ・本事業は、飼い主としての意識向上につながっている。
- ・装着数の多い動物病院では、避妊去勢手術時に獣医師が必ず本事業を案内している。
- ・マイクロチップの必要性をわかりやすく説明することに苦慮している獣医師が多い。

○提供を受けた普及物

平成 27 年度に下記 3 に掲載している 3 つの普及物の提供を受けました。

本事業の周知も兼ねて、協力動物病院及びペットショップへ配布を行いました。

協力動物病院には、『マイクロチップ装着について～ペットとの絆つくりのために～』を用いて、対象となる猫の飼い主に対し説明を行っていただくよう依頼しました。

【成果から明らかになった課題】

アンケート等の結果から、猫の飼い主は所有者明示意識が低くさらにマイクロチップも浸透していないため、マイクロチップの装着が無料であっても、飼い主にとって魅力ではない

本事業の実施には、動物病院の獣医師の理解及び協力が必須のため、獣医師の方々へのマイクロチップの普及啓発の方法、協力体制を築いていくための手法が課題となっています。

猫への所有者明示を含めマイクロチップ装着の必要性、引取り数が多い等の猫の現状の理解を獣医師の方々に継続的に理解していただけるよう努力するとともに、今後動物病院の獣医師の協力を得る必要がある事業については、獣医師への理解及び普及啓発についても念頭に入れ取り組んでいきたいと思っております。

平成 27 年度提供を受けた普及物



1. モデル事業全体の内容

犬猫の将来的なマイクロチップ装着等の所有明示措置の義務化に備え、飼い主のマイクロチップに対する認知度の向上及びマイクロチップ装着の普及促進に資することを目的として、公益社団法人鹿児島県獣医師会、鹿児島地区獣医師会との連携協力のもと、動物病院における犬猫の受診時にマイクロチップ装着等の実態調査を実施するとともに、飼い主に対し、マイクロチップの有効性等の説明を行い、所有明示の必要性の周知・啓発、終生飼養等の意識向上を図る。

また、希望飼い主の犬猫へマイクロチップ装着を実施するとともに、装着後の影響等について調査を実施する。

2. 平成 28～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

(鹿児島市)

- ・マイクロチップ装着の普及啓発
- ・獣医師会等関係機関との連絡調整
- ・事業結果の検討 等

(公益社団法人鹿児島県獣医師会、鹿児島地区獣医師会)

- ・マイクロチップリーダー、マイクロチップ等の環境省支援品等の受入れ、動物病院への配布
- ・鹿児島市、動物病院との連携調整
- ・事業結果の集約・取りまとめ、鹿児島市への報告 等

(鹿児島地区獣医師会会員の動物病院等 50 施設、事業実施場所は鹿児島市内)

- ・犬猫のマイクロチップ装着確認、実態調査等（アンケート調査）
- ・パンフレット等の配布による飼い主へのマイクロチップの説明等、周知・啓発
- ・希望飼い主の犬猫へのマイクロチップ装着
- ・AIPO 登録手続きの説明 等

【成果及び評価】

アンケート回収数：938

(成果)

- ・「飼い主が誰であるかわかるように装着しているもの」についての調査結果より、特に何もしていない飼い主が、55%程度いた。
- ・「マイクロチップを装着した場所」の調査結果より、動物病院（52.1%）やペットショップ（45.5%）において、ほとんどの装着が実施されていることがわかった。

・「マイクロチップについて、知らない、または、くわしくは知らない」と答えた飼い主が 65.3% とかなり多いことがわかった。

・マイクロチップについての説明をすることによって、ほとんどの人がメリット等を理解してくれることがわかった。

・マイクロチップの装着を希望しない飼い主が約半数と装着に抵抗感を持っている飼い主が多いことがわかった。

・「マイクロチップの装着後、1 週間程度の間に、動物に何か問題や影響があったか」についての調査結果より、何らかの影響があったのは、装着した 258 頭中、5 頭（①1 日元気なし ②装着部位の脱毛 ③一時的な元気、食欲の低下 ④数日間、気にして後肢でかいていた ⑤翌日に元気、食欲の低下）だった。

（評価）

・ペットショップでの装着が 45%程度を占めていることから、ペットショップにおいて装着された犬猫が販売されているというマイクロチップの普及状況が確認された。

・写真入りのパンフレットは視覚で理解できるので、飼い主の適正飼養への意識向上が期待できる。

・獣医師会の協力が得られ、マイクロチップ装着に係る費用を抑えられたこと、また、パンフレットを利用して飼い主に説明できたことが、マイクロチップ装着の動機付けの一助となり、装着の推進が図られた。

・マイクロチップの装着を希望した飼い主の約 80%が実際に装着したという結果については、今回の事業で、獣医師会が装着費用を安価にしたこと、また、マイクロチップのメリット等を飼い主に説明し、理解してもらえたことが要因になったと思われる。

・事業期間が短期間だったため、マイクロチップの実装着数が動物病院への配布数に対して少なかった。

【成果から明らかになった課題】

・マイクロチップを含む所有明示措置の実施率（実数）が 45%程度と低い。

・犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録との二重登録になり、現在のところ、任意であるマイクロチップの装着にかかる費用を負担に感じる飼い主もいる。

・マイクロチップ装着にメリットを感じない飼い主、動物病院の獣医師等もいる。

・飼い主に対して、マイクロチップ装着のメリット等、正しい知識の普及・啓発が必要である。

・マイクロチップの装着はしているが、AIPO への登録がされていない犬猫もいる。

・迷子の検索で、一部のペットショップ等が利用している他のシステムに登録している例もあり、AIPO を含め、3 ヶ所に問合せをした事例も過去にあった。登録の一元化がなされていない。

・検索はできたが、登録した飼い主と連絡がとれない場合や、犬猫を他人に譲渡後、登録情報の変更手続きがされていない場合に、返還も譲渡もできない状態となり、対応に苦慮した例があった。譲渡や転居の際に、連絡先等飼い主情報を変更していないと、飼い主がすぐに判明し

ない場合があるので、変更手続きについても周知を図る必要性を感じた。

【課題解決の方向性】

- ・飼い主へのマイクロチップ装着のメリットなどの周知・啓発は、動物病院等からの説明が効果的と思われることから、保健所と動物病院等の連携によりマイクロチップの普及を進める。
- ・マイクロチップの装着を含む所有明示の実施について、広報等により啓発を図る。
- ・マイクロチップ装着に係る費用を負担に感じる飼い主もいることから、メリットを実感できる身近な事例を周知することが必要と思われる。
- ・マイクロチップのAIPOへの登録を推進するため、県獣医師会や動物病院の協力を得ながら、飼い主への周知を図る。

【その他】

- ・近年、警察署（交番含む）で保護されている犬猫が多くなっているが、現状では、警察署にはマイクロチップリーダーを置いていない。外見では、マイクロチップの装着が確認できないことから、保健所（収容施設）に収容することとなる。

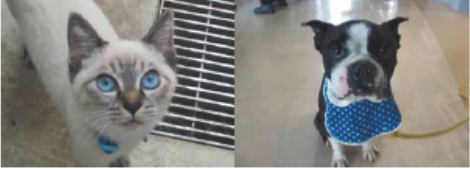
将来的には、警察署や交番等にもマイクロチップリーダーを置くことで、早期に飼い主へ返還されるのではないかと考える。

- ・災害時に犬猫が迷子になった場合、首輪等がはずれることが想定されるので、マイクロチップの装着は、有効な所有明示の手段と考えられるが、現状では、首輪等に装着した鑑札、注射済票等の補助的な役割を担っているように感じられる。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

- ・使用したパンフレット（データは環境省が提供）

最後に…



この写真の動物たちは、マイクロチップ装着や他の飼い主証明がされておらず、飼い主がわからないまま、動物愛護センターに収容された犬や猫たちです。



マイクロチップ装着は、ペットへの愛を込めて「愛の印」です！話すことができないペットにとって、マイクロチップは、飼い主さんとのかけがえのない絆となります。また、自分が飼い主であることをはっきりとさせ、そのペットに責任を持つという宣言をすることにもなります。家に帰るだけでなく、離れないうちをなくするために、また災害時対策のためにも、飼っているペットとの絆をつくるマイクロチップを装着しましょう！



環境省 環境省自然環境政策局動物愛護管理室 www.nature/nature/robotics/robotics/
人と動物が暮らすための自然環境政策局 www.nature/nature/robotics/robotics/robotics/
平成28年1月発行

マイクロチップ装着について ～ペットとの絆づくりのために～



環境省

マイクロチップを装着しよう！

マイクロチップとは…
犬や猫など動物の「個体識別」をするためのものです。

マイクロチップ(MC)は、直径約2mm・長さ約8～12mmの円筒形のガラスのカプセルに包まれた小さな電子標識器具です。

「個体識別」はなぜ必要か？

自治体の保健所や動物愛護センターには、たくさんの飼い主の分からない犬や猫が収容され、その多くが家に帰ることができません。殺処分されている現状があります。また、「飼っている犬、猫がなくなった」との相談も毎日のように寄せられています。

もし、「室内で飼っているから大丈夫」、「今まで逃げたことがないから」と考えていたら要注意です！雷や花火の音で（ニク）を驚かせて逃げ出したり、ちょっとした油断で放れてしまったりと、日常生活でも迷子になってしまう可能性があります。

このような時に役立つのが、ペットの「個体識別」＝飼い主証明(マイクロチップ装着等)です。つまり、マイクロチップの装着は、話すことができないペットにとって、飼い主さんとのかけがえのない絆となります。



首輪があってもマイクロチップ装着等の飼い主さん情報はありません



自分の住所や氏名を振ることができないため、飼い主さんの犬を養育して待っています



首輪と首だけでは、飼い主さんが誰か特定することはできません

マイクロチップを入れるメリットは？

- 「迷子」になっても、保護された時に身元がすぐに確認できます！
- 「盗難」にあった場合も、確実な身元証明に！
- 「地震」などの災害でくたされたとしても、飼い主のもとに戻る可能性が高くなります！
- 「猫」の場合は、狂犬病予防法で注射や登録が義務づけられていないため、飼い主さんがしてあげられる、数少ない「飼い主証明」です！

あなたのペットに「マイクロチップ」番号をリーダーで読み取り、身元を確認します。

リーダー（読み取り機）

主に、自治体の保健所や動物愛護センター、動物病院に置いてあります




マイクロチップはどのように入れる？

- ① 専用のインジェクター（チップ注入器）で皮下に埋め込みます。
- ② 装着場所は、犬や猫の場合は、首の後ろが一般的です。
- ③ 犬は生後2週間、猫は生後4週間頃から装着できます。
- ④ 装着は、獣医師行為となり、必ず獣医師が行います。
- ⑤ 費用（装着費）など、詳しくは、お近くの動物病院にご相談を。

マイクロチップ以外の飼い主証明も忘れずに！

インジェクター

犬の「鑑札」や「狂犬病予防法注射済票」の装着は、法律で定められた飼い主の義務です！

データ登録を忘れずに！

- マイクロチップを装着したら、【日本獣医師会(AIPO事務局)】へのデータ登録が必須です。
- データ登録用紙に飼い主さんの氏名や住所、電話番号などを記入し、【日本獣医師会(AIPO(アイポ)事務局)】に郵送します。

問い合わせ先：TEL 03-3476-1695【日本獣医師会(AIPO(アイポ)事務局)】

1. モデル事業全体の内容

極めて広域な地域を管轄している北海道は、動物愛護センター等の動物保護収容施設を設置していないことから、全道40ヶ所の保健所（支所）に分散する形で犬猫の引取り業務や譲渡事業を実施しているが、郡部にある保健所では、人口が少ないために地元での譲渡頭数が限定的であった。

そこで、北海道・札幌市・北海道獣医師会・動物愛護団体等が協働して、郡部にある保健所で引き取られた犬猫を都市部で譲渡する広域譲渡会を試行し、この取組を通じて、広域譲渡を推進するための行政区域や行政と民間との垣根を超えた連携体制の構築を図るとともに、全道的な殺処分数の減少を目指した。

2. 平成26～29年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

（1）役割分担

- 北海道：総合調整、広報
- 札幌市：会場の確保、広報
- 動物愛護団体：参加犬猫の移動・保管・健康管理
- （公社）北海道獣医師会：参加犬猫の健康管理、マイクロチップ挿入

（2）広域譲渡会の開催

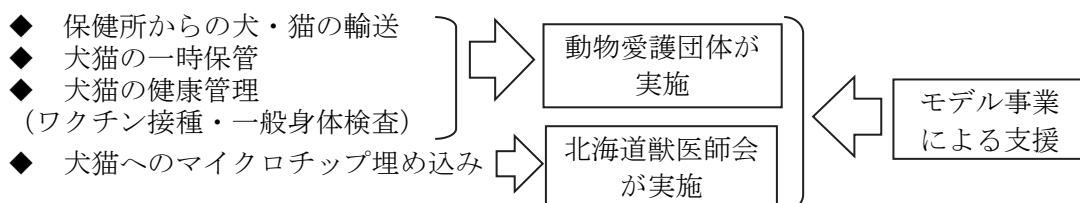
① 平成28年度実施分

- ・ 名 称 「～譲渡でつなごう命のバトン～ わんにゃん家族プロジェクト」
- ・ 日 時 平成29年1月14日（土） 10時～15時
- ・ 場 所 農試公園屋内広場アリーナ（札幌市西区）
- ・ 主催者等 北海道、札幌市、動物愛護団体（4団体）、（公社）北海道獣医師会

② 平成29年度実施分

- ・ 名 称 「人とペットの暮らし広場2017」
- ・ 日 時 平成29年9月2日（土） 10時～14時
- ・ 場 所 北海道庁赤れんが庁舎前庭（札幌市中央区）
- ・ 主催者等 北海道、札幌市、動物愛護団体（4団体）、
（一社）札幌市小動物獣医師会

（3）広域譲渡における犬猫の輸送等の体制



【成果及び評価】

(1) 譲渡会への犬猫の参加状況及び譲渡結果

① H28 年「～譲渡でつなごう命のバトン～ わんにゃん家族プロジェクト」

収容保健所	参加状況		譲渡結果	
	犬	猫	犬	猫
道立根室保健所	2		1	
〃 中標津保健所	1			
〃 名寄保健所		1		1
〃 留萌保健所		3		1
〃 室蘭保健所	1	3		
〃 苫小牧保健所	1			
〃 岩見沢保健所		1		
小樽市保健所		1		
合 計	5	9	1	2

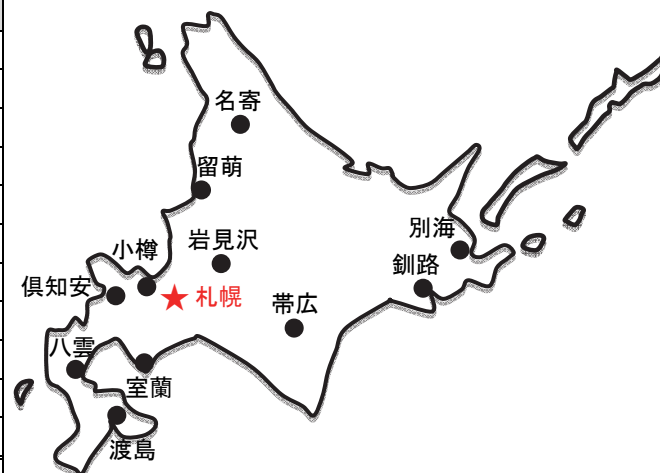


※ 譲渡会で譲渡されなかった犬猫は、その後全て動物愛護団体へ譲渡。

※ 来場者数 500 名

② H29 年「人とペットの暮らし広場 2017」

収容保健所	参加状況		譲渡結果	
	犬	猫	犬	猫
道立釧路保健所	1	1		
〃 名寄保健所	1		1	
〃 留萌保健所		3		1
〃 帯広保健所	1			
〃 八雲保健所		1		
〃 倶知安保健所	1			
〃 静内保健所		1		
〃 岩見沢保健所	1	1		
渡島総合振興局		2		1
小樽市保健所		2		
別海町役場	1			
合 計	6	1 1	1	2



※ 譲渡会で譲渡されなかった犬猫は、その後全て動物愛護団体へ譲渡。

※ 来場者数 7000 名（イベント全体）

(3) 評価

- 都市部で譲渡会を開催し、多くの来場者があったことで、郡部の道立保健所では譲渡が困難であった犬猫を一般の方に譲渡することができた。
- 参加した犬猫の輸送・保管・健康管理については、動物愛護団体が実施したことから、長距離の輸送を伴う場合であっても、動物福祉に配慮したきめ細やかなものとなった。

- 行政区域を越えた自治体間の協働及び行政と民間との垣根を越えた協働を実現することで、今後の動物愛護管理行政上の課題解決に向けた協議会等形成のモデルとなった。

【成果から明らかになった課題】

- 年1回程度の譲渡会では、譲渡頭数が少なく、広域譲渡の効果は限定的であることから、殺処分数を減少させるには、より効果的にするには継続的な実施が必要と考えられた。
- 北海道は広大であり、輸送に係る犬猫の負担を考慮すると一度に輸送する距離の検討が必要である。
- 輸送等の詳細を確認したところ、かかるコストや業務量が膨大となることから、道単独で実施することは困難と考えられた。

【課題解決の方向性】

- 本モデル事業の経験を参考に、開催場所や実施体制を見直したうえで、地方都市での小規模な広域譲渡会の試行を検討する。
- 行政と民間とのリレー輸送など犬、猫長距離輸送に係る民間との協働体制の構築を検討する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

○リーフレット

「譲渡でつなごう命のバトン
～わんにゃん家族プロジェクト」



■ 譲渡会の様子

＜開会式での北村課長あいさつ＞



＜広域譲渡会の様子＞



＜パネル展示＞



＜獣医師体験の様子＞



1. モデル事業全体の内容

自治体の管轄区域を超えた広域譲渡の推進を図る。平成27・28年度は茨城県から他自治体に子犬を搬送するとともに、他自治体での講習会受講をもって茨城県の譲渡会への参加を検討すること等により、広域譲渡の課題を確認した。また、平成29年度は他自治体のボランティア団体等と連携した広域譲渡の体制整備を行うこと等により、広域譲渡を継続的に実施する上での課題を整理する。

2. 平成27～29年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

○ 平成27年度

譲渡受入れ自治体（静岡県）に対して、本県から子犬を搬送し、広域譲渡を実施したことにより、搬送の事務負担等の課題を確認した。

【内容・実施体制】

（環境省）

環境省にて、自治体担当者での協議を行い、各自治体における広域譲渡の課題について、認識の共有及び広域譲渡が可能な条件等を確認した。

《参加自治体》環境省、茨城県、神奈川県、静岡県、静岡市、新潟市、長野市、船橋市（茨城県）

- ① 譲渡受入れ自治体（静岡県）との譲渡犬が備えるべき条件の調整
- ② 譲渡受入れ自治体（静岡県）との共通した譲渡基準に基づく「譲渡子犬情報」様式作成
- ③ 収容子犬のうち月齢、健康状態及び性格が広域譲渡に適しているかの判定
- ④ 子犬へのワクチン接種及びマイクロチップの装着
- ⑤ 譲渡受入れ自治体（静岡県）との広域譲渡日程の調整
- ⑥ 譲渡する子犬の搬送
- ⑦ 譲渡受入れ自治体（静岡県）への子犬の引渡し

（静岡県）

- ① 譲渡元の自治体（茨城県）からの子犬の受入れ
- ② 輸送や飼養環境の変化によるストレスの影響を考慮した子犬の健康管理
- ③ 譲渡対象者への研修会の開催
- ④ 譲渡希望者の募集
- ⑤ 譲渡の実施

【成果及び評価】

（広域譲渡に係る自治体担当者での協議）

広域譲渡として考えられる形式を協議したことにより、広域譲渡の形式によっては、多数の自治体に参加できる可能性があることの認識を共有した。

《協議した広域譲渡の形式》

- ① A自治体がB自治体に子犬を譲渡し、B自治体がB自治体住民に譲渡する。
- ② A自治体がB自治体の譲渡会に参加し、B自治体住民に譲渡する。
- ③ B自治体住民がB自治体においてA自治体での譲渡条件を満たす手続きを行い、B自治体住民がA自治体へ出向き、譲渡を受ける。

(広域譲渡)

- ① 譲渡頭数増による殺処分頭数の削減及び模範的な飼い主の育成
3頭と少数であるが、殺処分頭数の削減及び模範的な飼い主の育成に寄与した。
- ② 各自治体での譲渡条件等の均一化の検討と課題の発見
静岡県と調整を行い、共通した譲渡基準の検討及び様式の作成を行った。
- ③ 動物の搬送方法の検討
輸送業者への委託を検討したが、動物の輸送ストレスの軽減及び輸送時間の短縮のため、譲渡する側の県職員が早朝に行うこととした。
譲渡を担当する県職員が輸送したことにより、輸送中の動物の体調変化への対応が随時可能であった。
- ④ 動物愛護管理行政担当課間の連携強化
広域譲渡に係る調整及び譲渡動物の搬送実施による譲渡先自治体を訪問により、互いの動物愛護管理行政の実施状況等の情報共有が図られたことによる今後の業務の連携強化が図られた。

【成果から明らかになった課題】

- ① 譲渡に適した性格及び健康状態の子犬が減ってきているため、子犬の収容と譲渡先の自治体の譲渡会日程との調整が難しい。
- ② 2～3ヶ月齢の子犬の長距離搬送は体力的な負担が大きい。また、長距離搬送を避けるため、広域譲渡は隣接する自治体で実施すべき。
- ③ 輸送中の動物の体調変化への対応を考慮すると、子犬の搬送は、譲渡を担当する自治体の職員が実施することが望ましいが、業務負担が大きいと、継続した実施は難しい。
- ④ 搬送先の自治体で広域譲渡した子犬が譲渡できなかった場合、搬送先の自治体の負担が大きい。
- ⑤ 広域譲渡の拡大を図るにあたり、複数の自治体の関与が必然となるが、自治体間の包括的な調整を担う体制の整備が必要である。

【課題解決の方向性】

- ① 早急な実現は困難だが、常に譲渡可能な動物をプールしておける収容施設、収容体制の整備。
- ② 遠距離の広域譲渡に備え、中間に位置する自治体との譲渡動物の保管等を担う中継地としての協力体制の構築。
- ③ 譲渡動物の搬送の委託またはボランティアの活用
- ④ 「A自治体がB自治体に子犬を譲渡し、B自治体がB自治体住民に譲渡する。」という広

域譲渡の形式は、今回の試行的実施から得られた課題により、極近接した自治体間でのみ継続して実施可能な形式と考える。また、「A自治体がB自治体の譲渡会に参加し、B自治体住民に譲渡する。」という広域譲渡の形式についても同様の課題があるため、今後は、「B自治体住民がB自治体においてA自治体での譲渡条件を満たす手続きを行い、B自治体住民がA自治体へ出向き、譲渡を受ける。」という広域譲渡の形式について検討して行きたい。

- ⑤ 広域譲渡における自治体間の包括的な調整において、環境省の主体的な関与が望まれる。

○ 平成28年度

広域譲渡の他の手法として、本県が主催する譲渡会の参加資格となっている事前講習会を他の自治体での同様の講習会の受講をもって本県の譲渡会への参加を可能とすることについて、検討した。

【内容・実施体制】

- ① 当該広域譲渡について、参加可能な自治体を照会等により調査
- ② 参加可能な自治体との譲渡会の事前講習会テキストの交換及び水準の協議
- ③ 参加可能な自治体との譲渡条件等の協議
- ④ 譲渡後の譲渡者の飼養場所への確認訪問の実施主体の協議

【成果及び評価】

各自治体に参加する動物行政担当者会議等において、当該広域譲渡について照会したところ、参加可能な自治体がいくつか確認できた。

上記内容及び実施体制について、参加可能な自治体と電話や直接訪問により協議したが、自治体間での譲渡条件等の一定の共通基準の作成やお互いの市民による譲渡会参加可能な体制の整備までには至らなかった。

他自治体との協議のなかで、お互いの動物愛護管理行政の実施状況等の情報共有による今後の業務の連携強化が図れたことや、譲渡条件の違い等の解決すべき課題が改めて確認できたことは一定の成果であったが、事務手続や譲渡後のフォローアップ等により他自治体への大きな負担になる可能性がある等、解決が難しいと考えられる課題もあった。

このことから、今後は、検討する手法を変更し、各自治体においてボランティア団体等が譲渡事業に大きな役割を果たしていることから、行政とボランティア団体等が連携した広域譲渡について、検討していくことが有効であると考えられた。

【成果から明らかになった課題】

- ① 譲渡後の飼養状況の確認や飼養管理が不適切だった場合の対応など、譲渡後の情報共有やフォローアップについて、譲渡先の自治体の負担が大きくなる可能性がある。
- ② 他自治体職員が、本県の譲渡条件を満たすかどうかの判断を行わなければならないため、事前に本県の譲渡条件の十分な伝達・研修が必要になる。業務の煩雑化及び業務量の増加が見込まれ、譲渡先の自治体の負担が大きくなる可能性がある。
- ③ 自治体によっては、県内在住、県の講習会を受けた者という規定があり、譲渡要綱や要

領の一部改正が必要になる。

- ④ 自治体間の距離が離れている場合、移動による譲渡希望者への負担が大きくなる。また、譲渡希望者が本県まで出向いたが、気に入った譲渡動物がいないこと等により、無駄足になってしまう可能性がある。
- ⑤ 譲渡希望者に譲渡動物の状態や気性等を直接見せずに手続きを取らせることとなるため、本県の譲渡動物の情報をどのように他自治体住民へ周知するかが難しい。
- ⑥ 自治体間譲渡のため、収容頭数や譲渡頭数等の統計上の取り扱いの検討が必要である。
- ⑦ 自治体間における譲渡に係る条件や基準は様々であることから、広域譲渡を実施する自治体間で統一した条件や基準の設定が必要と考えられる。

【課題解決の方向性】

自治体間における譲渡条件の違い等、明らかになった様々な課題を総合的に判断し、今後は検討する手法を変更することとし、行政とボランティア団体等が連携した広域譲渡について検討する。

今後、自治体間の広域譲渡を推進するためには、全国統一的な譲渡講習会及び譲渡条件等の条件や基準の設定が必要と考えられる。

○ 平成29年度

行政とボランティア団体等が連携した広域譲渡について、検討した。

【内容・実施体制】

- ① 本県の子猫の殺処分頭数は、年々減少傾向にあるが未だ多いことから、更なる子猫の譲渡を推進
- ② ボランティア団体等への譲渡に繋げるため、自活できない子猫について、職員によるミルクボランティアを実施
- ③ 以前から県外ボランティア団体等と連携した広域譲渡を実施していたが、団体等の負担を軽減しながら、更なる譲渡推進・体制整備を図ることを目的とし、団体等の施設への子猫の搬送、飼育施設調査（衛生状態、飼養頭数、ボランティア人数、譲渡状況等の定期的な確認）を実施

【成果及び評価】

- ① 子猫の譲渡頭数の大幅な増加
職員によるミルクボランティア等により、ボランティア団体等への譲渡に繋げることができ、平成28年度と比較して、子猫の譲渡頭数が大幅に増加した。
- ② ボランティア団体等との情報共有及び連携強化、団体等の負担軽減
ボランティア団体等の施設への子猫の搬送、飼育施設調査を実施すること等により、団体等の負担を軽減するとともに、譲渡後のフォローアップ体制を構築し、団体等との情報共有及び連携強化が図れた。

【成果から明らかになった課題】

- ① ボランティア団体等の活動内容や施設規模等は様々であり、限界を超えた譲渡動物の受け入れ等が発生しないため、団体等と緊密に情報共有・連携協力し、良好な関係性を構築することが重要である。
- ② 子猫の収容頭数が多く、また個体識別が非常に困難であることから、個々の成長に応じた記録の作成や給餌方法の検討、感染症の防止対策等、個体管理方法の確立が重要である。
- ③ 職員による子猫のミルクボランティアを実施することにより、定期的なミルクの給餌、下痢等の体調不良時への対応、子猫死亡時の精神的な負担等、職員の業務的・精神的な負担が増大した。また、県外ボランティア団体等の施設への子猫の搬送は、搬送に長時間を要し、職員の業務的負担が増大した。

【課題解決の方向性】

- ① ミルクボランティアの民間活用を検討し、ボランティアの裾野を広げるとともに、本県の動物行政の現状を理解してもらい、県民の動物愛護意識の醸成に繋げる。
- ② ボランティア団体等への譲渡とともに、県民個人向けの譲渡会を開催し、模範的な飼い主の育成に努める。
- ③ ボランティア団体間のネットワークを活用し、団体等との情報共有に努め、行政側から積極的に働きかけることにより、更なる譲渡先団体等の拡大を図る。
- ④ 職員自らがミルクボランティアにより飼養管理した子猫が譲渡されることで、職員の喜びや達成感に繋がる。また、目に見えて殺処分頭数が減少することにより、職員のやる気アップに繋がるとともに、殺処分に従事する職員の精神的な負担が軽減する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

特になし。

1. モデル事業全体の内容

広域的な譲渡の推進の推進（平成 27 年度実施）

自治体ごとに譲渡候補犬の情報を発信し、譲受け可能な自治体があれば犬を輸送し、譲受自治体の責任において団体譲渡及び新しい飼い主への一般譲渡を行う。賛同する自治体の中で、統一したマニュアルを作成し、犬の受け渡し、報告、適正飼育のフォロー等を行う。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

（１）他自治体との意見交換

環境省にて、関係する自治体担当者での協議を行い、各自治体における広域譲渡の課題等について、検討した。

① 参加者

環境省、茨城県、神奈川県、静岡県、静岡市、新潟市、長野市、船橋市の担当者

② 考えられる課題

・自治体間の課題

譲渡対象の子犬の情報共有、子犬の適正譲渡の判断、譲渡を受けた飼い主に課せられる条件

・犬を出す自治体の課題

飼養管理、住民の理解

・犬を受ける自治体の課題

飼養管理、譲渡を受ける人の要望、すでに収容していた犬の譲渡先の減少、譲渡後のケア、住民の理解、収容頭数の増加による行政への評価

・移動時の課題

長距離輸送のストレス、輸送の手段、人員、経費等

・環境省の課題

統計処理についての調整、ガイドラインの作成

（２）試行実験の実施

他自治体との意見交換を踏まえ、茨城県を子犬供給元、静岡県を譲受け側とし、3頭の子犬の広域譲渡を試行的に実施した。

①譲渡子犬の条件

茨城県と調整し、共通した譲渡基準の検討及び情報共有のための様式の作成を行った。

健康状態	マイクロチップの挿入	気 質	日 齢
① 検便-駆虫 ② 目視・触診 ③ ワクチン接種	所有者明示の促進のため挿入	① フレンドリーな性格 ② 攻撃性の有無	離乳を終え、ドライフードを自力で食べることができる概ね 91 日齢の犬

②譲渡子犬（3 頭）

子犬	性 別	毛 色	生年月日(推定)	体 重	その他
A	オス	白	H27.7.7 生	2.62Kg	人懐っこい
B	オス	白茶ぶち	H27.7.20 生	4.8Kg	臆病
C	メス	茶白	H27.7.20 生	4.62Kg	臆病

③子犬の管理と輸送日程・方法

①茨城県で健康管理、馴化をする場合、②静岡県で健康管理、馴化をする場合、③茨城県で健康管理、静岡県で馴化する場合、④茨城県で馴化、静岡県で健康管理した 4 つの場合をシュミレーションし、感染症蔓延防止などの観点から、①茨城県で健康管理、馴化する場合が最適と判断した。

なお、輸送は平成 27 年 9 月 28 日（月）、茨城県動物指導センター職員により静岡県動物管理指導センターまで公用車で実施した。（輸送時間：5 時間）

	譲渡会 4 週間前	譲渡会 3 週間前	譲渡会 2 週間前	譲渡会 1 週間前	子 犬 子 猫 を ゆ ず る 会
① 茨城県で健康管理及び馴化をする場合	健康管理 茨城	性格判定 馴化	両県打合せ	輸送 HP 掲載 講習会申込み等 静岡	

④子犬の譲渡会

- ・開催日：平成 27 年 10 月 7 日（水） 9 時 30 分～11 時 30 分
- ・「静岡県子犬・子猫をゆずる会実施要領」に基づき実施。
- ・講習：DVD鑑賞、病気の話、法律の話、子犬のしつけデモンストレーション
- ・参加人数：6 組 10 名
- ・譲渡結果：3 頭すべて新しい飼い主が決定した。）

(譲渡会日に犬とマッチングを行い、その後、家庭で受け入れの可否をもう一度良く話し合ってもらうため、譲渡会日と譲渡日は別日となっている。)

⑤ 譲渡後の適正飼養等の確認

- ・下表の報告書様式を作成した。
- ・静岡県動物管理指導センター（静岡セ）は、飼い主からの報告を受け、茨城県動物指導センター（茨城セ）へ様式1及び2を報告する。

＜報告書＞

子犬	譲渡日	住 所
A	10月21日	焼津市
B	10月23日	浜松市
C	11月9日	沼津市

報 告 書	様式名	報 告 先	期 間
犬の登録・狂犬病予防注射実施報告書	別紙①	飼い主→静岡セ	譲渡ごと
子犬の譲渡報告書	様式1	静岡セ→茨城セ	譲渡ごと
犬の不妊去勢措置実施報告書	別紙②	飼い主→静岡セ	譲渡ごと
犬の不妊去勢措置実施状況報告書	様式2	静岡セ→茨城セ	半期ごと

⑥ 統計上の処理

- ・茨城県からの子犬の受け入れについては、本県の統計上での保護、引取りのどちらにも当てはまらず、現状広域譲渡事業で譲渡する頭数も少ない。よって、今回の広域譲渡事業に関連した犬の受け入れと譲渡は、県の統計上には含めない。

【成果及び評価】

成果及び評価	内容
自治体間で譲渡条件や譲渡後の適正飼育の確認の均一化	子犬の譲渡条件や譲渡後の適正飼育確認の内容について、茨城県と調整を行い、均一化することができた。
情報共有の方法確立	子犬の情報や新しい飼い主の情報など、必要な情報共有をするための統一された様式を作成し、情報共有の方法を確立した。
殺処分頭数の減少	今回は、3頭と少数であったが、全国の殺処分頭数の減少に寄与することができた。
動物愛護思想の育成	静岡県では、譲渡可能子犬の頭数を子犬譲渡希望者の人数が上回っており、広域譲渡を実施することにより、県民の方の希望をかなえることができ、動物愛護思想の育成に役立った。また、譲渡犬には、茨城県でマイクロチップが装着されており、所有者明示が促進された。

自治体間での連携の強化	子犬供給元の自治体と受け入れ自治体間でやり取りをすることにより、互いの動物愛護行政の実施状況等の情報共有ができ、今後の業務の連携強化が図られた。
自治体間での課題の共有	他自治体との意見交換をすることにより、全国で起こっている問題・課題について、情報共有ができた。

【成果から明らかになった課題】

課題	内容
自治体間の調整	今回の試行実験では、1自治体との広域譲渡であり、自治体間での調整が可能であったが、多数の自治体間で広域譲渡を実施する場合、譲渡犬の条件等自治体間の調整が難しい。
譲渡が難しい犬の扱い	今回の試行実験では、大型犬、野犬の子犬も含まれていた。譲渡希望者は大型犬を敬遠する傾向があり、また、犬があまり人なれしていないことから、譲渡に時間がかかった。最終的には、静岡県センターでも馴化を続け、譲渡できた。殺処分頭数が多い自治体においては、野犬の子犬等すぐには譲渡ができない犬が多く、粘り強い馴化訓練等が必要となる可能性がある。
輸送の方法	今回の試行実験では、茨城県職員が茨城県から静岡県まで輸送を行ったが、この方法では、自治体職員の負担が大きく、継続的に実施するのは難しい。

【課題解決の方向性】

(1) 自治体間の調整

今回実施した試行実験の結果を他自治体にも情報提供し、他自治体の意見をまとめる。積極的な環境省の関与のもと、全国で広域譲渡が実施できるような調整を行う必要がある。

(2) 譲渡が難しい犬の扱い

子犬の殺処分が多い自治体では、どのような理由が多いのか確認する。その結果、殺処分される予定の子犬を広域譲渡するために、どのような対応が適切か、譲受け自治体での譲渡可能であるかを検討する必要がある。

(3) 輸送の方法

ボランティアなどの民間の協力を得ることを検討する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

特になし。

1. モデル事業全体の内容（広域譲渡の推進）

徳島県では譲渡動物全てに不妊・去勢手術、ワクチン接種等の健康管理とマイクロチップの埋め込み、ドッグトレーナーによる基本的なしつけを実施している。これらを譲渡メリットとして次の事業を実施する。

- ① ふれあいやしつけ方教室に活用できる子犬及び成犬について、希望する他自治体へ譲渡する。
- ② 他自治体で譲渡希望がある子犬及び犬種について、当該自治体を通じた一般飼い主への譲渡を行う。自治体間で連携した広域譲渡の制度作りを行い、処分頭数削減のため動物愛護啓発と適正譲渡を実施する。
- ③ 他県のボランティア団体との繋がりを持つ本県登録譲渡ボランティア団体への広域譲渡支援を行う。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

- ・全動協や全国担当者会議、各種研修会において、広域譲渡受入れ可能自治体の照会を実施
- ・ボランティアを通じた広域譲渡と他自治体との連携策を模索
- ・ボランティアを通じた広域譲渡のため、無料で避妊去勢手術、マイクロチップ装着、ワクチン注射等を実施
- ・徳島県動物愛護管理センター登録譲渡団体と名古屋市に在住する譲渡ボランティアのネットワークにより、名古屋市近郊への広域譲渡を推進
- ・譲渡完了後、報告書により飼養自治体での犬の登録、マイクロチップの飼い主登録の確認
- ・名古屋市を中心とした中部地域への譲渡頭数

平成 27 年度：犬 52 頭（成犬 28、子犬 24）

平成 28 年度：犬 83 頭（成犬 34、子犬 49）

猫 17 頭（成猫 3、子猫 14）

平成 29 年度：犬 52 頭（成犬 33、子犬 19）

猫 2 頭（成猫 2）

総計：206 頭（犬 187 頭、猫 19 頭）

【成果及び評価】

- ・広域譲渡受け入れ可能自治体の照会を担当者会議等で実施するも自治体間での広域譲渡のシステム構築には至らず。
- ・直接自治体間での受け入れが困難な場合の、本県のボランティアを通じた他県へのネットワークの広域化と連携の強化を引き続き推進。

【成果から明らかになった課題】

- ・すでに他自治体においてもボランティア間でのネットワーク構築が進んでおり、広域譲渡の

システムが行政間経由よりスムーズに機能している。

- ・受入れ側として、譲渡動物の感染症対策など健康管理面に対する不安が以前大きい。
- ・自治体間との直接の受け渡しに係り、契約の締結や要領要綱などが必要となり、事務が繁雑となる。
- ・受け入れ先で譲渡ができなかった場合の犬の措置
- ・相手自治体までの輸送方法及び輸送費の負担

【課題解決の方向性】

各自治体ボランティアにおける広域譲渡システムの広域化の推進と、譲渡動物の健康管理や輸送費負担へのフォロー体制の拡充を図ることが、スピード感のある広域譲渡の推進に繋がると考えられる。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

■ 獣医師会トレーナーによるしつけ、社会化訓練の様子



自治体名：東京都、台東区

担当部局名：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当

台東区台東保健所生活衛生課愛護動物管理

1. モデル事業全体の内容

「保護犬の譲渡推進事業」

東京都台東区において、東京都動物愛護相談センターで保護された犬の譲渡を推進するため、保護犬を譲り受けた飼い主(※)に対し、犬を登録する際、登録手数料を免除するなどの譲渡推進策を設けることにより、新しく犬を飼う人が保護犬を第一選択肢として考えるよう支援する。

(※ 東京都動物愛護相談センターから譲渡団体を経由して犬を譲り受けた場合を含む)

なお、平成 30 年度からは事業を拡大し、東京都の登録譲渡団体から直接保護犬を譲り受けた場合も対象とする。

さらに、災害時においても犬猫の引取り数を増やさないよう、ペットの災害対策の推進も行う。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

平成 27 年度～ 実施準備

- ・支援内容と課題の検討
- ・東京都、台東区及び区獣医師会との協議調整

平成 28 年 4 月～ 事業開始

- 台東区
 - ・犬の登録手数料（3,000 円）の免除
 - ・狂犬病予防注射済票交付手数料（550 円）の初回免除
 - ・「台東区犬のしつけ教室」への参加費（2,000 円）の初年度免除
- 東京都
 - ・東京都動物愛護相談センターから譲渡する際、全ての犬に「管理番号証明書」を発行
 - ・東京都動物愛護相談センターに登録している犬の譲渡団体（現在 39 団体）への事業周知
- 区獣医師会
 - ・集合注射事業における狂犬病予防注射接種料（3,100 円）の初回無料

平成 29 年度～ 事業拡大に向けた準備

- ・保護犬を譲り受けた飼い主への聞き取り調査
- ・課題の整理

平成 30 年 4 月～ 事業拡大

【成果及び評価】

平成 28 年度実績：2 件

平成 29 年度実績：1 件（平成 30 年 2 月末現在）

【成果から明らかになった課題】

保護犬を譲り受けて登録に来る飼い主は一定数存在したが、保護犬のほとんどは譲渡団体が東京都以外の自治体や、個人飼い主から直接保護した犬であったため、本事業の対象外であった。

【課題解決の方向性】

今後は、譲渡団体が他自治体や個人飼い主から直接保護した犬についても対象となるよう事業拡大を図る。

【その他】

本事業は、自治体の財政的負担が少額なのに比し、保護犬の認知度が大きく向上したため、費用対効果に優れていると思われた。保護譲渡団体の中には複数の自治体から広く引取りを行っている団体もあり、他の自治体でも同様の取組みが進めば、全国の保護犬の譲渡推進に繋がり、殺処分数の削減に寄与すると思われる。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

保護犬の譲渡 第 1 号



「平成 28 年 4 月、保護犬の譲渡推進を図るため、全国で初めて、登録手数料等を免除する事業を開始」（「台東区発足 70 周年記念誌」に掲載）

保護犬引き取り 諸費用免除

台東区は4月から、都動物愛護相談センターで保護された犬を譲り受けた区民に対し、犬の登録手数料などの支払いを免除する。全国初の試みという。

区は、住民が保護された犬を引き取りやすくなるため、免除を決めた。センター

は八王子、町田両市を除く都内の捨て犬や野犬を保護している。統計によると、

免除対象は、登録手数料(3000円)▽狂犬

殺処分減へ 台東区が全国初の試み

センターに保護される犬は年々減少しているものの、2013年度に707頭、14年度には475頭だった。病予防注射済票交付手数料の初回分(550円)▽区が運営する犬のしつけ教室の参加費(2000

円)▽狂犬病予防注射接種料の初回分(3100円)。区台東保健所の担当者は「殺処分される犬が1頭でも減ってほしい」との思いで

【柳澤一男】

不幸な犬減らしたい

愛護センター譲渡を対象に

台東区、登録料など免除

何らかの事情で飼い主を失った犬に、新しい飼い主が見つかりやすくなるよう台東区が乗り出す。新年度から、都動物愛護相談センター(本所・世田谷区)に保護されている犬を譲り受けた区民に、犬の登録手数料などを免除する。都内の自治体では初めての取り組み

みという。センターは迷子になった犬を保護したり、飼い主のやむを得ない事情で手放した犬を有料で引き取り、一定の条件を満たした希望者に譲渡している。二〇一四年度は二百五十一頭を譲渡した。

犬を飼うには、さまざま名目でのお金を自治体に納めなければならない。台東区は、飼育開始時に必要な登録手数料(三千円)と、狂犬病の予防注射を受けたことを示す札の交付手数料(五百五十円)を免除する。このほか区の開く「犬のしつけ教室」の参加費(二千円)や、狂犬病の

予防疫種の費用一回分(三千円)を無料にする。予防疫種は取り組みに協力する区獣医師会が費用負担する。区の愛護動物管理担当によると、最近はいまの高齢化で「犬を飼っていることができなくなった」といった相談が相次いでいる。「新しく犬を飼おう」と思う人たちに、保護犬を第一選択肢にしてもらうことで、少しでも不幸な犬を減らしていきたいという。

(松尾博史)

普及啓発パンフレット

台東区 保護犬の新しい飼い主を支援します！

命のバトンプロジェクト

飼い主に飼養放棄された... 飼い主不明で保護された... 災害などで飼い主がなくなった... このような理由で自治体に引き取られるペットが多くなります。東京都では、平成28年度に435頭の犬が保護・収容され、新しい飼い主との出会いを待っています。そこで...

命のバトンを受け取って、新しい飼い主になりませんか？

平成30年4月から台東区では東京都動物愛護相談センター及び東京都の登録譲渡団体から犬を譲り受けた区民の方を対象に支援を行います。

支援内容 下記の手数料等を免除します

犬の登録手数料 (3000円)	狂犬病予防注射済票交付手数料 (550円・初回のみ)	台東区犬のしつけ教室への参加費 (2000円・初年度のみ)
-----------------	----------------------------	-------------------------------

集合注射事業における狂犬病予防注射接種料 (3100円・初回のみ) ※台東区獣医師会の協力による

手続きの流れ

東京都動物愛護相談センター → 保護 → 東京都登録譲渡団体 → 譲渡 → 新飼い主(台東区民) → 台東保健所

※東京都登録譲渡団体については、東京都動物愛護相談センター(東京都世田谷区)をご覧ください。

【問合せ】 台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理 電話 3847-9437

災害のとき ペットはどうする？

過去の災害では...

- ペットを置いて避難し、ペットの隠れ家・家畜・感染性の蔓延・人が咬まれる等の危険が発生
- ペットが居るからと避難せず被災した
- 避難所を利用せず、ペットと都中で生活したため、エコークラス症候群で飼い主が亡くなった

だから ペットは同行避難を！

同行避難とは

災害時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に、避難場所まで安全に避難することです。避難所では、基本的に人とペットは異なる場所(ペットの預け入れスペース)を設け、ペットの世話は飼い主が責任を持って行います。避難所には、動物が苦手な方、アレルギーがある方など様々な人が集まります。動物の受け入れを理解してもらえよう、日ごろからのしつけや衛生管理が必要です。

マナーを守って人も動物も暮らしやすい街に！

- 糞・尿の後始末
- リードと鑑札・狂犬病予防注射済票の装着
- しつけ

【問合せ】 台東区台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理 電話 3847-9437

台東区の全飼い主に送付

ペット用非常持出袋



散歩用マナーバッグ



1. モデル事業全体の内容

本県の殺処分の多くを占める離乳前の犬猫について、一定期間哺乳等の世話をを行うボランティア（以下「ミルクボランティア」という。）を育成し、収容された離乳前動物を預託するシステム構築を検討する。

具体的には、ミルクボランティアを育成するための講習会を実施し、受講者の中から希望者をミルクボランティアとして登録する。ミルクボランティアに離乳前動物を離乳までの期間預け、飼養してもらうモデル事業を実施し、ミルクボランティアに対して必要な支援や制度実施上の問題点の抽出を行う。

制度の効果を検証し、問題点を改善したうえで、離乳前動物預託制度を本事業として導入することにより、離乳前動物の殺処分減少及び譲渡の推進を目指す。

2. 平成 28、29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

平成 30 年 2 月末までに愛知県動物保護管理センター（以下「センター」という。）において、ミルクボランティア講習会を 4 回開催した。第 1 回から第 3 回は、動物保護管理センターの協力団体として登録している動物愛護ボランティア団体（以下「協力団体」という。）の会員を受講対象とし、第 4 回は、県内在住の者全般を対象とした。

経験の少ないボランティアに対しても、分かりやすい講習内容となるよう検討をすすめ、講習会資料として、ミルクボランティア育成のためのマニュアルを作成した。

講習会の開催にあたり、第 1 回は外部講師に依頼し、離乳前動物の飼養方法及びシェルターメディスンの考え方について受講者に説明した。第 2 回以降に、センター職員のみで講習会を実施するため、職員も受講者として参加した。

第 2 回以降は、第 1 回講習会の内容に基づき、センター職員のみで講習会を実施し、センター単独での開催ができる体制を整備した。

ミルクボランティアの離乳前動物の飼養を支援するため、預託する際には、1 頭につき哺乳器 1 個、粉ミルク 7 缶及びペットシート 1 包装単位を支給した。なお、平成 28 年度に実施したモデル事業の結果の検討により、平成 29 年度からは、離乳食の支給及びペットヒーターの貸出しも開始した。また、預託の際に使用する健康管理報告書等を作成し、預託中の動物の管理記録として活用していただいた。

モデル事業の評価をするため、預託した動物をセンターに返却してもらう際に、預託中の動物の状態、支給物資の必要数、ミルクボランティアの感想等について聞き取り調査を実施した。

【成果及び評価】

第 1 回から第 3 回までのミルクボランティア講習会の受講対象者をセンター協力団体の会員等を対象とすることで、従前から実施していた協力団体への離乳前動物預託を、個人のボランティアに拡大するための手順を検討することができた。その結果、第 4 回ミルク

・離乳前猫の収容数及び殺処分数（各年度 1 月末時点における数）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
収容数	530	349	282
殺処分数	467	291	157
殺処分割合（％）	88.1	83.4	56.7

【成果から明らかになった課題】

○ ミルクボランティアの確保について

ミルクボランティア講習会受講者 85 名のうちミルクボランティア登録者が 23 名であり、ミルクボランティアとして登録した者が受講者の約 27％に留まった。また、第 4 回の講習会については、県内在住者を対象として受講者を募集したが、受講者は 4 名と少なく、県民に対するミルクボランティア講習会開催の周知が不十分であったことが考えられた。

本モデル事業により離乳前動物の殺処分数は減少したが、離乳前猫については、その収容数に季節的な偏りがあり、センター本所及び 3 支所（尾張、知多、東三河）において、収容数に見合ったミルクボランティアを確保することができなかった。平成 29 年度の離乳前猫の殺処分数は、平成 29 年度 1 月末時点において、157 頭であり、さらなる殺処分数の減少のためには、受入可能なミルクボランティアを、いかに確保していくかが課題である。

○ 離乳前動物の預託中における対応について

本モデル事業では、視診及び触診で明らかな異常が認められない動物を預託対象としているが、離乳前動物の多くが預託中に下痢等を発症し、合計 77 頭が動物病院で治療を受けていた。ミルクボランティアの聞き取り調査結果においても、「動物病院にかからなくてはならない個体を管理することは経済的、体力的に困難」という意見があり、預託中の離乳前動物の体調不良時の対応について、検討する必要があると考えられた。

また、預託中の死亡について、聞き取り調査において意見は得られなかったが、合計 14 頭であり、今後ミルクボランティアが増えていった場合、動物の死を精神的負担に感じ、ミルクボランティアの継続を希望しない人が出てくる可能性が考えられる。

○ ミルクボランティアの制度の理解について

ミルクボランティアは、離乳前動物の離乳完了後にセンターへ動物を返却することとなっているが、動物の返却に同意が得られず、ボランティア登録を取り消さなければならない事例があった。また、聞き取り調査においても、「動物を返却したくない」との意見があり、ミルクボランティア講習会において動物の返却について十分に説明を行い、ミルクボランティアの理解を得ることが重要であると考えられた。

【課題解決の方向性】

○ ミルクボランティアの確保について

さらなる離乳前動物の殺処分減少のためには、受入可能なミルクボランティアの一定数確保が必要であることから、ミルクボランティア制度について広く県民に周知し、ボランティアを

募集することにより、ボランティアの増員を目指す。さらに、センター本所及び3支所（尾張、知多、東三河）でミルクボランティア講習会を開催し、本所及び3支所で依頼できるミルクボランティアの確保を図っていきたい。

○ 離乳前動物の預託中における対応及び制度の理解について

ミルクボランティア講習会において、離乳前動物の預託はミルクボランティアの経済的、体力的な負担が多いこと、離乳前動物の飼養管理等、体調不良時の対応及び預託終了後の動物の返却等、制度の趣旨を十分に理解いただけるよう、講習内容の検討を行いたい。また、ミルクボランティアとの連絡を密にとり、飼養状況の把握に努めることで、ミルクボランティアの精神的な負担軽減につながると考えている。

○ まとめ

平成30年度以降は、本モデル事業の問題を改善することにより、本事業としてミルクボランティア制度を継続して実施する予定である。離乳まで育成した動物の譲渡先を十分に確保するよう、譲渡希望者の募集について、積極的に周知を図っていきたい。今後も引き続き、センターの事業を十分理解している質の高いボランティアを育成し、連携を進めていくことで、殺処分減少を目指す。

【その他】

第1回ミルクボランティア講習会の講師として、また、ミルクボランティアの手引き作成にご協力いただいた日本獣医生命科学大学水越美奈准教授に深謝申し上げます。

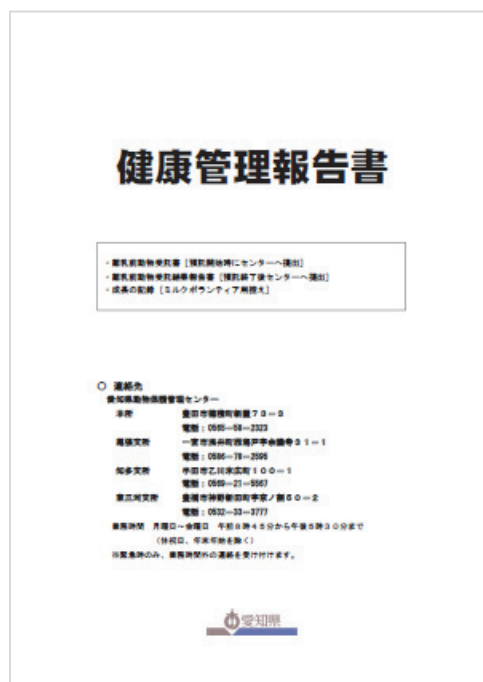
ミルクボランティアの手引き及び健康管理報告書の作成にあたり、参考資料の提供にご協力いただいた、新潟県動物愛護センター、熊本市動物愛護センターの皆様に深謝申し上げます。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

・ ミルクボランティアの手引き



・ 健康管理報告書



1. モデル事業全体の内容

動物愛護管理センター（以下「センター」という。）に収容される離乳前の子猫を，2ヶ月齢程度まで市民ボランティアが哺育し，その後譲渡する「ミルクボランティア」制度を構築した後，適切に推進するための課題整理を行うもの。

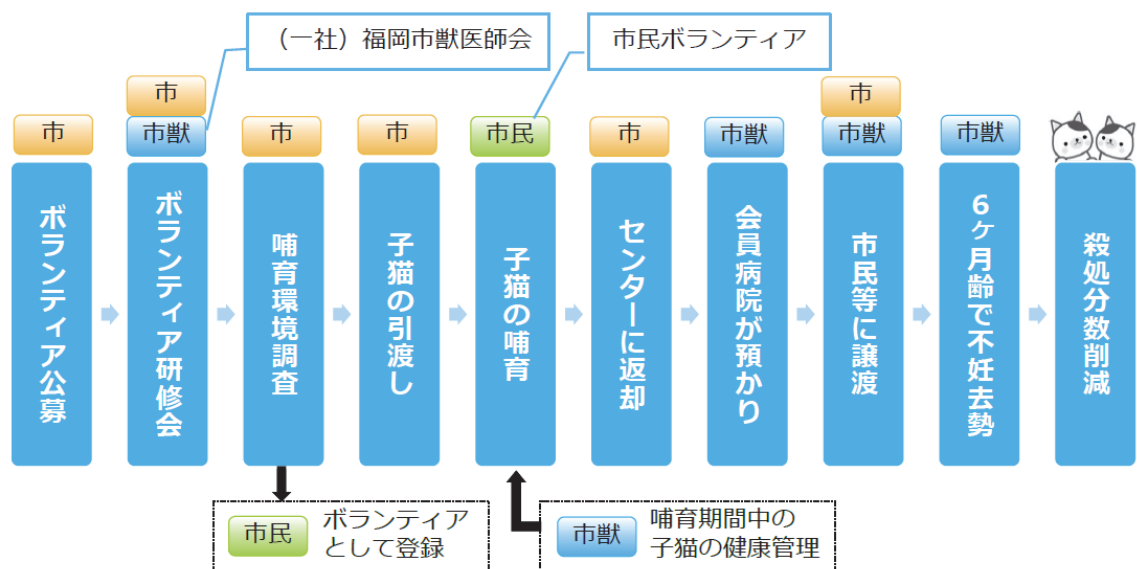
2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

（1）哺育の概要

- ・対象：センターに収容された哺乳が必要な子猫（およそ1週齢～1か月齢）
- ・期間：おおむね2か月齢に達するまで（固形フードを自力で十分に食べられる頃）
- ・内容：2～3時間おきの哺乳，排泄の補助，成長の記録，スキンシップ

（2）実施体制



（3）実施に係る費用について

福岡市動物愛護事業寄付金

- ・子猫の健康管理
- ・動物病院の一時預かり・譲渡
- ・不妊去勢手術

平成 28,29 年度モデル事業

- ・マイクロチップ

- ・子猫の哺育に必要な物品
(粉ミルク, 哺乳瓶, ペットシート, 子猫フード, 猫砂)

【成果及び評価】

(1) 哺育等の実績

	ボランティア 延べ登録数	哺育 目標 頭数	哺育 頭数					
				哺育中	哺育中 死亡等	哺育 完了	譲渡 済み	譲渡 待ち
28年度	24	30	8	0	0	8	8	0
29年度	25	100	63	0	3	60	59	1

※哺育中死亡等 … 哺育中に疾病を発症し、死亡したもの及び処分が必要と、
センターの獣医師が判断したもの

○28年度は10月から事業開始となったため、哺育頭数が8頭に留まった

(2) 収容子猫の処置状況

区分 (子猫)	H28		H29
		4月～12月	4月～12月
収容	332	332	370
返還	1	1	5
譲渡	114	109	134
殺処分	223	223	221
①譲渡不適	1	1	100
②その他	187	187	95
③死亡	35	35	26
哺育頭数	8	8	63

- ・譲渡数が増加した
- ・収容子猫の譲渡適性を獣医師が1頭ずつ判断するようになった
- ・その他の殺処分数が削減された

【成果から明らかになった課題】

(1) ボランティア数の不足

- ・全てのボランティアが、常に対応できるわけではない
- ・哺育には多大な労力が必要であり、一度哺育を経験したボランティアが、活動から離れることもある

⇒哺育可能な子猫も、預けられないケースが発生した

(2) 哺育対象の選別

- ・預けた子猫が死亡するケースを可能な限り減らしたいという思いから、当初、何らかの症状がある個体は哺育対象としていなかった

⇒哺育対象とするかどうかの判断が難しい個体が存在する

【課題解決の方向性】

(1) ボランティア数の不足

- ・実働可能なボランティア数は、減少していく

⇒随時、ボランティアを確保していくことが必要

(2) 哺育対象の選別

- ・選別が難しい個体について、開業獣医師の助力を得る

⇒ 専門的な助言を得て、選別基準の安定化
健康状態に問題がある個体を動物病院で一時哺育

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

特になし。

1. モデル事業全体の内容

動物の愛護及び適正な飼養に関し、市民が関心を持ち理解を深め、かつ啓発を行いたい対象者に合わせ、特に地域で問題となっている飼い主のいない猫対策に重点をおいた普及啓発資料の作成及び効果的な配布方法を検討する。

2. 平成 28～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

- ・啓発物作成前にアンケートを実施し、地域で問題となっていることや啓発が必要な内容の把握を行った。[市、事業受託業者]

一般市民 600 件中 160 件（回答率：26.7%）

猫の餌やり人 100 件中 62 件（回答率：62%）

※中学生については、平成 27 年度に本市でアンケートを実施済。

- ・教育委員会に中学 1 年生の啓発物の内容の理解度等を確認した。[市]
- ・アンケートの実施結果等を反映して、啓発物の原案を作成し獣医師会やボランティアから意見聴取を行った。[市、事業受託業者]
- ・各対象者（一般市民、中学生）に合わせた啓発資料を作成し配布した。[市、事業受託業者]
 - （一般市民向け）自治会回覧：約 25,000 枚
 - （中学生向け）市内中学 1 年生の生徒：約 8,000 枚
- ・一部の中学校には配布時に説明（中身を読むこと、保護者に必ず渡すことの 2 点）を依頼し、説明の有無で認知度に差が出るか、配布後アンケートにより比較した。[市、事業受託業者]
 - 配布時説明あり 602 件中 277 件（回答率：46%）
 - 配布時説明なし 842 件中 318 件（回答率：37.8%）
- ・一般市民向け啓発物配布後アンケートを実施し認知度を調査した。[市、事業受託業者]
 - 一般市民 600 件中 84 件（回答率：14%）
- ・アンケートの実施結果等を反映して、平成 28 年度作成した啓発物を修正し、配布する。[市、事業受託業者]
 - （一般市民向け）市内ペットショップ：約 3,000 枚（H30 年 2 月中を予定）
 - 市内動物病院：約 2,000 枚（H30 年 2 月中を予定）
 - （中学生向け）市内中学 1 年生：約 8,000 枚
- ・一般市民向け啓発物については、配布後アンケートを実施する。[市、事業受託業者]（H30 年 3 月を予定）

【成果及び評価】

＜啓発物の配布方法について＞

- ・自治会回覧を依頼しても、回覧されていない・見ていないケースが確認された。
- ・自治会回覧で啓発物を読んだと答えた市民は、啓発物の表裏で既読率に差はなく、両面

を読んでいた。

- ・中学生向け啓発物の認知度は、配布方法の違いによる大きな差は見られなかった。

＜啓発物の内容について＞

- ・対象者によって関心のある内容は異なり、各対象者に合わせた内容の啓発物が必要であることが確認された。

（一般市民：身近な問題解決に関すること、中学生：知識の向上に関することなど）

- ・動物を飼っていない人や関心のない人にもわかるように「読んでわかるもの」ではなく「見てわかるもの」として、作成する必要がある。
- ・中学生は、興味をひくイラストや口語を使用するなどして導入のハードルを低くすることが重要である。
- ・中学生向け啓発物は、「親子」というキーワードを挿入することで、保護者に向けた啓発物としても配布することが出来るため、世帯への啓発が期待できる。

【成果から明らかになった課題】

- ・啓発資料を作成するにあたって、啓発したい内容が多いことやそれぞれの立場から様々な意見が出て、反映しようとするとう啓発内容を盛り込みすぎて「見てわかるもの」ではなく「読んでわかるもの」になる。
- ・不特定多数の市民の動物への関心や問題、啓発物の認知度などを把握する方法が少ない。
- ・今回、実施したポスティングによるアンケートは不特定多数の市民を対象とすることが可能であり、今回の条件であれば実施が可能と思われるが、統計上有効となるデータを入手しようと思うと相当数を対象としなければならず、実施するのは難しいうえ、費用対効果が悪い。
- ・アンケートの実施は、依頼先に負担があるため、関係機関の協力が得にくい。

【課題解決の方向性】

- ・一般市民向けの啓発物は、啓発内容ごとに作成し、わかりやすいイラストを入れて「見てわかるもの」を作成する。
- ・認知度の把握方法については、ポスティングによるアンケートのほかインターネット等の活用も検討する。
- ・全戸配布になった市政だよりを活用した啓発を検討する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

<平成 28 年度作成チラシ>

人と動物が共に暮らすために

①飼主のいない猫にまつわる問題について

エサや糞尿が
放置されて
不衛生だ

千葉市では、猫問題の解決を図る取組みとして
「地域猫」活動を推進しています。

エサやりを禁止したり、猫を否定することは、根本的な問題の解決にはなりません。
飼主のいない猫が地域に在ることを受け入れ、基本ルールをもとに
自治会など地域のみなさんでどうしたら問題が解決できるか考えてみませんか？

飼主のいない猫のうち、地域住民の理解と協力のもとに、これ以上増えないようにするため、不妊去勢手術を実施し、エサの管理や糞尿の始末など適正な管理を行っている猫を「地域猫」といいます。
「地域猫」活動は、猫を増やす活動ではなく、暮らしやすい地域社会をつくり、街をきれいにするための活動です。

地域猫活動の基本ルール

- ①不妊去勢手術の実施
- ②糞尿の掃除
- ③エサの管理とエサ場の清掃
- ④地域の協力・理解を得るよう努力する

動物が優しい人に対応し、
ながら、近所に迷惑がからな
いように管理を行って、理解が得ら
れるように活動しませんか？
また、不妊去勢手術をして、猫が
増えないようにしましょう。

地域猫活動についての相談は、
千葉市動物保護指導センターへ
TEL 043-258-7817

猫に関する問題

①ペットにまつわる問題については裏面をご覧ください

<平成 29 年度作成チラシ>

人と動物が共に暮らすために

ペットにまつわる問題について

ペットの糞尿で困っています！

ペットの糞尿は、飼主がきちんと処理してください。
自分の家の前や庭、遊びに行った公園に糞が放置されていたら？
犬を飼っているあなた、猫を飼っているあなたも嫌だと思いませんか？

- 排泄物は、散歩前に自宅で済ませるしつけをしましょう。
- 犬を散歩するときは、糞を放置せず、持ち帰しましょう。
- 排泄した場合は、ペットボトルに入れた水を持参して洗い流すなど環境に配慮しましょう。
- 飼い猫は室内で飼育しましょう。

ペットの鳴き声で困っています！

その動物の習性や問題行動の理由・原因について情報収集
に努め、適切なしつけ等を行いましょ。

人によって生活パターンや音に対する感じ方は様々です。
飼主には気にならない鳴き声でも、迷惑になっている場合があります。
●必要に応じて、しつけ教室に参加するなど、獣医師や訓練士などの専門家に相談しましょう。

犬を放すことは条例で禁止されています！

犬は絶対に放さないでください。
飼主にとってはおとなしい可愛い犬でも、こわいと思う人がいます。
●散歩中もリードで確実に制御できるようにしましょう。

<中学生向けリーフレット>

動物を
飼う前に

親子で考えよう！

- ①動物が飼えるおうちですか？転居や転勤の予定はありませんか？
- ②家族に動物に対するアレルギーを持っている人はいませんか？
- ③毎日ちゃんと世話ができますか？
- ④ペットの一生にどれくらい費用がかかるか知っていますか？
- ⑤犬や猫も人間と同じようにがんになったり、認知症や介護が必要になることがあることを知っていますか？
- ⑥動物をどこから入手しますか？

千葉市動物保護指導センターを知っていますか？

動物保護指導センターでは、捨てられたり、迷子になった犬や猫、けがをした動物を保護しています。

①注目
動物保護指導センターでは、保護されたけど飼主が見つからない動物をお譲りしています。動物を飼おうと思ったときにペットショップで購入することだけでなく、動物保護指導センターの動物を引き取り、飼うことを検討してみませんか？

詳しくは...
千葉市動物保護指導センター 稲毛区宮野木町445-1
TEL 043-258-7817

動物保護指導センター

※飼っている動物がいなくなったら、千葉市動物保護指導センターに連絡しましょう

みんなで考えよう！ 動物とともに暮らすために

動物はかわいいし、一緒にいたら楽しいよね。でも、動物がいると困ったことも起こるよね。こんなとき、きみはこんなこと思っていない？

ケース1 家のいろいろなところで
うんこやおしっこをしちゃう

汚いよね。
片付けるのはいやだな。

ケース2 運動不足？

運動させるのは、
めんどくさいな。

ケース3 そとで子猫が鳴いている
おどすているのかな。
なんとかしてあげたいな。

ケース4 そとで猫にエサを
あげている人がいる

地域猫(ちいきねこ)のことこの人は言うけど、
子猫もたくさん生まれているみたい。
な！

動物と暮らすためには、動物のことはもちろん、まわりの人のことも
考えないといけないんだよ。どうしたらいいのかな？

発行：千葉市保健福祉局健康部生活衛生課

1. モデル事業全体の内容

当市では、平成 27 年 9 月から『人と動物が共生する心豊かな最幸のまちかわさき推進プロジェクト「ひと どうぶつ MIRAI プロジェクト」』をスタートし、『いのちの大切さを伝える取組みとしていのちを「まなぶ」』『動物の殺処分削減に向けた取組みとしていのちを「つなぐ」』『動物に係る防災対策に向けた取組みとしていのちを「まもる」』をキーワードに実施している。

3 つの取組みのうち、本事業では『いのちを「まなぶ」』取組みを推進するために、動物の飼養の有無に関わらず広く市民（とりわけ動物に詳しくない方）へ効果的に普及啓発ができる方法を検討し、適正飼養に関する意識を市民全体へ浸透させていくことで、動物に起因する近隣トラブルや多頭飼育崩壊といった近年関心を集めている問題が減少していくことを目指す。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

■市民公開講座の開催（実施主体－自治体 関係主体－国・動物病院）

- ・平成 28 年度に全 3 回の市民公開講座を開催した。一般市民を対象としたため、土日開催及び理解しやすいテーマを選定し、テーマに沿った講師を選定した。講師確保及び広報は自治体が行い（動物病院等にチラシ掲示等を協力依頼）、市民公開講座当日の運営に国の支援を受けた。
- ・平成 29 年度も引き続き市民公開講座を開催した。平成 28 年度実施結果を踏まえ、次の点について工夫し広報戦略を練った。

*別紙チラシについては、セミナー内容を想定しやすいよう具体的なテーマを選定した。また、定員があり、事前申込制であることを一目で分かるよう強調し集客に努めた。

*より身近なイベントとして捉えてもらえるよう講師紹介欄に講師の顔写真を掲載し、事前に講師への質問を受け付けた。

*市民がイベントのために出掛ける範囲を想定し、広報する対象地域によって配布先や配布枚数に差を設けた。

講師確保は自治体が行い、広報用チラシ作成に国の支援を受けた（自治体が動物病院等にチラシ配布等を協力依頼）。

■アンケートの実施及び啓発資料の作成（実施主体－自治体 関係主体－国）

イベント後には必ずアンケート調査を実施した。

平成 28 年度動物愛護フェア会場及び平成 28 年度市民公開講座において一般市民への啓発のポイントを抽出するために、啓発資料の媒体選定及び動物愛護担当部局が啓発の際に使用する単語（終生飼養・繁殖制限・狂犬病予防注射・屋内飼養）のうち、認知度

理解度の低いものを抽出することを目的として実施した。別紙アンケート結果をもとに、「終生飼養」にテーマを絞ってペットを原因としたトラブル解決のための啓発資料『ペットとくらす「さしすせそ」』を作成し、高齢者関係部局等の福祉関係機関等に配布した。

また、啓発媒体として希望が多かったクリアファイルを作成し、啓発資料を挟み込んで配布することで、効率的に普及啓発をすることができると考えた。

平成 29 年度事業では、ペットの防災をテーマとしたエコバックを作成した。動物の飼養の有無に関係なく誰でも活用できるデザインであり、広く市民が持ち歩くことで広報に繋がると考えた。

クリアファイル及びエコバック作成に国の支援を受けた。

■その他の事業について

適正飼養キャンペーンでメッセージカード入りポケットティッシュを、駅前等で配布した。また町内会・自治会の回覧板を利用し、市民全般が読みやすい内容にアレンジした動物の適正飼養に関するチラシを回覧した。

地域猫活動セミナーは平成 28 年度から開催しているが、会場のある区のみ回覧板でチラシ配布を実施した。

平成 28 年度アンケート結果から「屋内飼養」についても認知度理解度が低いとされたため、当市事業において平成 28 年度及び 29 年度に、啓発ポスター『飼い猫は屋内で』を作成し、動物病院等に掲示依頼をした。

【成果及び評価】

- ・市民公開講座受講者数：76 名（平成 28 年度／3 回開催）、107 名（平成 29 年度）
- ・地域猫活動セミナー参加者数 215 名（平成 28 年度／2 回開催）、69 名（平成 29 年度）
- ・ポケットティッシュの配布数：約 3,000 個（平成 29 年度）
- ・自治会リーフレット回覧数：43,779 部（平成 29 年度）
- ・クリアファイル：約 5,500 部
- ・ペットとくらす「さしすせそ」配布数：約 2,800 部（冊子）約 4,700 部（リーフレット）

主な配布先：セミナー等イベント、地域包括支援センター所長会議、民生委員会長会、ケアマネージャー連絡会議、高齢者支援窓口等

【成果から明らかになった課題】

成果から、広く市民へ広報することができたと考えられるが、成果を検証する際に普及啓発の具体的な効果が見えにくいということが課題としてみえてきた。

【課題解決の方向性】

動物に関する様々な問題を飼い主単独の問題として捉えず、地域包括ケアシステム概念を取り入れ地域での課題として問題解決への糸口を掴むことが大切であり、地域単位で計画しながら普及啓発や事業を展開できるよう取り組む必要があると考える。

また、より効果的な普及啓発をするためには、広報する対象を事前に調査する必要があると

考えられるため、今後の取り組みとして団体・地域等の単位で、意見の聴取やアンケート調査を実施し、普及啓発をする上で効果的な団体等を抽出していくことを予定している。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

アンケート結果(啓発媒体)

	動物愛護フェア	市民公開講座			
		11/12	11/19	11/27	合計
クリアファイル	91 30.7%	5	6	3	14 26.9%
マグネット	59 19.9%	2	3	1	6 11.5%
シール	35 11.8%	3	2	0	5 9.6%
ストラップ	77 26.0%	5	3	2	10 19.2%
その他	14 4.7%	4	5	2	11 21.2%
無回答	20 6.8%	2	2	2	6 11.5%
合計	296	21	21	10	52

アンケート結果(啓発項目)

単語を聞いたことがある	動物愛護フェア	市民公開講座			
		11/12	11/19	11/27	合計
終生飼養	160 54.1%	17	18	8	43 86.0%
繁殖制限	233 78.7%	19	19	8	46 92.0%
狂犬病予防注射	265 89.5%	20	21	8	49 98.0%
屋内飼養	141 47.6%	18	17	7	42 84.0%
合計	296	20	21	9	50

単語を詳しく知っている	動物愛護フェア	市民公開講座			
		11/12	11/19	11/27	合計
終生飼養	132 44.6%	15	16	8	39 79.6%
繁殖制限	199 67.2%	19	19	9	47 95.9%
狂犬病予防注射	239 80.7%	17	21	9	47 95.9%
屋内飼養	113 38.2%	15	14	7	36 73.5%
合計	296	19	21	9	49

→ 平成 28 年度市民公開講座アンケート結果

→ 平成 28 年度市民公開講座チラシ

→ 平成 29 年度市民公開講座チラシ



→ 表面

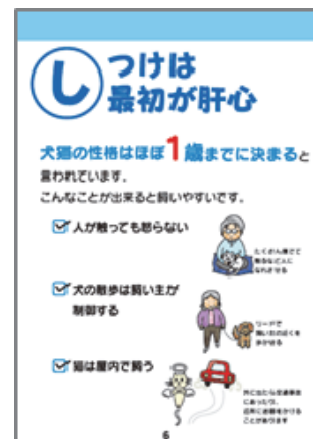
→ 適正飼養啓発クリアファイル（裏面）



→ 「ペットの防災対策」エコバック



→ ペットとくらす「さしすせそ」普及啓発リーフレット



→ ペットとくらす「さしすせそ」普及啓発冊子

1. モデル事業全体の内容

適正飼養（普及啓発）の推進及により、処分対象になる犬・猫の削減を図った。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

平成 27 年度

（１）リーフレット作成及び市報への折り込み配布について

【内容】

犬の適正な飼養管理を推進するため、犬による問題とその対策について記載したリーフレット「知って防ごう！飼い犬トラブル」を作成し、平成 28 年 1 月の市報折り込みチラシとして市内全世帯（156,000 世帯）に配布した。

【実施体制】

- ①保健所食品生活衛生課→リーフレット原案の作成
- ②広報広聴課→市報製本印刷会社と折り込みチラシの印刷と折込みの協議
- ③モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）→リーフレット原案に基づく、製品化
- ④市報製本印刷会社→市報折込み
- ⑤自治会→折り込みチラシの入った市報を各世帯へ配布

【成果】

- ①成果物→「知って防ごう！飼い犬トラブル」
- ②平成 28 年 1 月の配布以降、迷い犬数は減少し、返還率（返還数/迷い犬）は増加した。

年度	24	25	26	27	28
迷い犬数	167	115	125	106	77
返還率	85.6%	80.9%	83.2%	82.1%	90.9%

【評価】

市内全戸に犬の適正な飼養管理について普及啓発をしたことにより、飼養の有無に係わらず、犬の適正な飼養管理の情報を提供できた。また、犬の飼養者にとっては、飼養管理を見直す機会になったとともに、全戸配布されたことから、近隣からの自身の飼養方法を見られることを意識し、飼養方法を見直す機会になったことも考えられる。

【成果から明らかになった課題】

当市では、同様の大規模な普及啓発を行うことは予算上困難であるため、普及啓発を効果的に行う方法を検討する必要がある。

【課題解決の方向性】

マスメディアを介した普及啓発と市民が足を止める場所での普及啓発を検討する。

その方法として、マスメディアにとって報道価値のある普及啓発物の作成及び、普及啓発方法の工夫が考えられる。

例 1) 敬老の日に高齢動物の表彰式を開催し、適正な終生飼養の普及啓発

例 2) 犬の飼い主が利用する場所での普及啓発物の掲示（ペットショップ、動物病院、フード販売店、ドッグラン等）

例 3) 多くの市民が利用し、足を止めやすい場所での普及啓発（スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、公園等）

（２）飼い主チェックリスト、飼い主管理手帳の作成及び印刷について

①チェックリストの作成・配布

【内容】

犬と猫の飼養前に終生飼養の可否について、検討するためのチェックリスト「飼い主になるための準備はできていますか？」を作成し、当市犬猫譲渡会及びペットショップで配布・説明している。

【実施体制】

ア 長野市→チェックリスト原案の作成、校正。ペットショップへの配布及び説明の依頼、ボランティアへの配布依頼、本市譲渡会で配布。

イ モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）→リーフレット原案に基づく、デザイン等の編集

ウ ボランティア、ペットショップ→犬猫飼育希望者への配布、説明

【成果】

ア 成果物→「飼い主になるための準備はできていますか」

イ チェーン展開している大型ペットショップで配布、説明を拒まれることはなかった。

ウ ペットショップの従事者とコミュニケーションを図ることができた。

②飼育管理手帳の作成・配布

【内容】

一般的な記録事項だけでなく、飼育開始時の犬・猫の写真、家に来たばかりの犬・猫へのメッセージを飼い主が記録できる箇所を設けることができるようにすることで、飼い主が犬・猫の飼養を辛く感じた時に振り返ることができるようにした管理手帳「Days and memories with my dog」「Days and memories with my cat」を作成し、当市及びペットショップで配布している。

【実施体制】

ア 長野市→原案の作成、譲渡ボランティア、ペットショップへの配布・説明の依頼

イ モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）→リーフレット原案に基づく、製品化

ウ ボランティア、ペットショップ→犬猫飼育希望者への配布、説明

【成果】

成果物→「Days and memories with my dog」「Days and memories with my cat」

【評価】

当初はペットショップから配布や説明を拒まれることを懸念していたが、配布を依頼し

た 4 店舗では顧客への配布と説明依頼について承諾を得た。また、当市で譲渡する際、ワクチン接種等の記録をして、譲り受ける者に同手帳を渡すことができるようになったことから、譲渡動物が動物病院を受診した際に、情報伝達しやすくなった。

【成果から明らかになった課題】

実際に来店者対応時に店舗従事者が配布、説明するかは不明である。また、来店者が店舗のチラシボックス等に置かれている同リーフレットを手にするかどうかも課題である。

【課題解決の方向性】

今回の配布等依頼した個々の店舗従事者、主に動物取扱責任者に限るが、いずれも店舗で取り扱っている犬と猫が販売後に終生問題なく飼養されることを望んでいることが分かった。動物取扱責任者に限らず、全ての従事者に普及していくことで、来店者に情報発信をすることは可能であると考えられた。当市では、動物取扱責任者研修会は 7 業種すべての動物取扱責任者が参加しているが、例えば、販売業に特化した研修会を個別開催し、動物取扱責任者の他、従事者にも同研修会への参加を促し、責任者以外の従事者からも犬と猫の飼育希望者への適正飼養の普及啓発ができるようになれば、より効果が得られることが思料された。

(3) 犬・猫を飼う前に知っておくべきことの動画制作

【内容】

犬と猫の飼育開始前にこれから飼い主になる人が知っておくべきことを QA 方式で収録した動画を制作した。

【実施体制】

- ①長野市→動画内容骨子の作成、出演者（日本獣医生命科学大学 入交先生、帝京科学大学 加隈先生、JAHA 家庭犬しつけインストラクター西川先生）への趣旨説明、収録時のインタビューの実施、収録内容編集後の校正。長野市譲渡会、ボランティア譲渡会での放映。
- ②モデル事業委託業者（㈱オーエムシー）→骨子に基づき出演者、収録事業者の選定、スケジュール調整等
- ③撮影事業者→DVD に係る内容の撮影、編集
- ④出演講師→当市との普及啓発内容の協議・検討、出演

【成果】

成果物→動画「犬をこれから飼う人のために」 動画「猫をこれから飼う人のために」

【評価】

譲渡会の前など、飼育希望者に放映することができるようになった。犬・猫の飼養を安易に考えている飼育希望者にとっては、飼育開始を見直す機会を提供できるようになった。また、当市動画サイトにアップロードしたことにより、広く普及啓発できるようになった。

【成果から明らかになった課題】

当市の犬・猫の飼育希望者に対して放映し、飼育方法について伝えることができるようになったが、ペットショップ等ではモニター等を必要とするため、放映すること

が困難だった。

【課題解決の方向性】

いずれの動画もインターネット上にアップロードしたことから、飼育前に視聴する機会を得ることができるよう、QRコードを表記したポスターを作成し、普及啓発を図る。

(4) 講演会の開催

【内容】

林家たい平氏（落語家）と山崎千佳氏（J A H A認定家庭犬しつけインストラクター）を講師として、シニア世代を対象に、以前は猫の屋外飼養が主流だったが、現在は屋内飼養が主流になったなど、適正飼養の現在と過去の違いを普及啓発するための講演会を平成28年2月22日に開催した。

【実施体制】

- ①長野市→林家たい平氏への講演依頼、講演開催の周知、（一社）長野県獣医師会長野支部と長野県動物愛護会長野市支部への共催依頼、司会者の選定、レジュメ作成、講師への講演会趣旨説明と講演内容の依頼、アンケートの作成、講師の送迎、会場・講演会運営。
- ②モデル事業委託業者（株オーエムシー）→講演会場の選定と予約、適正飼養講習会講師の選定、講演会運営マニュアルの作成、会場の設営、舞台の装飾、設営、アンケートの集計。
- ③（一社）長野県獣医師会長野支部、長野県動物愛護会長野市支部→講師応対、林家たい平氏への講演料の支出
- ④講師→当市との講演内容の調整

【成果及び評価】

- ①林家たい平氏（落語家）、山崎千佳氏（J A H A認定家庭犬しつけインストラクター）による講演会を若里市民文化ホールで開催し、243名聴講。
- ②聴講者を対象にアンケートを実施し、199名から回収。
- ③林家たい平氏を招来したことにより、当初の見込みどおりシニア世代の聴講者が多かった
- ④山崎千佳氏の講演「犬と猫の飼い方の今と昔」は以前の飼育方法と現在の飼養方法を主題にしたものだったので、現状に相応しい犬と猫の飼い方をシニア世代に普及できた。
- ⑤シニア世代は地区自治会の役員等、地区コミュニティの運営に係っていることが想定されるため、同講演会の内容が口コミ等で各地区に普及することを期待した。
- ⑥成果物→アンケート（別添）

【成果から明らかになった課題】

アンケート（別添）から、シニア世代はペットを飼養すべきという意見があった。（約70% 131名／191名）

【課題解決の方向性】

シニア世代のペット飼養者及びペット飼養希望者は時間的、経済的ゆとりがある者が多く、ペット飼養に適している年齢層という側面もある。また、現在ペット飼養をしていないシニア世代の市民についても子育てを終え、ペット飼養を望む世代であるという側面もある。

シニア世代はペットショップ等で購入するよりも、自治体から譲渡した方が飼養困難になった場合に備えた飼養委託者の選任や譲渡後に飼養継続困難にならないか等のモニタリングが可能のほか、飼養継続困難になった際、速やかに新しい飼い主の募集などの支援が可能なのも考えられることから、シニア世代の飼養希望に沿ったシステムの構築が必要。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

※いずれも当市HPで公開しています。（検索 長野市 人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト）

27 年度



全戸配布した犬の適正飼養に係るリーフレット



ペットを飼えるか、チェックしてみよう!

ペットショップ・譲渡会場等
犬・猫飼育希望者に配布して
いるリーフレット



リーフレット・パンフレット配布に協力しているペットショップ


Days and memories
with my dog

名前：
住所：
電話：

ここに始めてもらうには左のトコちゃんの写真の写真を取りましょう

ここに始めてもらうには左のトコちゃんの写真の写真を取りましょう

家族として迎えた日 年 月 日

ワンちゃんの名前		
生年月日		
性別		
種別(品)		
登録番号(狂犬病予防法)	登録自治体	登録番号
マイケルチップ番号		


Days and memories
with my cat

名前：
住所：
電話：

ここに始めてもらうには左のトコちゃんの写真の写真を取りましょう

ここに始めてもらうには左のトコちゃんの写真の写真を取りましょう

家族として迎えた日 年 月 日

ネコちゃんの名前		
生年月日		
性別		
種別		
購入先		
マイケルチップ番号		

ペットショップと当市の犬・猫譲渡時飼育者に配布している飼育管理手帳

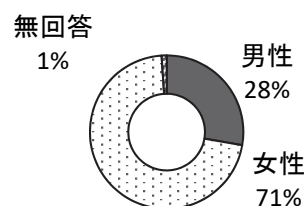


譲渡会参加者に放映する他、当市動画サイトにアップロードしている犬・猫飼育希望者向けの動画

「平成28年度 犬と猫とたい平さんの講演会」参加者アンケート結果

	回答数	%
男性	53	27.7%
女性	136	71.2%
無回答	2	1.0%
計	191	100.0%

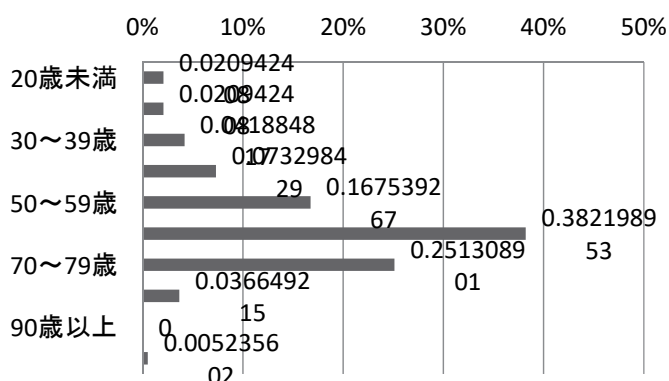
Q1 参加者の性別 (n=191)



Q2. あなたの年齢を教えてください。

	回答数	%
20歳未満	4	2.1%
20～29歳	4	2.1%
30～39歳	8	4.2%
40～49歳	14	7.3%
50～59歳	32	16.8%
60～69歳	73	38.2%
70～79歳	48	25.1%
80～89歳	7	3.7%
90歳以上	0	0.0%
無回答	1	0.5%
計	191	100.0%

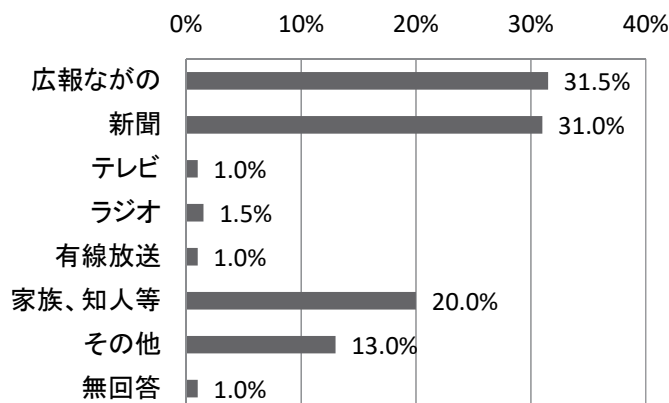
Q2 参加者の年齢 (n=191)



Q3. 講演会を何で知りましたか。(複数回答あり)

	回答数	%
広報ながの	63	31.5%
新聞	62	31.0%
テレビ	2	1.0%
ラジオ	3	1.5%
有線放送	2	1.0%
家族、知人等	40	20.0%
その他	26	13.0%
無回答	2	1.0%
計	200	100.0%

Q3 講演会を知ったきっかけ(n=191)

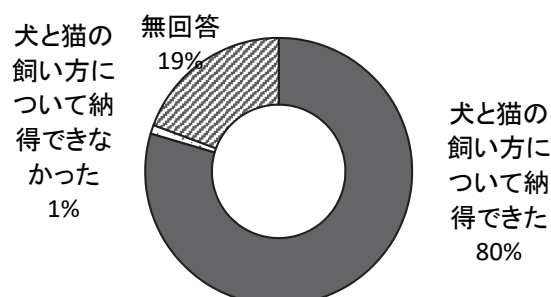


その他への書き込み	
週刊ながの	ホームページ
市保健所	愛護会長野支部より
vet会	獣医師会関係
市民新聞	保健センターにあったチラシ
市役所内IPK	長野市愛護会より
動物病院に講演会の知らせが入ったので	

Q4. 講演会を聴いて、どう思いましたか。

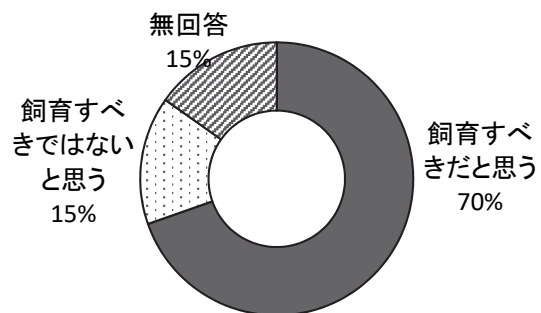
	回答数	%
犬と猫の飼い方について 納得できた	152	79.6%
犬と猫の飼い方について 納得できなかった	2	1.0%
無回答	37	19.4%
計	191	100.0%

Q4 犬と猫の飼い方に対して(n=191)



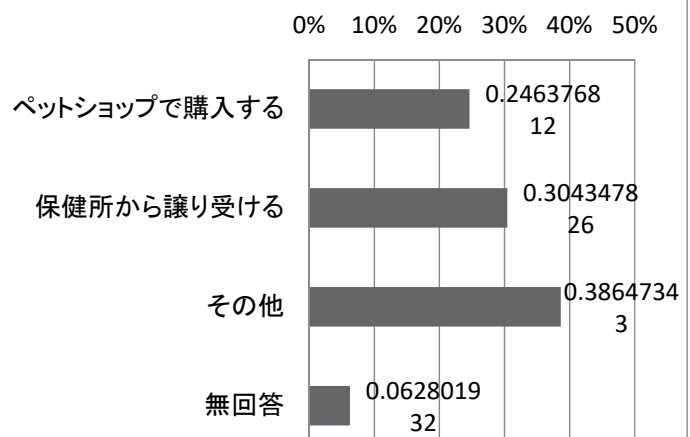
Q5. シニア世代のペットの飼育について、どのように思いますか。			
	回答数	%	
飼育すべきだと思う	133	69.6%	
飼育すべきではないと思う	29	15.2%	
無回答	29	15.2%	
計	191	100.0%	

Q5 シニア世代のペット飼育に対して(n=191)



Q6. あなたがペットを飼育する場合、どのようにしてペットを手に入れますか。(複数回答あり)			
	回答数	%	
ペットショップで購入する	51	24.6%	
保健所から譲り受ける	63	30.4%	
その他	80	38.6%	
無回答	13	6.3%	
計	207	100.0%	

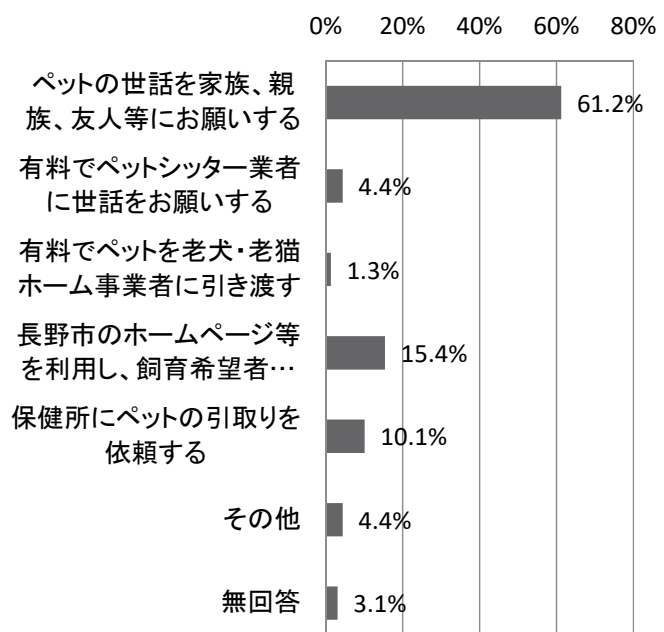
Q6 ペットをどこから手に入れるか



その他への書き込み			
フリーダーさんから直接手に入れる。			
友人、知人から			
ねこ譲渡会、ボランティアグループの紹介			
どちらも該当しない			
週間長野などを見て			
近所で困っていたり、捨て猫等			
先生に仲介してもらい購入			
動物病院から(里親募集)			
「えにし」による			
親戚で飼育困難になったとき			
新聞広告			

Q7. もし、あなたがペットの飼育が困難になった場合、どのように対応しますか。(複数回答あり)			
	回答数	%	
ペットの世話を家族、親族、友人等をお願い	139	61.2%	
有料でペットシッター業者に世話ををお願い	10	4.4%	
有料でペットを老犬・老猫ホーム事業者引き渡す	3	1.3%	
長野市のホームページ等を利用し、飼育希望者を探し、引き渡す	35	15.4%	
保健所にペットの引取りを依頼する	23	10.1%	
その他	10	4.4%	
無回答	7	3.1%	
計	227	96.9%	

Q7 飼育継続困難時の対応(n=191)



その他(抜粋)			
迷惑になるので飼わない。見ていだけで良い			
ボランティアグループに相談する			
動物病院へ預け、次の飼い主を探してもらう。			
フリーダーさんに相談する。有料で世話してくれる人を探すか？！			
ほしい人を探す。動物園等に相談する等を今考えています。			

Q8. シニア世代のペット飼育について、動物愛護管理行政に求める事があれば御記入下さい。

シニア世代のペット飼育について行政に求めること(抜粋)	
1	小さいのはかわいいが、少し大きくなると、シニア(女性)は犬に振り回される。特にしつけができていない犬を連れ、散歩しているのを見かけます。
2	独居老人においては、ペットは心のよりどころになるので、ペットリース等安心して、終末まで一緒に過ごせるようになればと思う。
3	いつもご苦労様です。ねこ保護関連のブログをみた際に、ニューヨーク近郊において、自治体、ペットショップ、フード等を販売している大手メーカー、ボランティア等の運営で、ペットショップの
4	自分が高齢で飼育をあきらめる人が多いので、もっと広報してほしい。
5	飼育できなくなったときは、即、受けてほしい体制にと思う。
6	最後まで飼ってあげることが重要だと思うが、事情があっても飼えなくなったときに次に世話をしてくれる方を探してもらえるシステムを一層充実してほしい。
7	一人暮らしの方がペットを飼っていて亡くなった場合、どうしたら最もベストかを行政として示してあげてほしい。
8	後見人を立ててから飼うと良いのでは？でも法律で縛れないので、個人の良心に任せるしかないのか。行政でペットを飼っている一人暮らしの老人を見回ってくれたりすると良いかも？NPO
9	シニア世代の犬の介護用品について、幅広く検討して、研究し、製品化される事を望みます。その場合、ペットショップ、ホームセンターなど簡単に手に入りやすいところに置いていただけれ
10	ペットが好きでもアパート借家等で飼えない環境の方が多数いるかと思います。まずアパートオーナーに対するペット飼育ができるような啓発活動、補助金交付などができればと思います。
11	シニア世代でも安心してペットと暮らせる環境、しくみが必要。
12	シニアの方がペットと一緒に入れる老人ホームや代わりに散歩してくれるヘルパーさん等の導
13	知り合いが保健所から犬を譲りうけようとしたが、高齢(一人暮らし)のため、断られた。年齢だけで決めるのはいいかなものか？動物病院の医療費の軽減、公園等公共の場の開放、長野
14	介護施設(老人ホーム等)内に猫のシェアハウスを設けて(共有スペース)飼える環境を！！
15	高齢により飼えなくなったら、保健所を通して飼ってくれる人を探して。
16	うるさいぐらいもっと広報活動を！！
17	長野市の公園のほとんどがペットの散歩等出来ません。他市、松本とか安曇野とかほとんどが禁止されていません。マナーを守れば良いと思うので、ぜひ長野市も自由にしてほしいと思い
18	飼えなくなったとき、相談はどこへ行ったらいいでしょうか。窓口はどこへ行ったらいいか。講演会、大変良かったです。また希望します。
19	山崎さんの話の中にもあったように、シニア世代が飼育できなくなったペットを飼ってもらえる人を探すなり、保護できる施設を作るなり、行政が動いてほしい。
20	シニアでも安心して飼える方策があると思います。
21	去勢手術費の検討が必要かと思えます。マナーを守って飼育するように努力すること。
22	シニア世代向けの獣医さん(往診とか)
23	講演での散歩できる範囲を広げてほしい。併せて、マナーを徹底して向上を図ってほしい。

1. モデル事業全体の概要

「子どもへの動物愛護教育の推進」をテーマとし、①子どもを対象とした動物愛護啓発ポスターの作成②小学生を対象とした動物愛護教育テキストの作成③環境省が作成した子ども向け普及啓発 DVD の複製配布④「子どもへの動物愛護教育の推進」をテーマとした動物愛護セミナーの開催。を行った。

2. 平成 26～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

(1) 動物愛護啓発ポスターの作成

小学校の廊下等、子ども達がよく目にする場に掲示することを想定し、動物愛護を考えるきっかけとするためのポスターを作成

(2) 動物愛護教室テキストの作成

対象を小学生とし、低学年用と高学年用の 2 種類のテキストを作成

(低学年用)

- ・「動物にも気持ちがあること」「動物を最後まで飼うこと」を中心とした内容
- ・飽きないよう物語形式
- ・理解を助けるようイラストを多用

(高学年用)

- ・動物の特性や飼い方など子どもに知っていてほしい内容を幅広く盛り込む
- ・より現実的で身近な問題としてとらえさせるためにイラストだけでなく写真を併用

(3) 動物愛護管理に係る既存普及啓発 DVD の複製

平成 26 年度に環境省が作成した普及啓発 DVD (「ペットを飼う覚悟と責任」／「本当に飼えるかな?」) を複製し、小学校の教育活動の一環として活用してもらう。

(4) 動物愛護セミナーの開催

「子どもへの動物愛護教育の推進」をテーマとする動物愛護セミナーを開催

有識者や獣医師会所属獣医師による講演やパネルディスカッションを通じて参加者の理解を深める。

アンケートにより参加者の意識調査を実施

【成果及び評価】

(1) 動物愛護啓発ポスターの作成

成果：「動物たちの気持ち、わかりますか?」(A2 版、カラー) 6, 500 枚

県内全小学校 (各 3)、動物行政窓口機関、動物取扱業事業者等に配布

評価：「遺棄」「虐待」「飼養放棄」について、「動物」と「子ども」とを置き換えたイラストを左右に並べることにより、子ども達に動物の気持ちを考えさせる内容

(2) 動物愛護教室テキストの作成

成果：小学校低学年用テキスト「マロンの気持ち」 5, 000部

(A4版、カラー、16ページ)

〃 高学年用テキスト「動物愛護のしおり」 6, 000部

(A4版、カラー、28ページ)

県内全小学校（各1）、動物行政窓口機関、動物取扱業事業者等に配布

動物愛護教室の受講者に個別配布

評価：（低学年用テキスト）

「動物にも気持ちがあること」「動物を最後まで飼うこと」を中心に、動物に対する興味を持たせ、動物の幸せを考えさせる内容

やわらかいタッチのイラストを多用しながら物語形式としたことで幼い子どもでも飽きずに最後まで読むことができる

（高学年用テキスト）

動物の特性や飼い方を丁寧に解説することで、動物への理解を深め、人と動物が共生するうえで必要なことを教える内容

イラストだけでなく写真も使用することで、より身近な問題としてとらえられる

※子どもに難しすぎる内容は保護者向け資料として最後に加えた。

(3) 動物愛護管理に係る普及啓発 DVD の複製

成果：平成26年度に環境省が作成した普及啓発 DVD

「ペットを飼う覚悟と責任」／「本当に飼えるかな？」 1, 000セット複製

評価：小学校等における道徳等の授業に動物愛護をとりいれるきっかけとなる

(4) 動物愛護セミナーの開催

成果：平成27年11月8日開催（参加115名）

講演 「子どもへの動物飼育・福祉教育と動物が子どもの発達に与える影響」

帝京科学大学 濱野佐代子准教授

「千葉県獣医師会における学校飼育動物への取り組み」

（公社）千葉県獣医師会 金坂裕前学校飼育動物委員会委員長

「動物愛護教育に関する取り組み状況」

千葉県動物愛護センター東葛飾支所 町田佳名子専門員

パネルディスカッション

上記講師3名、（公社）日本愛玩動物協会千葉県支所長、県衛生指導課職員

その他：参加者に動物愛護教育に関する意見を問うアンケート調査を実施

評価：講演においては、様々な分野からの専門的な知見を聞くとともに、県の動物愛護教室の取組を紹介することにより、参加者の理解を深めることができた。

パネルディスカッションでは、学校飼育動物の飼養環境の問題、子どもの動物アレルギーの問題、動物愛護教室の開催拡大の際に問題となる点、動物愛護教室におけるボランティアと行政の連携等について、活発な議論が行われた。

セミナー実施後の参加者アンケートでは、6割が動物愛護教室を推進すべきであ

るとの回答を得たが、学校に動物を連れて行く必要があるのか、モデル犬の福祉に配慮しモデル犬を用いない方法も含めて推進してほしいとの意見も見られた。また、学校や教員を巻き込んだ取り組みを求める意見が多くみられた。学校飼育動物については、3割が推進すべき、4割がより配慮して推進すべきとの回答を得たが、学校での飼養管理体制の不安、世話をするのが一部の子どものみ、学校での飼養管理の責任者が不明瞭、学校・教員の負担増などの理由で推進すべきでないという意見もあった。

いずれも今後の施策を考えるうえで大変参考となると考えられる。

【成果から明らかになった課題及び課題解決の方向性】

- (1) ポスターやテキストを作成するにあたっては、具体的に内容や表現方法を決定する段階で、各学年における読解能力や理解力等を把握する必要性が生じた。今回は結果として小学校教員経験のある教育庁職員等から助言を受けることができたが、これを動物担当者だけで進めることは困難であった。

そのため、今後このような取り組みをするにあたっては、企画や立案の段階から教育関係者と協働する体制を構築すべきである。また、内容をより充実したものとするためには、県獣医師会や学識経験者等と連携することも有用と考えられる。

- (2) 動物愛護セミナーの開催にあたって、県教育庁を通じて各教育委員会に周知していたが、教育関係者の出席は1名のみであった。パネルディスカッションにおいては、活発な議論が交わされたものの、動物愛護の視点からの議論に終始し、動物愛護教室開催の拡大につながる議論に至らなかった。

今後、同様の取組を行うのであれば、講演者やパネリストに教員や教育委員会関係者を招くなど、教育関係者をより巻き込んでいくことが必要と考えられた。

【その他】

- (1) 本モデル事業を通じて、県教育機関側と動物行政機関側との間にパイプが出来つつある。平成28年度、県教育委員会が動物愛護教室を題材に、動物の命の大切さを考えさせる内容を含む子ども向け道徳DVDを作成した際、県動物愛護センターは撮影に全面協力した。
- (2) 平成28年度、ペットショップに来店した子ども達に向けて、ペットを購入した場合、適切に飼養できるか事前確認させるための啓発チラシを作成し、ペットショップ等に置いてもらった。
- (3) 動物愛護教室開催の広報について、教育庁を通じて動物愛護教室開催に関する広報通知文書を書く小学校に送るだけでは開催数の増加につながらない中で、一部地域では、小学校の校長会の場で広報することにより開催数の増加につながっている。こういった状況を踏まえ、今後の広報方法をさらに検討する。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

<ポスター>



<複製した環境省作成 DVD>



<低学年向けテキスト>



<高学年向けテキスト>



自治体名：東京都八王子市

担当部局名：健康部 生活衛生課

1. モデル事業全体の内容

平成 25 年度から、本市では実際の動物の代わりに張り子の動物などを使用し、いのちの大切さを伝える奈良県の「うだ・アニマルパーク」にて展開している「いのちの教育」を実施している。対象は市内小学校低学年とし、八王子市学校教育部、八王子市動物愛護推進員及び東京都動物愛護推進員と連携し、平成 25、26、27 年度は 1 校、28 年度は 2 校、29 年度は 3 校と拡充して実施した。内容は 3 部構成のプログラムとなっており、プログラム受講後に子ども達に一定期間考える時間を設ける必要があるため、1 校につき 1 か月程の日数を要している。

2. 平成 27 年度～29 年度に実施したモデル事業の内容、成果・評価、課題、課題解決の方向性

【内容・実施体制】

八王子市内公立小学校で下記のとおり実施した。

実施年度	実施校	対象学年	日程			参加児童数
27年度	長沼小学校	1年生	第1回	平成28年1月22日(金)	1年1組 3時間目 1年2組 4時間目	65
			第2回	平成28年2月5日(金)		
			第3回	平成28年2月19日(金)		
28年度	第九小学校	2年生	第1回	平成28年11月11日(金)	2年1組 3時間目 2年2組 4時間目	52
			第2回	平成28年11月25日(金)		
			第3回	平成28年12月7日(水)		
	陶鎔小学校	2年生	第1回	平成29年1月25日(金)	2年1組 2時間目 2年2組 3時間目	66
			第2回	平成29年2月3日(金)		
			第3回	平成29年2月16日(木)		
29年度	横川小学校	2年生	第1回	平成29年6月9日(金)	2年1組 2時間目 2年2組 3時間目	57
			第2回	平成29年6月23日(金)		
			第3回	平成29年7月7日(金)		
	横山第二小学校	2年生	第1回	平成29年11月2日(木)	2年1組 2時間目 2年2組 3時間目	45
			第2回	平成29年11月17日(金)		
			第3回	平成29年12月1日(金)		
緑ヶ丘小学校	2年生	第1回	平成30年1月12日(金)	2年1組 2時間目 2年2組 3時間目	62	
		第2回	平成30年1月26日(金)			
		第3回	平成30年2月9日(金)			
合計	6校		18回			347

(4) 講師

八王子市動物愛護推進員 2 名、東京都動物愛護推進員 1 名 計 3 名

(5) 役割

①担当所管（生活衛生課 動物衛生担当）

- ・実施校が決定するまでの学校教育部との調整
- ・実施校との事前打ち合わせ（使用する教室、備品の確認など）
- ・「いのちの教育」講師との調整

②「いのちの教育」講師

- ・担当所管との打ち合わせ
- ・各回とも事前リハーサル及び備品確認
- ・各回とも事後に振り返りの打合せ

③実施校

- ・担当所管との打ち合わせ
- ・児童への事前説明
- ・教諭及び児童の実施前、実施後のアンケート

【成果及び評価】

(1) 講師の育成

実施校拡充のため、平成 27 年度に新たな講師の育成を目指し、八王子市動物愛護推進員の中から 1 名を全 3 回のプログラムに参加させ、講師としてのスキルを習得し、平成 28 年度から、実施校を 1 拡充し新講師を加え授業を開始した。

しかし、年 6 回の授業数では、経験が積めず、本授業の根幹を理解しないまま教壇に立っていることに、講師も不安を感じていたため、平成 29 年度はモデル事業開始当初から懸案だった講師への研修を実施した。

研修方法としては、プログラム提供元のうだ・アニマルパークが実施している研修へ参加させ講師のスキル向上を図ったものである。

その結果、授業において使用する言葉や、授業後のアンケート調査の分析方法を改善するなど、講師のスキル向上に非常に有効であった。

(2) 備品等の配備

昨年まで、各回とも実施後に、児童の振り返りの資料として使用する学習ノート（一人 1 枚配布）を、平成 29 年度から、カラーにして配布したところ、児童の振り返り、児童の受け入れ反応もよく、感想文をいただいたほどであった。

また、平成 25 年度から使用している張り子についても、劣化等が進んでいたが、平成 28 年度に新たに配備できた。

(3) 学校への周知

モデル事業への位置づけにより、市内小学校へ「いのちの教育」を周知するための DVD を 100 部作成することができた。これまで文書にて説明していた「いのちの教育」を動画で説明することが可能となり、より分かりやすい形で周知することができた。

(4) 児童の変化（授業中では）

心音計を用いた授業では、人間と犬の心音（録画）を聞き比べた。初めて自分の心音を聞いた児童も多く、その音や速さに、皆違っていることを理解した。さらに、犬も同じように鼓動していることに驚いていた児童も見受けられ、いのちの証拠（動物も同じであること）を実感した。

(5) 児童の変化(アンケート結果では)

授業前後で動物に対する考え方に変化が起こり、特に人間と動物は繋がっていることに理解を示してくれた。

(6) 児童の変化(担任の報告では)

授業後、動物に対する考え方はもちろんだが、物を大切に扱うようになった児童が増えてきた。例えば、衣服を乱雑に扱うしぐさが少なくなった。給食を残さず食べようとする意欲がでてきた。など、感謝の気持ちが深まった児童が多く見受けられた。

【成果から明らかになった課題】

(1) 講師のスキルアップ

授業の進め方などは、経験を積むことが一番重要であると感じた。今年度にうだ・アニマルパークで実施している研修に参加させたことで、本事業の根幹を振り返ることができ、その成果として、授業の改善や講師のスキル向上に非常に有効であったため、定期的に研修に参加させる必要がある。

(2) 実施校又は対象者の拡大

学校単位の実施であるため、実施する学校の児童しか受講できない。希望する児童に対して実施するか実施校を拡大し、受講の機会を拡充する必要がある。

(3) 情操教育の継続性

アンケート結果からも、約1か月で、動物に対する意識の変化が起きたことから、児童に対する情操教育の効果があったと思われる。子供の成長に合わせ継続的に実施すれば、人と動物が共生できる社会を実現できる人材の育成にも繋がると思われるので、継続的に行う必要がある。

【課題解決の方向性】

(1) 講師のスキルアップ

奈良県の主催する研修に参加し、知識の習得を図ることが重要であるが、本市から遠距離となる奈良県までの旅費等についての負担の問題を解決する必要がある。

(2) 学校単位ではない「いのちの教育」を実施

1日又は半日で終了するプログラムで、希望する児童を対象に実施する。

(3) 成長に合わせた実施体制の整備

小学生低学年だけではなく、小学校高学年、中学生と年代ごとに継続して実施。

3. 参考資料（モデル事業で作成したパンフレット、写真、スライド等）

<いのちの教育プログラム 印刷したプリント>（原稿提供：宇陀アニマルパーク）

◆第1回学習ノート

私たちとどうぶつとのつながり

私たちは人間は、犬や猫などのペット以外にも、いろんな動物とのかかわりの中で生きています。ここでは、わたしたち人間と、さまざまな動物たちとのかかわりについて考えてみましょう。

《野生動物》
ボクは、人間と
いっしょの家庭の中
でくらしています！

《ペット》
私は、人里
からはなれた自然で
くらしています！

《家畜》
私は、
人間が管理している
農場でくらして
います！

人間と動物とのかかわりかたは、大きくわけて3種類にわかれます。「ペット」「家畜」「野生動物」です。
私たち人間は、そのいずれの動物たちともふかかかわって生きていて、かれらの「いのち」にたいして大きな影響力をもっています。

ねん くみ
なまえ

シート1-1《私たちとどうぶつとのつながり》

あなたが知っている動物を「ペット」「家畜」「野生動物」にわけてみましょう！そして、下のそれぞれの動物が、あなたとどんなかかわりがあるか考えて動物の名前を例のように書きましょう。

自然を
まもったり…
一緒に遊んだり…
食べたり…

《野生動物》
《家畜》
《ペット》

ウシ/ヤギ/ニワトリ/キツネ/
イノシシ/クマ/シカ/ヒツジ/
ネコ/インコ/ウサギ/タヌキ/
カラス/サル/トビ/ハムスター/ブタ

ねん くみ
なまえ

シート1-2《私たちとどうぶつとのつながり》

◆第2回学習ノート

動物たちの気持ちを考えよう

地球上の、いろんな動物たちは人間とおなじように食べものや水を飲んで生きています。また、「うれしい」とか「イヤだな」など、人間とおなじようにいろいろなことを感じています。ここでは、動物たちの気持ちについて考えてみましょう。

安全なところで眠りたいです！
おなかいっぱい食べたいです！
寒はとってもこわがりです…
水をいっぱい飲みたいなあ。
高い場所に登るのが大好きです！
暑いのが苦手です。
とてもしずかに好きなんです。
人間と一緒に散歩したり、遊んだりするのが大好きです！

ねん くみ
なまえ

シート2-1《動物たちの気持ちを考えよう》

	何を 食べるの？	どこで 寝るの？	どんなとき うれしい？	どんなとき かなしい？
自分	水	ベッド ふとん	おやつするとき	
ネコ	キャット フード 肉 水			
クマ	ドングリ 水	森の中 木の穴		食べるものがみつからないとき
ウシ	水			
好きな動物				

それぞれの動物たちに必要な食べものや寝るところ、そして気持ちを書きこんでみましょう。一番下の欄には、自分の好きな動物を書きこんでください。

ねん くみ
なまえ

シート2-2《動物たちの気持ちを考えよう》

**平成 26 年度～平成 29 年度
人と動物が幸せに暮らす
社会の実現プロジェクト
モデル事業 事例集**

平成 30 年 3 月

請負者 株式会社オーエムシー

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-34-新宿御苑アネックスビル 8 階

Tel 03-5362-0120 Fax 03-5362-0121